

博士論文

消費者信用情報保護法制の比較研究

(A Comparative Study of the Legal Systems in Credit Reporting)

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究科

長谷川和子
Kazuko Hasegawa

2005年

博士論文

消費者信用情報保護法制の比較研究

(A Comparative Study of the Legal Systems in Credit Reporting)

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究科

長谷川和子

Kazuko Hasegawa

2005年

目次

第1章	日本における消費者信用情報保護法制	1
第1節	問題の所在 (1)	
1.	序 (1)	
2.	わが国の裁判例における問題性 (2)	
3.	問題提起 (5)	
第2節	消費者信用取引法制の概観 (6)	
1.	消費者信用取引法制の生成と発展 (6)	
2.	消費者信用保護法制の歴史的経緯 (7)	
3.	本研究に関する先行研究の概要 (8)	
4.	本研究の先行研究に対する評価 (9)	
第3節	消費者信用情報保護に関する学説の検討 (1) - 総論 (11)	
1.	竹内昭夫教授の理論 (11)	
2.	長尾治助教授の理論 (13)	
3.	植木哲教授の理論 (15)	
4.	プライバシーの権利に関する理論の変遷 (17)	
第4節	消費者信用情報保護に関する学説の検討 (2) - 各論 (18)	
1.	消費者信用情報伝達システムの問題 (19)	
2.	消費者信用取引固有の問題に起因するもの (19)	
3.	その他の要因 (20)	
第5節	裁判例からみた消費者信用情報保護の問題点 (29)	
1.	信用情報機関の誤情報登録と情報開示 (29)	
2.	抗弁事由がある場合の信用情報登録 (30)	
3.	不利益取扱いについての通知義務 (33)	
4.	情報主体からの同意取得及び情報提供者の説明義務 (35)	
5.	裁判例まとめ一特に信用情報機関の民事責任について (37)	
第6節	小括 (38)	
第2章	アメリカにおける消費者信用法制の概観	41
第1節	消費者信用取引の歴史的背景 (41)	
第2節	消費者信用法制の体系 (42)	
1.	消費者信用関連法規 (42)	
2.	消費者信用保護法 (CCPA) の内容 (42)	

第3節	統一消費者信用法典 (U3C) のもつ意義 (44)	
第4節	統一商事法典 (UCC) と消費者保護規定 (45)	
第3章	アメリカの消費者信用情報保護法制 (1) - 立法前史	47
第1節	消費者信用報告の位置づけ (47)	
第2節	消費者信用報告被害の概観 (48)	
	1. 信用報告による被害類型 (48)	
	2. 信用報告の性質と問題点 (50)	
第3節	信用報告とコモンローにおける名誉毀損 (51)	
	1. 名誉毀損法の概観 (51)	
	2. 信用報告と名誉毀損 (53)	
第4節	信用報告機関に対する相対的免責特権の付与 - 判例の展開 (53)	
	1. 相対的免責特権の付与を否定する判例 (54)	
	2. 相対的免責特権を付与することを認容した裁判例 - 大多数 (56)	
第5節	相対的免責特権の法理	
	- 第二次不法行為法リスティメントの考察を中心に (57)	
	1. 特権 (privilege) の体系的考察 - 第二次不法行為法リスティメントからの考察 (58)	
	2. 相対的免責特権の法理の概要 (59)	
	3. 信用報告機関の相対的免責特権に関する解釈 - 第二次不法行為法リスティメントによる (65)	
第6節	学説の展開 - 信用報告に付される相対的免責特権の許容性 (69)	
	1. 概観 - プロッサーによる解説 (69)	
	2. 信用報告に相対的免責特権を認める見解 (72)	
	3. 信用報告に相対的免責特権を認めるのに否定的な見解 (74)	
第4章	アメリカの消費者信用情報保護法制 (2) - FCRA (公正信用報告法) の規律	90
第1節	FCRA 立法経緯 (90)	
	1. 背景 - 消費者報告産業の実態 (90)	
	2. 立法機運と公聴会の証言 (93)	
	3. FCRA 草案 (94)	
第2節	FCRA の概要 (95)	
	1. 立法目的 (95)	
	2. FCRA の条文一覧表 (96)	
	3. FCRA の定義及び解釈準則 (97)	
	4. 執行権限 (98)	
	5. 州法との優先関係 (99)	

第3節	FCRAの特徴—特に民事救済について (101)	
1.	法的手段の変更 (101)	
2.	注意義務違反と損害賠償規定 (102)	
3.	コモンローと顕著な相違点—名誉毀損法とFCRA違反訴訟の比較 (103)	
第4節	信用報告と憲法準則 (103)	
1.	ニューヨークタイムズ事件判決 (104)	
2.	信用報告に対する憲法修正第1条の保護範囲 (106)	
3.	セントラル・ハドソン事件判決と衡量テスト (110)	
第5節	裁判例からの検討 (111)	
1.	FCRA制定と名誉毀損訴訟の変化 (111)	
2.	相対的免責特権が付与されている州の裁判例—債権譲渡に伴う信用情報の取扱い (119)	
3.	情報提供者の責任—ネルソン事件判決による検討 (121)	
4.	不利益取扱いに関する通知義務 (127)	
第6節	FCRAにおけるEU諸国との調整—セーフハーバー原則を中心に (133)	
1.	セーフハーバー協定の概要 (134)	
2.	FCRAとセーフハーバー協定 (135)	
第7節	小括 (136)	
第5章	総括.....	140
第1節	まとめ (140)	
第2節	立法化に向けての提言 (140)	
1.	情報収集、特に間接収集における通知規定明文化の必要性 (140)	
2.	信用情報機関における登録内容及び登録期間見直しの必要性 (142)	
3.	同意に関する義務規定の明文化 (143)	
4.	開示義務の明文化 (145)	
5.	情報提供者の責任 (146)	
6.	消費者の責任 (147)	
7.	結語 (148)	
参考文献	149

第1章 日本における消費者信用情報保護法制

第1節 問題の所在

1. 序

今日、割賦販売、クレジットカードによる決済、消費者ローン等の制度が、大変に発達している。この場合、これらの制度を利用する消費者は、前もって自らの物的担保を提供し、相手方との取引により生じる債務を担保するわけではない。これらの制度のもとでは、相手方(業者)が、消費者には相手方との取引により生じる債務を負担することができることを把握、判断して、消費者との取引を行う。消費者がそのような取引を行う、そこから生じる債務を負担することができることを、消費者への信用供与という。従って、相手方(業者)にとっては、取引の申込を行った消費者に信用供与をすることができるか否かが決定的に重要である。そのために、相手方(業者)は、取引に必要な当該消費者の個人信用情報を集めるとともに、個人信用情報機関を利用している。個人信用情報機関は、「銀行、クレジット会社、消費者金融業者など、多くの場合物的担保によらず専ら顧客の信用(返済能力)を担保として信用供与を行う事業者を会員とし、信用供与にとって不可欠な顧客の信用に関する情報を収集・蓄積し、会員の求めに応じてそれを(与信判断の材料として)提供することを」業務としている¹。

現在、わが国における個人信用情報機関としては、「全国銀行個人信用情報センター」(金融機関が会員の中心)、「(株)シー・アイ・シー」(クレジット会社が会員の中心)、「全国信用情報センター連合会(全情連)加盟の33機関」(消費者金融系企業が中心)、および「(株)シー・シー・ビー(CCB)²」(「業種横断型」企業による個人信用情報機関)、そして(株)「テラネット」の5系統がある。前三者は情報交流を行っておりCRIN(クリン: Credit Information Network)と呼んでいる。また、全情連と(株)テラネットも相互に情報の交流を行っている。これらの個人信用情報機関は情報を共有することにより、過剰貸付の防止、多重債務者の発生を未然に防止することを目的としている。

しかし、消費者という観点での個人信用情報(以下、消費者信用情

¹ 内閣府国民生活局『ハンドブック消費者2005』(国立印刷局、2005年)87頁。

² 従って、会員は信販、クレジットカード会社、消費者金融会社、メーカー割賦、大手百貨店、都銀系信用保証会社など外資系を含め極めて多岐にわたる。アメリカ合衆国のTRW(現在のエクスペリアン)をモデルに設立された。

報という。)には、消費者信用「情報」が適切に取り扱われて、消費者信用情報という観点からその不正、不当な収集・利用がされてはならない、そのためには、どのような措置が講じられるべきか、という情報一般に繋がる問題である。現在は個人情報保護法および金融庁、経済産業省等の各種ガイドラインが規律している³。消費者信用情報の領域では、貸金業規制法 30 条 2 項（「情報の目的外利用の禁止」）、割賦販売法 39 条（「信用情報の適正な使用等」）などがこの問題を規律している。

とくに、消費者信用情報の場合、その情報は消費者が自己の信用力を担保に相手方(業者)と取引をしようとするときに用いられるため、消費者の経済的活動に大きくかかわることになる。言い換えれば、消費者信用情報は、消費者の経済的活動を左右するのである。

仮にある消費者の信用情報が間違っただけで事故情報として登録された、あるいは不利益な情報が登録されたとき、その情報は消費者信用情報機関を通じて各会員に提供される。そこで問題は、どのような情報が登録されるか、登録されることについて消費者に十分な説明がなされているかということである。とくに不利益情報については、消費者には不利益情報を決定する余地はなく、基本的にそれはすべて信用情報機関が決定する。そのために、消費者が予測しない事情も不利益情報として取り扱われる可能性がある。

例えば、信用情報機関により、破産宣告、失踪宣告等の公的記録に基づく情報の間接収集が行われ登録されたが、別人の情報であったというような場合である。そのうえで、これを具体的に論じるために消費者信用情報に関する裁判例を検討する。

2. わが国の裁判例における問題性

(1) 現段階において本論文と関係する裁判例としては以下の5つを挙げることができる。しかし、それらには検討されるべき問題点あるいは課題があると思われる。まず、それらの判決の概要を示そう。

① 東京高判平成 10 年 2 月 26 日(金法 1526 号 59 頁)

X は Y 信用情報機関において X のクレジットカードの支払いについて延滞事故があるとの登録を受けたため、右延滞事故は事実と反し、その登録は無効なものであるなどと主張して、名誉毀損ないし

³ 各種ガイドラインとしては、個人情報保護法及び関係ガイドライン[金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年金融庁告示 67 号)、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(平成 17 年金融庁告示第 1 号)]、[経済産業分野のうち信用分野における個人信用情報保護ガイドライン(平成 16 年経済産業省告示第 436 号)] 等がある。

プライバシー権の侵害を理由として、不法行為に基づき、右違法な登録によって被った精神的損害の賠償を求めた。東京高等裁判所は、「Xの主張立証の程度をもってしては、消費者の同意を前提として運用されている現行の右登録制度が憲法の規定に違反し、独占禁止法や公序良俗違反等に違反する違法なものではあるとは認められない」と判示し、Xの請求を棄却した。

②大阪地判平成2年5月21日(判時1359号88頁)

Xは破産宣告を受けたという誤った個人情報をもとにYにより登録され、会員に提供された。XはYに対して全国版日刊新聞への謝罪広告の掲載と慰謝料(1100万円)の請求を行った。謝罪広告は棄却されたが、名誉毀損による損害が発生していると認容され、慰謝料の一部200万円が認められた。

③東京地判平成9年9月9日(金法1516号54頁)

Xは、Aゴルフ会員権を購入するため、Yと800万のローン契約を結んだ。XはYに対し分割金を支払っていたが、Aゴルフが倒産したため、それ以降のローンの支払いを中止した。本件ローンの連帯保証人であるAはYに対し残代金を代位弁済した。そこで、YはB信用情報センターに、代位弁済の事実を事故情報として登録した⁴。さらにBはBが提携する他の信用情報機関に対しても事故情報として伝達した。そこで、Xは支払中止には正当な理由があると主張し、Yに対し、不法行為にもとづく400万円の損害賠償を請求する訴訟を提起した。

Xの主張に対し東京地方裁判所は、「本件ローン契約書にXが署名した以上、XはBに登録するという本件条項を了承したものとみなされ、Xの本件条項の拘束力がないという主張は認められない。また、YのBに対する情報の登録はYB間の内部規定であるから、Yが行った事故情報の情報提供は、不法行為に当たらない」と判示し、Xの請求を棄却した。

④大阪地判平成2年7月23日(金法1289号29頁)

Y1(与信業者)はXに関する誤情報をY2(信用情報機関)に登

⁴ 登録される事故情報は信用情報機関により多少の相違がある。『月間消費者信用2003年9月号』123-124頁によれば、全銀協(全国銀行信用情報センター)は、延滞、延滞解消、代位弁済、代位弁済後完済、強制回収、強制解約、第1回目不渡、取引停止処分、保証履行、求償債権完済、強制退会等となっており、CIC(株式会社シー・アイ・シー)およびCCB(株式会社シー・シー・ビー)は異動情報(延滞、延滞解消、延滞後解約)のみ、全情連(全国信用情報センター)は延滞、延滞解消、債権回収、債務整理、破産申し立て、特定調停、民事再生となっている。被告は当時(株)信用情報センターと称していたが、現在はCICと名称変更している。また特定調停、民事再生は近年の立法化に伴うものであり、当時は含まれていない。

録した。そのため X が申込んだ新規クレジットの申込みが拒絶された。X は Y1 の債務不履行責任(付随義務違反、注意義務違反)、Y2 の不法行為を主張して争った。Y1 に対する請求は認容されたが、Y2 に対する請求は棄却された。

⑤大阪高判平成 17 年 2 月 3 日(金判 1221 号 51 頁)

信用情報機関に事故情報(代位弁済後完済)を登録された X が新規ローンの申込みを行ったが拒絶された。そこで、X は、与信業者である Y に対し債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償及び事故登録抹消合意に基づく本件事故情報の削除手続を請求した。

原審では本件請求をいずれも棄却した。そこで X は控訴し、(i)信用情報登録についての控訴人の同意の不存在、(ii)本件事故情報の登録抹消請求について X は被控訴人との間で成立した本件事故情報の登録抹消合意に基づく抹消請求に加え、民法 723 条の準用ないし類推適用による不法行為に基づく本件事故情報の抹消請求を追加的に主張した。

これに対し大阪高等裁判所は、「Y が当座貸越契約を含む預金取引を締結した際、X の合意を得たうえ、個人信用情報を信用情報機関に登録し、かつ X の事故情報を同機関に登録し、事故解消後に同事故情報の登録を抹消しなかったとしても、X に対する債務不履行または不法行為に当たらない」と判示し、X の請求を棄却した。

(2) これらの裁判例で消費者信用情報の問題を全般的に解決することはできない。確かにこれら裁判例の個別的な結論は妥当だとしても、消費者信用情報の法的枠組みが確立していない現状においては、これら裁判例は消費者信用情報の全体的問題のうち部分的な解決が個別に図られたにすぎず、市場透明性という観点からも、これらの裁判例からその全体的な見通しをつけられるわけではない。

以下で、各裁判例における問題点、課題をここでは簡単に指摘しておこう。詳しくは第 5 章で検討する。

まず①の判決であるが、X に対し Y はクレジットカードを利用した場合には、X の取引履歴が信用情報機関に登録されることを十分に説明する義務があるにもかかわらず、それを怠ったために X が登録システムをよく理解できずに、プライバシーを侵害されたと誤解をしてしまったことである。裁判では、信用情報登録制度についての公共性・公益性の判断が示されているが、Y の説明義務についての判断が示されていない。

②の判決について、Y は公的情報から間接的に X と思われる人物の情報を間接収集したが、十分な確認を行わなかったために、別人の破産情報を登録してしまった。X の名誉・信用を毀損されたことについては不法行為が成立し、一部ではあるが、慰謝料が認められた。しかし、Y の会員会社への誤情報提供と X が与信拒否を受けた

ことについて損害を立証できないとして、大阪地方裁判所は X の請求を棄却している。

まず、Y が本人確認を行っていれば、X がより大きな経済的損害を受けずに済んだことは明らかで、X の保護されるべき利益が侵害されることもなかった。また、裁判所が銀行系と信販系の情報交流を強く認識していれば、Y の誤情報提供と X が受けた与信拒否について損害の立証が認められる余地があったのではないかと思われる。そこで、②の裁判例では正確性確保のため Y は通知義務を有するべきと考える。③については明らかな抗弁事由がある場合には、X の支払い中止は「延滞」ではなく、A が代位弁済した理由を明記すべきではないだろうか。Y が通常金銭消費貸借の延滞による代位弁済と区別せずに、同様に位置づけることに問題があると思われる。

また、④ X の二つの主張のうち、誤情報を Y2 に提供した Y1 の債務不履行責任は認められたが、Y2 が X の不利益な情報を登録した場合の通知義務は認められなかった。現行の法制度の下では通知義務が法定されていない。銀行系信用情報機関の自主ルールに規定があるだけであるが、整合的に整備される余地がある。

⑤については、X に対し信用情報機関登録への説明義務と本人の明示の同意取得が問題となっていると思われる。

3. 問題提起

(1) 裁判例による解決はすでに指摘したように、個別的な解決に寄与するとしても、すでに述べたように全体的な問題を把握することはできない。消費者信用情報は 2003 年 5 月に成立した個人情報保護法、貸金業規制等に関する法律 25 条 3 項 [情報機関の設置または指定]・同 30 条 1 項 [過剰貸付の防止]・同条 2 項 [情報の目的外利用の禁止]、割賦販売法 38 条 [支払能力を超える購入の防止]・同 39 条 [信用情報の適正な使用等]、及び貸金業規制法施行規則 13 条 [債務者の信用を情報機関に登録する旨の契約書への記載] 等の取締法規、行政のガイドライン及び各業界の自主ルール等によって規律されている。これらは売買と貸付が別々に規律され、複雑で分かりにくい。統一的な法律の立法化が早くから提唱されていたが、現在のところ実現をみてない。

(2) 消費者信用情報に対する全般的、包括的な整備が必要である。

今後わが国はなお一層のカード社会、クレジット社会になると思われる。消費者信用情報に関する全般的整備も必要視されることも容易に予測されることである。しかし、その場合、国民生活に密接に関係するこの分野の法整備が拙速に図られてはなるまい。アメリカ合衆国には長い年数の末に公正信用報告法 (FCRA) が 1970 年に制定されている (施行は 1971 年)。われわれがこの経緯を正しく理解し、

その分析と評価の上にわが国の在るべき将来を考えることが必要である。

今後、わが国で消費者信用取引がますます利用されることが強く予測されるが、取引を担保する信用(返済力)の基礎となる消費者信用情報を適正に規律することが必要に思われる。

本論は、このような問題意識に基づいて、この点に先行するアメリカ合衆国の法事情を中心に、わが国の消費者信用情報の法的規律に資することを目的とする。

第2節 消費者信用取引法制の概観

第1節において問題の所在を明らかにしたが、前提となる概念、法制度に戻って考察する。

1. 消費者信用取引法制の生成と発展

適正な消費者信用情報の利用により消費者信用取引が発展することは既に述べたとおりであるが、まず、消費者信用取引法規制の生成と発展及び周辺の消費者保護法制について概観する。

日本における消費者信用取引は戦前の月賦屋が行っていた時期も含めると1900年頃に遡る。しかし、近代的な取引は昭和35年(1960年)ころから発展を遂げたといわれている。

初期は、1900年頃から第二次世界大戦直後までであり貸付に対する規制が主であり、貧困者を高利から救済する点に主眼が置かれた。次は、貸付、売買部門別々の消費者保護規制が行われた時期となる。それは、割賦販売・信用販売の著しい発展に伴い、信用料のみならず、当事者間の契約に委ねられたその他の契約条項も消費者にとって極めて不利・不当であったため、これらから消費者を保護する必要があったからである。日本では、この時期に金利に対する規制として、1947年に臨時金利調整法、1954年に利息制限法、出資の受入、預り金および金利等の取締り等に関する法律(出資法)の二つが制定された。

従って第3期は上記に述べたように1960年代以降になる。この時期に規定された消費者信用に関する主な法律は、割賦販売法、貸金業の規制等に関する法律(貸金業法)であるが、規制対象が売買、貸付別々のものとなっている。

消費者信用取引に関する学説は1960年代以降1990年代中頃まで検討されているものが多いが、筆者は1995年以降、つまりインターネットが世界的に普及し始めた時期から現在も検討すべきではないかと考えている。消費者信用取引がウェブ上で容易に可能となった反面、新たな問題が生じそれに対応した不正アクセス禁止法

(1999年)、電子署名法(2000年)、電子消費者契約法(2001年)等周辺の法整備がなされてきたからである。

なお、消費者契約に関する法整備としては、2000年に消費者契約法が制定され、同年に金融商品販売法も制定された⁵。さらに2004年には消費者基本法が成立し、消費者も「消費者の権利」とともに「消費者の責任」が規定された(長谷川注:「消費者保護」の「保護」の文言がはずされた)⁶。

次に消費者信用情報保護の歴史的経緯について概観する。

2. 消費者信用情報保護法制の歴史的経緯

日本における信用情報機関の主な役割について前節で述べたとおりであるが、これらが部分的なことにとどまっていることから、早くも70年代中ごろから総合的な消費者信用法の立法化が提唱され、1980年の中頃には行政機関から相次いで関連する三つの報告書が発表された⁷。

その後、1987年に金融情報システムセンター「金融機関等における個人データ保護のための取扱い指針」が公表され、1988年に日本では最初の個人情報保護法となる「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が成立した。民間部門においてはその後2003年5月に「個人情報の保護に関する法律」が成立するまで、行政当局から出されるガイドライン及び各業界の自主ルールに沿った運用が続いていることは冒頭で指摘したとおりである⁸。

⁵ 消費者契約法については一般的な形での契約解釈のルールとして不明確条項解釈準則の採用が提案されたが、成立した消費者契約法においては、明文化されなかったことが、指摘されている(上田誠一郎『契約解釈の限界と不明確条項解釈準則』(日本評論社、2003年)2-3頁。消費者信用情報保護の観点から、取引約款の解釈によっては消費者に著しく不利になることがあり(たとえば、債権譲渡における異議なき承諾等)、大きな検討事項である。

⁶ ①批判的意識を持つ責任②主張し行動する責任③社会的弱者への配慮責任④環境への配慮責任⑤連帯する責任の5つの責任である。

⁷ 「国民生活審議会消費者政策部会—情報化時代の消費者政策について」、「経済企画庁国民生活局・消費者信用適正化研究会報告」、及び「通商産業省・割賦販売審議会基本問題部会消費者信用情報分化学会報告」の三つの報告書である。

⁸ 1991年の郵政省ガイドライン。その後EUデータ保護指令を受けて、1997年の通産省ガイドライン改訂(業種別ガイドライン策定+実践遵守計画策定)、1998年のプライバシーマーク制度が決定されていた。以下一連のルール、ガイドラインは、1998年12月に郵政省ガイドライン改訂、1999年にJISコンプライアンス・プログラム要求事項(「個人情報に関するコンプライアンス・プログラムの

3. 本研究に関する先行研究の概要

日本で最初にこの問題を手がけたのは、竹内昭夫教授であったと思われる。竹内教授は『現代法学全集52 現代の経済構造と法』（筑摩書房、1975年）において70年代初めに成立した、アメリカ消費者信用保護法（Consumer Credit Protection Act = CCPA、とくに公正信用報告法 = FCRA）、統一消費者信用法典（UCCC）及び統一商事法典（UCC）をモデルに、消費者信用・消費者信用情報保護の問題を提起した。続いて竹内教授は田島裕教授とともに、「月刊クレジット252号～265号」（1978年）にアメリカ消費者信用保護法（CCPA）の翻訳を発表した。また同法の改正版については、同じく「月刊クレジット300号から303号」（1982年）に発表した⁹。それから10年余りを経て、竹内教授は『消費者信用法の理論』（有斐閣、1995年）において本研究のテーマに関する総合的な研究成果を発表した。

また、長尾治助教授は『消費者信用法の形成と課題』において「消費者信用に関する個別立法の制定過程」、「形成期における消費者信用法の諸問題」、「消費者信用法立法化への胎動」と題して消費者信用法の精緻な検討を行った¹⁰。特に第6章信用情報の法的規制については多くの先行研究が残されている（詳細は後述する）。長尾教授は他に『消費者法の比較法的研究』（有斐閣、1997年）等の著書があるが、内容的には前者を概括し、周辺の消費者問題も合わせて検討されている。

さらに、植木哲教授も「消費者信用情報裁判の現状と課題」植木哲＝木村達也他編『クレジット法の理論と実際－消費者信用法制と消費者信用情報－』（信山社、1990年）において近時の裁判動向から具体的な問題点を抽出し、分析を行っている。

以上のように多くの研究がなされてきたが、消費者信用情報保護のみならず、個人情報保護の全体的な研究を検討する場合には、堀部政男教授の研究について述べる必要があると思われる。その全容を考察するのは筆者の力量では無理であるが、消費者信用情報に関する点を中心に論述することにする。

堀部教授は『アクセス権』（東京大学出版会、1977年）、『現代のプライバシー』（岩波書店、1980年）、『プライバシーと高度情報化

要求事項 Q15001」)、1999年の金融情報システムセンター（FISC）「金融機関等における個人データ保護のための取扱い指針改正版」が策定された。

⁹ 最新のCCPAの翻訳は箕輪靖博『クレジット研究18～31号』（クレジット研究所、2003年）。

¹⁰ 長尾治助『消費者信用法の形成と課題』（商事法務研究会、1984年）。

社会』(岩波書店、1988年)、『情報公開・プライバシーの比較法』(日本評論社、1996年)の他にジュリストを初め多くの法律雑誌に信用情報も含めた個人情報の問題について問題点を明らかにしている。特に堀部教授が中心メンバーとなっている「クレジット産業と情報に関する研究会」は、判例研究及びCCPA,FCRAの翻訳、コメントリーの翻訳等を『クレジット研究』(クレジット研究所)の各号で発表している。本研究においても多くの示唆を得ているところである。

消費者信用情報保護とプライバシーの問題は非常に密接な関わりをもつが、非常に多くの文献がある。榎原猛編『プライバシーの総合的研究』(法律文化社、1991年)にはプライバシー権に関する文献・資料が各国別・テーマ別に特に、章を設けて紹介されている。

ところで、比較的新しい文献として竹田稔=堀部政男編『新・裁判実務大系9 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』(青林書院、2002年)があるが、その中で渡辺達徳教授が消費者信用情報保護の問題の「正確性の確保」という問題に焦点を絞って新たな見解を提示している。

4. 本研究の先行研究に対する評価

竹内昭夫教授は、先に挙げた論文の中で消費者保護という観点から、消費者信用の意義と形態、わが国における消費者信用の実態、及び消費者信用に関する法規制の概要と論じている。特に、取引条件の開示についてアメリカ法をモデルとしながら重点的に解説を行っている¹¹。また、同教授は割賦販売と消費者金融とを包括的に規制する総合的な消費者信用保護法の提唱を行っているが、本研究の対象とする消費者信用情報については「割賦販売法の改正法案の審議を終えるに際し、衆参両院の商工委員会は、附帯決議において消費者信用情報保護に関する基本立法につき検討することを政府に求めており、各省大臣から成る消費者保護会議も、昭和47年10月、消費者行政推進の具体的方策の一つとして、中略 [消費者信用に関し、消費者保護を図るための総合的立法措置について調査研究すること]を決定しており」と指摘するにとどまっている¹²。また、竹内教授は消費者保護法の実効性について「この種の法分野では、第一に、規制対象を定めるにあたり、ほんらい規制しなければならないはずのものが洩れることのないよう、対象を包括的・網羅的にとらえなければならない。同じ経済目的を達するために、法律的には多種多様の形式・技術を用いることができる。したがって脱法を許す

¹¹ 竹内『現代法学全集 52 現代の経済構造と法』(筑摩書房、1975年) 130-131頁。

¹² 竹内前掲書 136-137頁。

この内容、法律的な形式や名目にこだわることなく、経済的実質に即して、大きなかつ目の細かい規制の網をかぶせる必要がある。」としている¹³。この考え方は今日の複雑多様な消費社会においては無理がある。つまり、より規制を厳しくしなければならない分野と、比較的緩い規制にして経済活動を活発化させる分野については分けて個別に法制定した方が現実的に即している場合もあるからである¹⁴。しかし同論文が公表された1975年段階において、まだわが国においては今日ほど消費者問題が多様化・複雑化していなかった事情により、当時としては自然な流れであったのかもしれない。その後の約20年間も、竹内昭夫教授はいくつかの論文を発表しているが、それについては後述する。

田島裕教授は、『ジュリスト 841号』において「消費者信用情報の取扱いとプライバシー保護」について論じている。竹内教授の消費者対企業としての伝統的な消費者保護の立場から一步出て、「アメリカでは、このような問題に対処するため、消費者、与信者、情報機関の諸利益のコスト・ベネフィットを考慮し、次に説明するような法システムを採用している。」として、消費者、信用情報機関、会員である与信業者、利害関係をもつこれらの当事者のバランスが重要ということをも1980年代半ばに注目した田島教授の指摘は、先駆的見解である。しかし、田島教授は消費者信用情報を個人情報の一側面として傍らで論じているに過ぎないため、その後消費者信用情報の問題について深く取り込まれなかったようである。

長尾教授はすでに述べたとおり、消費者信用情報の問題において先行研究においては特に消費者信用の問題点と合わせて精緻な研究実績を残した。従って長尾理論については、テーマ毎に後で再度検討を行いたい。

植木教授も概要のところでも述べたように詳細な検討を行っているが、その後かなりの時間が経過しており、本研究における基本的な問題点の指摘について参照するに止める。また、渡辺教授の先行研究については各論的考察で検討を行う。

このような観点から、本研究では消費者信用情報保護法制につき、今までどのような対応がなされてきたのか、判例・通説を検討する。具体的には、情報の収集から流通及び管理について、竹内教授、長尾教授の理論を中心に基本的な問題を分析する。また、2003年5月に成立した民間部門における個人情報保護法の付帯決議で金融・信用分野についての個別法の立法化の理論にも若干の言及を行いた

¹³ 竹内・前掲 143頁。

¹⁴ 例えば今日では、2003年に成立した「個人情報保護法」も、より保護の必要性の高いものについては個別法の制定が予定されている（詳しくは後述する）。

い。

第3節 消費者信用情報保護に関する学説の検討(1) — 総論

1. 竹内昭夫教授の理論

(1) 消費者信用法に関する代表的な著書の概要

すでに述べたように竹内教授は、早くから(1970年代中ごろから)消費者保護という観点から、消費者信用の意義と形態、わが国における消費者信用の実態、及び消費者信用に関する法規制の概要と論じている。特に、取引条件の開示についてアメリカ法をモデルとしながらわが国への立法化への道づけを行うために販売信用と消費者金融を統合した消費者信用法を初めとする様々な提案がなされている。

そして、これらは『消費者信用法の理論 総論 各論』(有斐閣、1995年)において総括された。総論においては消費者信用法の在り方を中心に論述され、米国、英国の消費者信用法制と日本の消費者保護立法との比較検討が行われている。

さらに、各論においては各種の信用取引が述べられている。特に割賦販売、クレジットカードと消費者保護の問題について詳細な検討がなされている。

(2) 信用情報と消費者保護

消費者信用と信用情報機関について、竹内教授は「消費者の信用度を判断するために用いる情報を収集・管理し、それを事業者に提供する信用情報機関が急速な発展を遂げたのは、このような需要に応えるためである。」として、事業者が「無担保・無保証で信用を供与するためには、消費者の信用度の調査がとりわけ重要となる。過剰与信は回収不能に直結するから、事業者は自衛のために、信用供与を望む消費者の信用度を調査する必要に迫られる」と、信用(支払能力)の評価を行うための情報を提供する信用情報機関の制度を分析する¹⁵。

(3) 信用情報機関についての従来への検討

コンピュータによる個人情報収集によりプライバシー侵害のおそれが出てきたことは大きな脅威であった。国民生活審議会消費者政策部会において「消費者信用の適正化について」の報告においてプライバシーの保護の必要性が強調されていたが、同研究会「消費者信用情報機関の適正な運営について」(1981年)に発表された報告では信用情報機関の運営上配慮すべき事項を具体的に指摘しているとする。

¹⁵ 竹内・同書 357頁。

すなわち、信用情報機関の運営の原則として

- 「①消費者が知らない状態、コントロールできない状態で情報の収集、蓄積、提供をしないこと
②収集する情報は客観的事実に限定し、恣意的判断の入る余地のないようにするとともに、その範囲も与信判断に必要な最小限に限定すること、
③第三者に情報が漏れないようにすること、
④消費者の不安・苦情等を解消するための措置をとること」の4つの原則が提示されたとする¹⁶。この分析は早い時期から信用情報機関に対し、消費者の自己情報コントロール権の尊重、情報の収集についての範囲の限定、機密保持、消費者支援体制が提唱され立法化の方向性を示している。

(4) 項目別検討

(i) 法規制と自主規制

この点につき、現段階でも、監督官庁のガイドライン、各業界の自主規制が中心となり、消費者の利益が侵害された場合には不法行為による事後救済となっている。しかし、竹内教授は以下のような理由で不法行為による事後救済は実効的ではないとしている。「...誤情報がばらまかれるなど消費者利益が侵害されても、消費者がそれに気がつかないことが少なくないと思われるし、気づいて損害賠償を請求しようとしても損害額の立証は必ずしも容易でない。その意味で不法行為による事後的な救済は実効的ではない。そこで事前に被害を防止するための措置が一層重要となる。」として、そのために、アメリカ、イギリスを始めとする欧米諸国において個人情報保護のための法律が制定されていることを指摘する¹⁷。「...これらの点を考慮すれば、わが国においても特別法を制定して情報機関の管理・運営の適正を期し、もって消費者利益を擁護すべきであると考えられる。」と特別法の制定を強調する。しかし、「法規制をするにしても、関係省庁のあいだで協議を重ねた上で法案をまとめるにはそれなりの期間がかかる。」として、「法律の制定を目ざすにしても、法律が成立して施行されるまでは、やはり自主規制と行政指導によって運営の適正を期さなければならない。」と、当面は行政指導と自主規制が中心となるのもやむをえないとの考えを示している。

(ii) 業務内容の周知、報告の同意、登録の通知

具体的内容は省略するが、この点につき竹内教授はアメリカ公正信用報告法 (Fair Credit Reporting Act=FCRA, 本論文第2章以下

¹⁶ 竹内・同書 361頁。

¹⁷ この時点では1975年当時と異なり、竹内教授は特別法の制定を提唱している。

で詳細に検討を行う)第615条の通知義務を参考に、業務内容の周知、報告の同意、登録の通知について考察を行っている。以下、(iii)から(vi)まで、いずれもFCRAの対応する条文を参照しながら立法化への提言を行っている。

(iii)収集・登録しうる情報と登録期間(FCRA第605条・606条)

(iv)情報の管理・提供(FCRA第619条)

(v)本人に対する開示と訂正請求(FCRA第609・610条)

(vi)訂正請求と苦情処理(FCRA第611条)

(5) 竹内理論のまとめ

竹内教授は、不法行為による事後救済が実効的ではないとして早くから立法化を提言していた。FCRAに規定されている前記の遵守事項は、わが国の信用情報機関も実行可能であるとして、「その前に大部分の信用情報機関と信用供与者が健全な慣行を育て確立すること」、信用情報機関のみならず、信用供与者(長谷川注：銀行などの金融機関、割賦購入斡旋業者、クレジット業者、消費者金融業者等)も合わせ、これらの機関や業者の「工夫と努力によってこれら遵守事項の狙いが達成されることを期待したい。」としている。

2. 長尾治助教授の理論

長尾教授は、消費者信用取引及び消費者信用情報に限定し精緻な分析を行っている。

(1) 消費者信用情報機関の定義

現在日本では「個人信用情報機関」に用語が統一されているが、当初は訳語が定着しなかったため、いろいろな表現がされており、「信用報告事務所」、「個人信用調査機関」とも呼ばれていた。長尾教授はまず、信用情報機関の定義を以下のように行っている¹⁸。

「個人信用調査機関とは、信用供与者(与信者を会員とし、これらの者が取引をしようとする者、ないし、した者の経済的信用に関する事項を直ちに、あるいは、一定の条件下に、収集、登録しそのデータを保管し、後日、与信者(会員)がこの個人に信用を供与(与信)するにあたり、会員からの照会に応じて回答する業務(以下において収集等と)略記する)を掌る団体をいうのである。」

また、よく似た機能をもつ興信所及び銀行間の照会業務等については区別する必要があるが、事業者の種類を問わず全体的に共通な問題も含まれている。そこで、これらの区別をどうするかが課題であるが、「共通な法規制を行うにしても、収集等の方法などの特性に

¹⁸ 長尾治助『消費者信用法の形成と課題』(商事法務研究会、1984年)457頁以下参照。

応じた取り扱いを考えることも必要であろう。」とする。

(2) 信用情報収集の意義

信用情報収集の意義について、長尾教授は①債権回収を確実にする手段として、②信用取引が大衆化され、個別収集よりも集団的な収集の方が効率的でコストもかからないこと、③消費者が複数の与信契約を結ぶようになってきていること、④新たな金融商品画開発され、被与信者の債務負担状況が変動しやすくなり、与信上、これらを的確に把握する必要があること等を挙げている。

(3) 与信供与者の利益擁護

信用情報機関のこのような機能は、第一義的には審査のための情報を必要とする与信供与者に対するものである。そして回収可能な債権を担保することにより資金の調達が容易になることから、与信供与者の事業の発展にも寄与するとしている。

(4) 被与信者（消費者）の利益

それでは、与信を受ける側、すなわち消費者にとってこれら信用情報機関の制度はどのようなメリットがあるのだろうか。長尾教授は、「貸倒れの防止、過剰貸付の回避からもたらされる供与者の財政基盤の強化は、自由競争の社会において、信用料の低下を促進することになるから、顧客にとっても利益を与えることになる。」として、被与信者である消費者にも利益があることを指摘している。

(5) 法的諸問題の抽出

長尾教授は「そもそも業者が他人の経済的信用を情報化することは奇異なことがらと考えられないであろうか。この点がプライバシー擁護、知る権利、消費者の権利との観点から究明されなければならない論点である」として、ここで消費者信用情報立法化への提言を行うというよりはむしろ、法的諸問題を具体的な側面から抽出している¹⁹。

(i) 他者による情報収集と本人の承諾

最も基本的な問題といえるが、この点につき長尾教授は以下のように述べて、人格権とのバランスをとる。すなわち、「人の経済的信用（信用適格、信用状態、信用能力など）は個人に専属するものであり、法の基本理念である個人尊重の観念にてらして人格の重要な一側面をなすものとしてとらえられるべきものである。信用を社会生活上、価値ある情報として活用する場合においても、信用が人格の一発現形態であるからといって、その人と情報とは『データ主体が自分に関する情報をコントロールする権利』の担い手であるという関係にあるものといえよう。したがって、あとで述べるように、他人がこれを収集等することを一定限度で認めることができるとして

¹⁹ 長尾・前掲 460 頁。

も、データ主体は、他人が有する自己に関する情報に対して、なお、支配を及ぼし得る地位を失うものではないものである。」としている²⁰。

(ii) データ主体（情報主体）の支配

そこで、「他人による信用情報の収集は本来許されない行為であるが、取引関係に入ろうとする者のために一定の範囲を設け、その収集等を許容するのであり違法性阻却事由としての被害者の承諾的意義」が必要とする見解となる²¹。プライバシー保護としての自己情報コントロール権と、他人による信用情報の収集との対立する概念を「情報に対する本人の制御力は奪うべからざる権利であるから、与信者に承諾を与えたとしても、それで他人の保管中の自己の情報に対しデータ主体の支配が全く消滅してしまうものではない。データ主体は依然としてその情報に対するアクセス権、訂正権、閲覧権を保持しているのである。」として整合的に帰結する方向を提示している。

(6) 長尾理論のまとめ

長尾教授は、信用情報収集の意義について、①債権回収を確実にする手段として、②信用取引が大衆化され、個別収集よりも集団的な収集の方が効率的でコストもかからないこと、③消費者が複数の与信契約を結ぶようになってきていること等を挙げ、他者による情報収集と自己情報コントロール権における対立概念について整合性を導き出す見解を示した。このことは消費者信用情報保護の礎石ともいえる理論を確立したといえるのではあるまいか。

3. 植木哲教授の理論

(1) 被害救済の提言

植木哲教授は、「消費者信用情報裁判の現状と課題」『クレジット法の理論と実際』において消費者信用法と消費者信用情報の関係について述べ、消費者信用法に関する研究が消費者信用情報に関する分析と表裏一体の関係になるという認識を示した。そして、同書の「最近の裁判動向」の中で、消費者信用情報に係る被害者の職種、被害の態様、被害救済の特徴について具体的な考察を行っている²²。

²⁰ 長尾・前掲 462 頁。

²¹ 長尾・前掲 472 頁。

²² 消費者信用情報研究会(代表・植木哲)の実態調査分析による。植木=木村他編『クレジット法の理論と実際』(信山社、1990年)287頁。消費者信用情報に係る被害の実態を調査するため、昭和62年5月1日から同年8月31日まで、全国各地の消費生活センター、国民生活センター、ならびに、消費者被害の救済に積極的に取り組んでいる市民グループ、弁護士事務所、弁護士会を対象に「消費者信

まず、被害の職種としては、サラリーマンや主婦、その他商工業者・自営業者 30代から 50代の働き盛りが多いこと、被害の内容としては、与信業者からの与信拒否にたいして消費者が不安を募らせたり、それにより精神的苦痛を被ったとするものが圧倒的に多いとする。他にも情報の目的外利用に伴うプライバシー侵害ケース及び情報の正確性を欠くことから生じる被害の発生、最新性を争うなどがあるとしている（これらの問題については、別途後述する）。

また、被害救済の提言として、植木教授は、消費者の自己情報コントロール権が確立される必要があること、規範的な損害論の確立が要請されること、損害の立証の緩和や推定の方法が考慮されるべきことを挙げている²³。

植木教授の②の指摘は後述する大阪地裁平成 2 年 5 月 21 日の判決にも関係する。

(2) 植木理論のまとめ

植木教授は 6 つの問題点を挙げている。①収集制限の原則、②情報の利用・提供の制限に関する問題、③情報の外部提供の範囲限定の原則、④情報の利用と提供との間にある管理の問題、⑤情報の正確性、情報の最新性、⑥情報の開示および誤った情報についての訂正に関する個人参加の原則である。

また、民法 723 条の「名誉毀損における原状回復」の適用が可能であることを指摘し、消費者の誤った信用情報が蓄積されている場合に誤情報の抹消・訂正を請求することができるとしている。そのためには「二つの手段の権利」が認められる必要があり、その二つの手段の権利は、

用情報の被害・苦情に関するアンケート調査を実施した。

アンケート調査の送付先 18 カ所、回答率は 24 パーセントとかなり低い。しかし、回収されたアンケートに記載された苦情総数は 400 件に及んでおり、わが国におけるこれまでの消費者信用情報に関する被害実態調査の中では最大規模のものとなっている。

また、信用情報に関する従来の苦情実態調査が、各地の消費生活センター、国民生活センターに寄せられる苦情に限定されていたのに対して、今回の調査は、それ以外にも、少数とはいえ、市民グループや、弁護士会、弁護士事務所に寄せられた苦情も扱っている点が、もう一つの特徴となっている。

²³ ①消費者のプライバシー保護が最優先される。消費者の自己情報コントロール権が確立される必要がある。

②従来の実損賠償主義の差額賠償では役立たず、慰謝料の賠償にあっても規範的な損害論の確立が要請される。

③情報に対するアクセス権や訂正権が保証される必要がある。

また、誤情報が提供される場合、商工業や自営業者にあっては経済的損害を被ることが多意（長谷川注：本論においても消費者の中には商工業者や自営業者が含まれる場合がある）。

1. 蓄積された信用情報の内容の開示を求める権利（いわゆる個人参加の原則の基づく権利）
2. 消費者の信用情報がどこに蓄積されているのかを知る権利（いわゆる公開の原則に基づく権利）であるとする。

植木教授は民法 723 条の「名誉毀損における原状回復」の適用が可能であることを指摘している点で、竹内教授、長尾教授とは異なる見解となっている。

4. プライバシーの権利に関する理論の変遷

消費者信用情報保護の問題を論じる場合、情報収集及び情報伝達の過程で生ずるプライバシー侵害の問題について、数多く論じられているのはすでに見てきたとおりである。特に、長尾教授は「そもそも業者が他人の経済的信用を情報化することは奇異なことがらと考えられないであろうか。この点がプライバシー擁護、知る権利、消費者の権利との観点から究明されなければならない論点である」とする。

プライバシーの概念は英米法に由来する。伝統的なプライバシーの権利は「一人にしてもらう権利」、「私的生活をみだりに公開されない権利」である²⁴。コモンロー上のプライバシーの侵害についてはプロッサー(William L. Prosser)の 4 つの不法行為の集合が法理として確立されている²⁵。その後、コンピュータの急速な発達とともに、伝統的なプライバシー権が、不法行為上のプライバシー権のみでは個人の権利を保護されないような状況が生まれ、「自己に関する情報に対するコントロール権」に変化してきたのである²⁶。さらに、ハーバードロースクールのミラー教授は、1971 年プライバシー権について「自己に関する情報の流れを統御するコントロール権」として新しい定義を行った²⁷。

²⁴ 日本でも 1964 年「宴のあと」事件の東京地裁判決でプライバシーの権利を認められたことは広く知られている。

²⁵ 1. 盗用 (appropriation)、2. 侵入 (intrusion)、3. 私事の公開 (public disclosure)、4. 公衆の誤認 (false light)。

²⁶ A. Westin; 「プライバシー (権) とは、個人、グループ又は組織が、自己に関する情報をいつどのように又どの程度に伝えるか自己決定できる権利」であるとしている。

²⁷ A. R. Miller, *The Assault on Privacy: Computers, Data Banks and Dossiers*, 1971, at 25.

「最近、法律家や社会学者は、効果的なプライバシー権の基本的特質は自己に関する情報の流れをコントロールする個人の能力—社会関係や個人の自由を維持するのにしばしば不可欠な力—であるという結論に到達するようになった。これと相関的に、個人が自己に関する情報の流れを統御する栓のコントロールを奪われるならば、

本論の筆者は伝統的なプライバシー権に加えて現代的な自己情報コントロール権説を加えるという立場をとりたい。プライバシーの権利に関しては多くの先行研究があり、本論文では詳しい検討を行うことができない²⁸。次に引用する飯塚和之教授の論述が筆者の見解に最も近いと思える²⁹。すなわち、「伊藤正巳裁判官のいう広義のプライバシー（心の静穏のプライバシー）を含めて、これまでのところ、裁判例は、プライバシーの権利に統一的定義を与えることに成功していない。複数のプライバシー権概念が競合していると総括することができる。」との見解である。プライバシーの概念が定義として確立されていないため、一部には個人情報保護に行き過ぎがあり、プライバシー論議を深めよとの意見もある³⁰。

第4節 消費者信用情報保護に関する学説の検討（2）—各論

前節で検討した各学説からみると、信用情報は収集・加工・流通・管理、いずれの段階においても法的問題を有すると思われる。そし

ある程度までその者は情報の流れをコントロールする個人の能力—社会関係や個人の自由を維持するのにしばしば不可欠な力—であるという結論に到達するようになった。これと相関的に、個人が自己に関する情報の流れを統御する栓のコントロールを奪われるならば、ある程度までその者は栓を操作することができる人々や機関に服従することになる。」

²⁸ この点につき最近の著書として五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）、円谷峻『不法行為法』（成文堂、2005年）78—79頁等。

²⁹ 飯塚和之「プライバシーの権利概念」竹田稔＝堀部政男編『名誉・プライバシー保護関係訴訟』（青林書院、2002年）126頁。

³⁰ 青柳武彦「個人情報保護に行き過ぎ」（日本経済新聞朝刊 2005年9月19日付け記事）。

筆者はこの記事の一部には異議があるが（住民基本台帳ネットワークの掲載事項は、「特に秘匿すべきものではなく、本来プライバシーとは何の関係もない」という箇所等）、それは他日改めて検討を行いたい。

また、プライバシーの多義性を示す見解として、法学者ではないが、天沼香東海女子歴史人類学教授の「記憶に新しい米国南部を襲ったハリケーン[カトリーナ]では、避難所でプライバシーをことごとく侵害されても、命には代えられないと語る被災者がいる反面、避難所に詰め込まれるくらいなら危険を冒しても自宅に残るという人もいました。これは、時にはプライバシーが生命維持とほぼ同等の重大な意味合いを持ち、どちらか1つという究極の選択となりうる事実を我々に突きつけた顕著な例ではないでしょうか。」とした見解の提示には看過できないものがある。「現代プライバシー考」『クレジットアイ(i)61号』（全国信用情報センター連合会、2005年）26頁。

てこれらの発生原因は大別すると、①消費者信用情報伝達システムに起因するもの、②消費者信用取引固有の問題に起因するもの、あるいは③それ以外のものがある。これら3要素を明確に区分するのは難しいところもあり、また内容的にも細かくなりすぎてしまうこともあるが、一応区分して検討を行いたい。

1. 消費者信用情報の伝達システムの問題

伝達システムから生ずる問題点について、長尾教授は(A)誤情報(氏名冒用、事務ミス、改ざん)、(B)古い情報(保管期間を過ぎたもの)、(C)目的外使用(事業者による目的外使用、漏洩、窃取)、(D)収集方法の不正、の4類型があるとし、それぞれ何人によって惹起されたか(①会員である与信業者、機関、②内部関係者[与信業者や機関の従業員]、③第三者)、情報の流れのどの部分で発生するか分析を試みている³¹。長尾教授は「その一つ一つについて考えられる法律問題は複数あるわけであり、しかも、情報がシステムの各段階を経て伝達される状況下では、多面的な法律問題が抱えこまれることとなります。したがって問題は複雑になることを免れず、…」と指摘しているように、債務不履行責任、不法行為責任、消滅時効などの民事上の問題だけでなく刑事責任も含めた複雑な法律問題が存在する。

2. 消費者信用取引固有の問題に起因するもの

(1) 業法別規制

筆者は第1節で業法による規制の問題点を指摘し、法律ごとにルールが異なり一貫性に欠けるとした。

たとえば信用情報を規律する、貸金業法第25条3項は「協会は、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。以下この項において『信用情報機関』という。)を設け、又は他の信用情報機関を指定し会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、資金需要者当の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結しないよう指導しなければならない。」と信用情報機関の定義がなされているが、他の業法には特に信用情報機関の定義がない。

また、信用情報の収集利用については、消費者の支払能力の調査をするために必要な限度にとどめるとし、信用情報の目的外利用の防止については割賦販売法39条の規定及び昭和61年3月4日付の大蔵省・通産省令の通達で告示されているのみである。

³¹ 長尾治助『クレジット社会と法』(法律文化社、1988年)144-146頁。

(2) 消費者信用取引の契約形態

消費者信用情報の法的問題となるひとつは、消費者信用取引が複合契約であることから生ずる。割賦購入あっせん、ローン提携販売、リース契約は三者間（あるいはそれ以上の当事者の間）の契約を現象としての複合契約と捉えられている³²。複合契約は売買契約＋消費貸借契約、売買契約＋立替払い契約、売買契約＋保証契約、売買契約＋リース契約等から成り立っている。また、売買契約は商品のみならず、役務提供も含む。

しかし、複合契約の問題点もある。クレジット契約における「抗弁の切断」の問題が重要な法律問題であることはすでに述べた（東京地判平成9年9月9日判決金法1516号54頁等）。割賦購入あっせんにおける抗弁の切断に対しては、多くの下級審判決が疑問を投げかけてきた。大村教授はその背景として「契約関係の一方的な操作化を許容するのはおかしいという法感覚が存在すると言っただろう。」と、ある程度は認められているものの現在のところ定型的な理論化はできていないことを指摘する。また理論化の問題については、実務者側からの指摘もある³³。

3. その他の要因

(1) 消費者信用情報の範囲の問題

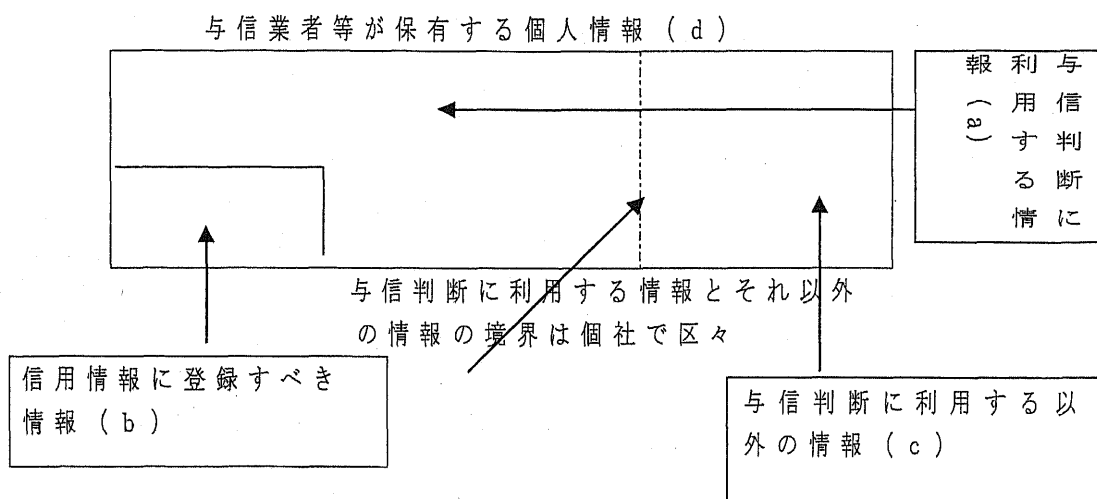
(i) 定義からの考察

消費者信用情報は、信用供与業者が消費者の申込みに対し、審査のために信用情報機関に照会する際に利用される情報である。冒頭で述べた1998年6月に発表された大蔵通産共同懇談会報告書（「個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会報告書」、1999年7月に出された中間報告書（「個人信用情報保護・利用の在り方に関する議論・意見の中間的な整理」）では以下に消費者信用情報の範囲が示された³⁴。

³² 大村敦志『消費者法 法律学体系』（有斐閣、1998年）190-194頁。

³³ 従来、消費者信用の問題につきましても、完全別個論と目的拘束論という二つの理論的な対立があったわけです。ただ、こういった三当事者が登場するやいなや三面関係というのは、別に消費者信用だけに限らず、例えばリース取引でも出てくるということで、学説の方では、こういったものをひっくるめて総論的に提携契約論として考えてみようという動きが、たしか昭和59年ぐらいから起こってきているわけです。」の発言にもあるように、提携契約論について議論されるようになった。植木=木村他編・前掲注(22)454頁[今西発言]。

³⁴ 日本においては個人信用情報というのが一般的であるが、筆者は比較法的な見地から、消費者信用情報という用語を使っている。



信用情報は上の図においては(b)にあたる部分であるが、実際は(a)の部分も含まれるということで、報告書では2つの見解が併記された。いずれにしる信用情報は、個人情報の一部と捉えられている。

(ii) 懇談会報告書の二つの見解

(ア) 信用情報機関への登録情報に限定すべきである

返済能力・支払能力の判断に利用する情報の範囲は各社個別の判断で決められており、個人情報一般と個人信用情報との判別も実務上困難であることから、法の実効性を確保するためには、法的な保護・規制の対象を信用情報機関に登録すべき情報と与信業者が信用情報機関から入手した情報(上図bの範囲)に限定し、その他の情報(上図d-bの範囲)については当面自主ルールによって保護すべきである。

(イ) 与信判断に利用する情報以外も対象にすべきである

消費者のプライバシーに配慮すれば、上記の個人信用情報の定義の範囲を超えて、与信判断に利用する情報以外もできるだけ広く保護・規制の対象とすることが望ましい。

事業者が保有する顧客情報の中で対象範囲を区分するのは困難であるので、まず個人信用情報保護の義務主体となるべき事業者の範囲を定め、その事業者がもつすべての顧客情報(上図dの範囲)を保護・規制の対象とすべきである。

(iii) 2つの見解と個人情報保護法との関連

2003年に成立した個人情報保護法は、法律名だけみてもすべての個人情報が保護されると判断されることが多い。従ってその場合(ii)に挙げた二つの見解の(イ)が該当し望ましい形になったと解釈しそうであるが、条文をみるとそのような単純な解釈とはならないことがわかる。すなわち、個人情報保護法(以下単に「法」という)第1条は「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱

いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」となっており、基本法としての性格及び個人情報取扱い事業者の遵守義務を定める業法的性格を有している。また、「個人の権利利益の保護」と規定されており、「個人情報の保護」と規定されていないことに注意する必要がある。

従って、法第6条において1項「... その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。」とあり、法第3項において「... 特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上のその他の措置を講ずるものとする。」ことから、情報通信、金融・信用及び医療分野については個別法制定の方向で議論されることになった。本稿で検討している、金融・信用分野については金融審議会金融分科会特別部会、経済産業省 産業構造審議会 割賦販売部会 個人信用情報小委員会において、個別あるいは合同審議が行われている。

(2) 予備的な交渉段階における消費者信用情報の問題

(i) 申込み時提供した情報の取扱い

消費者信用契約においては、契約締結時よりもそれ以前の段階についても重要な意味をもつため情報の取扱いは慎重に行われなければならない。消費者は与信契約の申込みを行っても即座に契約が成立するわけではなく、まず審査のための参考資料としての個人情報の提供を求められる。与信業者は信用情報機関に当該の申込者に関する信用情報を照会し、審査の結果、一定の与信基準を満たせば信用料あるいは金融料を課して与信供与を承諾し契約が成立する(基準を満たさない場合は拒絶する、場合によってはさらに高い信用料、金融料を課した上で与信供与を行う)。さらに、信用情報機関などの利用及び登録の同意も求められる。与信が拒絶された場合でも申込み情報は登録され一定期間信用情報機関に保有される³⁵。また、消

³⁵ 信用情報機関の一つであるCICでは登録日(照会日)より6か月間としている。『月間消費者信用』(2003年9月号)123頁。また、近年のクレジットカード申込書(2003年12月)によると、与信業者が「個人情報の取扱いに関する重要事項」として会員規約とは別刷で内容を確認の上申込みのように指示している(「個人情報保護法」成立の影響と思われる)。

項目としては、①個人情報の収集・利用・保有、②個人情報の利用・提供、③個人信用情報機関への登録・利用、④個人情報の開示・

費者の方が申込みを撤回した場合も同様の問題が生じる。いずれの場合も契約が成立していないにも関わらず、信用情報は蓄積され他に利用されるおそれが出てくる。このように消費者信用取引においては、予備的な交渉段階から重要な法的問題が存在する。この点につき、イギリスの消費者信用法について次に述べておこう。

(ii) イギリスの消費者信用法と予備交渉の制度化

イギリスの消費者信用法は貸付信用と販売信用を統一したもので、1974年に「消費者信用法」(Consumer Credit Act=CCA)として制定された。その中で予備交渉の法制度化(適用範囲の拡大)が行われている。予備交渉を契約締結の段階を予備ないし事前交渉と契約の成立とに分け、予備交渉段階での契約関係者の法的地位の明確化によるトラブルの解決を図っている³¹⁾。特に、予備的交渉の段階に

訂正・削除、⑤契約が不成立の場合、⑥不同意の場合、⑦お問合わせ窓口(注：個人情報と明記されているが、この場合、内容的には消費者信用情報である)となっている。⑤⑥については今までの申込書では説明されていないものが多かった。

・不成立の場合：申込みをした事実は一定期間利用される(一度に複数の与信業者に申込みると、契約上不利になる可能性がある)。

不同意の場合：営業活動、マーケティング活動に情報を利用することと不同意の場合は契約できるが、原則として①、②、③に同意しない場合は契約できない(形式上は「お断りすることがあります」と記載されている)。

また、会員規約変更として、個人情報の取扱いに関する条項の追加変更の通知が各カード会社から送られてきている。以下のようにかなり詳細な内容となっている(以前は、登録内容、登録先の信用情報機関名、カード会社相談窓口の記載のみの簡単なものが多かった)。

³¹⁾ 加藤良三『消費者信用法の研究』(千倉書房、1993年)231-232頁参照。

CCAの消費者保護規定については、竹内教授も論述している(竹内昭夫『消費者信用法の理論』、(有斐閣、1995年))。イギリスの1974年「消費者信用法(CCA)」の法律の正式名称は、竹内教授によれば、「貸金業者、質屋および貸借または買取権付貸借に基づく物品の供給に携わっている事業者の免許および監督について、公正取引長官により運用される消費者保護のための新しい制度を定め、また、関連事項について定める法律」という長いものである。CCAは金銭貸付のみならず販売信用の規制も含めた包括的な法律であることについて、竹内教授は「この正式名称が示すように、本法は、金銭貸付という形で信用を供与する業者(例えば銀行、貸金業者、質屋営業者)だけでなく、物品の貸借または買取権付貸借という形で信用を供与する事業者についても規制を行っている」とする。さらに買取権付貸借(hire-purchase)について、具体例を挙げ、「例えばテレビ受像機を業者が消費者に貸借し、消費者は毎月賃借料というように形で定期的な支払いをする約束をし、三年間契約条項を遵守して支払いを続けたとする。その場合には、契約で予め定めら

ついて、「供給者は債権者の代理人との法的推定によって債務者たる消費者の利益の保護を図っている（CCA § 56(2)）ので、特に申込みの受領、撤回、契約の取消・解除において有効に機能する」³⁷。1964年の Hire-Purchase Act は、Hire-Purchase、信用販売および条件付売買に限定されていたので、この新法（CCA）によってすべての消費者信用契約にまでその適用範囲を拡大し、より消費者保護を図ったものとなった。特に、契約締結の段階を予備ないし事前交渉と契約の成立とに分け、予備交渉段階での契約関係者（特に三者間契約における商品の供給者たるディーラーまたは商人）の法的地位の明確化が行われたことの意義は大きい。

（3）予備交渉における中間的合意論の若干の検討

本論文の筆者は、約款に記載された同意条項の問題については、詳細な規定を明文化することが必要と考える。「同意」が「合意」、「契約」へと進行し、法的拘束性を持つに至るまでは、いくつかのプロセスがある。この点につき河上教授は、約款が通常の合意と区別されて論じられることをまず指摘し、それは「その形成過程の特異性（一方当事者によって予め設定されること）、多数契約への一律適用、内容への附合契約的性格（顧客には交渉の余地がない）といった事情による。」ことにより、以下の三点が問題とされるとする³⁸。

- ① 一方的に設定された約款がなぜ、その内容についての十分な認識もない相手方を拘束するような合意内容の一部を構成しうるのか（約款拘束力・妥当根拠の説明）、
- ② 多数契約への適用を予定している契約条件の解釈の仕方として、通常の個別的な合意と同じに扱ってよいのか（約款に特殊な解釈原則）、
- ③ 約款作成者にとって一方的に有利な条項が挿入されているときに、いかなる仕方でこれを是正するのか（約款の内容的規制）、である。

このような約款と合意の区別の問題があるものの、申し込み段階から契約締結に至るまでの「動的なプロセス」として理解し検討を行う³⁹。

れていたとおり、消費者が買取権を行使して少額の金銭を支払えば、そのテレビ受像機の所有権を取得することができ」このような契約を呼称しているとする。したがって同様の取引はアメリカの消費者賃貸借（consumer lease）やわが国における割賦販売と同じ機能を果たしているとしている。

³⁷ 加藤・前掲注（56）。

³⁸ 河上正二「約款の適正化と消費者保護」『現代の法 13 消費生活と法』（岩波書店、1997年）102頁。

³⁹ 河上教授は「... 商品や取引態様が多様化するにつれ、できあがった契約内容の実現というところに焦点を合わせた議論のみでは不

話を消費者信用契約に戻して、「同意」「合意」、「契約」のプロセスを具体的に考えてみる。例えばクレジットカード会社R社の場合を考えてみよう。R社の約款の中に「個人情報の取扱いに関する不同意の場合」として「〇〇(社名)は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、又は本重要事項に定める個人情報の取扱いについて全部若しくは一部を承認できない場合、入会を断ることや、退会の手続をとることがあります。」とある。S社も大体同旨で「...本契約をお断りすることがあります。」と、契約が成立しないことを明示的に規定するものとなっている。

契約が成立しない場合はこの予備的な交渉段階で終了するが、問題は契約が不成立でも以下のように信用情報が一定期間利用されるとの文言があることである。すなわち、「契約不成立時の個人情報の利用・提供」の条項にいずれも「〇〇(社名)と会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、〇〇は、会員等が〇〇へ入会の申し込みをした事実を、何々(条項の番号)の定めに基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用、提供しますが、それ以外には利用、提供しません。」というものである。この規定が申し込みをした消費者に不利にならないという保証はない上、民事責任についても明確ではない。従って、一律に「一定期間登録、利用、提供する」ことに対して、契約交渉のレベルを勘案した何らかの法的手当てが必要であると思われる。

(4) 消費者信用契約における約款の同意文言

以上見てきたように、消費者信用取引においては、約款に基づいて契約が締結される。具体的に言うと、消費者側が与信審査のための情報を提供(開示)し、信用情報機関への登録を承諾しなければ信用供与を受けられない。この点につき多くの議論があるが、約款自体は大きな研究テーマであり、また多くの優れた先行研究があり、筆者の力量で考察するには限界がある。そこで消費者信用契約における約款の同意文言を中心に以下で検討を行う。

約款の法技術上の有用性について、河上教授は、「...煩瑣な取引を簡便にし、新たな状況に取引条件を適合させ、交渉や管理コストを削減するなど、取引の合理化に資する限りで、約款が極めて有用

十分となり、契約上の合意に達するまでのプロセスが重要となり、契約締結前の段階での当事者の権利・義務の解明が相対的に重要となっているばかりか、いわば契約本体の「前後左右」に対する目配りが必要となっている。そしてこのことは、契約自体を固定的なものとしてではなく、動的なプロセスとして理解する方向での理論の進展をもたらしている。」として契約自体を固定的なものとしてではなく、動的なプロセスとして理解することの必要性を説く。

な取引上の法技術であることには疑いがない。」と説く⁴⁰。「しかし、その反面、約款にはある種の『隠蔽効果』があり、事業者によって一方的に作成される約款中には、顧客がそれと気付かないうちに、不当に不利な条項(典型的には一方的な「免責条項」)が挿入され、同意を取り付けられる危険性も存在する。」として顧客が気付かないうちに一方的な「免責条項」が挿入される危険性も指摘する。加えて「顧客の交渉力には限界があり、また通常は、条項内容の吟味や交渉から期待される成果がそれに要する苦労や費用に見合わないことから、このような危険は多くの場合放置されたままとなる。つまり、顧客には、事業者の提示した約款をのむか、契約そのものを諦めるしか道がないわけである (take it, or leave it!)。」と顧客が事業者の従属的状況にあることを明らかにする。

このような約款の基本的性質に鑑みて、イギリスでは約款規制についての法律が制定されている⁴¹。また、国連消費者保護ガイドライン(1985年)B 消費者の経済的利益の増進及び保護 21条において「消費者は、一方的に作成された標準契約、契約上の基本的な権利の排除、非良心的なクレジット条件等の契約上の濫用から保護されなければならない」と明文化され、消費者保護の規定となっている⁴²。

40 河上正二「約款の適正化と消費者保護」『現代の法 13 消費生活と法』(岩波書店、1997年)101-102頁。

41 イギリス不公正契約条項法(Unfair Contract Terms Act=UCTA, 1977年)。詳細は田島裕「過失責任の契約による免責—イギリス不公正契約条項法(1977年)の制定—」田中英夫編『英米法の諸相』(東京大学出版会、1980年)571頁以下。また、河上教授によると「同法は、消費者取引について約款と否とを問わず適用される部分と、事業者間取引での書式化された標準取引約款(written standard terms of business)にのみ適用がある場合とで扱いを分けている。」として消費者取引と、事業者間取引での書式化された標準取引約款にのみ適用がある場合とで分けているとする。また、「財産的損害に対する免責条項コントロールのための鍵となる概念は『合理性(reasonableness)テストであり、条項が契約締結時に当事者によって知られ若しくは考慮されるべきであった諸般の事情を考慮して『公正かつ合理的』であることの立証に事業者が成功しない限り、免責条項の妥当を主張できないもととされ、この合理性を裁判官が吟味するためのガイドラインも同法附則として添付されている。その他、公正取引法(1973年)によって、公正取引長官に不当約款に対する取締り権限を付与している点も注目されるべきであろう」として行政の積極的介入によりUCTAの実効性と高めていること、それが「事業者の営業活動の自主的適正化に一定の役割を果たしているようである」として、派生的な効果もあることを指摘する。河上・前掲注(10)110-111頁。

42 1985年に定められたが、1999年に改正され、条文番号も変わっ

わが国では消費者契約法で一部規定されていることはすでに述べたが、まだ検討課題となっている⁴³。そこで、議論を消費者信用契約における同意文言に戻すと、信用供与業者にかぎらず、各企業は、顧客の情報を大量に収集・蓄積している。ただし、「一般の物販やサービス提供をしている業者の場合は、契約関係に入る前に、最良のお客さんを抽出するために消費者の個人情報を集めています。結局は、集めても契約関係に入らなければ集めたことの意味がないわけです。ですから、集める段階で企業の方としては、まだある意味では弱い、要するに消費者に不満を持たれるようでは困るという側面があるわけです。」との発言にもあるように、一般企業の場合は情報収集に対して顧客（消費者）本位の立場をとる⁴⁴。そのため、情報収集の段階で一般企業は同意を得ることができるが、それに反し、与信供与をするという立場から情報収集の同意が得られるとしても、強い立場にある業者側から求められる同意については形骸化されてしまうところがある⁴⁵。しかし、形骸化された同意もいったん裁判となると証拠書類として重要な役割を担うことになる。

ちなみに、カード会社の会員規約を見ると、同意に関してR社は「個人情報の取扱いに関する重要事項」として、1.個人情報の収集、保有、利用、2.個人信用情報機関への照会、登録及び利用、3.個人情報の訂正・開示・削除、4.個人情報の取扱いに関する不同意の場合及び利用・提供中止の申し出、5.契約不成立時の個人情報の利用・提供等、重要事項としての説明となっている⁴⁶。ところが、S社は「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」として独立した条項となっている（長谷川注：カード会員規約に記載されている「個人情報」という文言は消費者（個人）信用情報とほぼ同じものとする本論文筆者の解釈である）。

（５）第三者提供に関する同意文言

第三者への情報提供については同意が必要ということは個人情報

た（85年時点では19条となっている）。

⁴³ 上田誠一郎『契約解釈の限界と不明確条項解釈準則』（日本評論社、2003年）2-3頁。

⁴⁴ 植木=木村他編・前掲注(22)477頁[藤田発言]。

⁴⁵ 同書[藤田発言]。

⁴⁶ 未だ法的関係に立たない者に対しては、重要事項に対してはこのような丁寧な説明が望ましいと思われる。河上教授は「こうした視認困難で複雑な契約内容への対応は契約締結過程における説明義務の問題としても論じられるべき課題ではあるが、特別法に見られる『重要事項説明書』の要求（割販四条、宅建三十七条など）や解約権の保障と精算義務の強化は、必要に応じて求められるべき立法的解決の一つのあり方であろう。」として、説明義務の問題だけでなく、重要事項の説明書の要求の規定を置く立法的解決も提示している。

保護法 23 条でも明文化されているが、収集は提供とは全く異なるものを約款の中で最初に包括的な同意をとっておけばよいという S 社の解釈で運用するのは問題がある⁴⁷。

阿部助教授は同意文言が規定されている理由を「信用情報機関の一定の有用性と役割は是認されとしても、与信業者が個人に一切の同意を得ず、信用情報機関に信用取引に関する情報を報告するならば、個人が自分の情報をコントロールする権利である情報プライバシー上の権利との衝突が生じることにある。この衝突を回避するために、与信業者は、与信契約のひな型に消費者の同意を規定しているのである。」としているが、「ただ、同意文言の入った契約書で与信契約を結んだことが、消費者の真の同意・承諾といえるか、という疑問が残る」として同意文言のもつ法的効果について疑問が投げかけている⁴⁸。この問題は第 1 節⑤の裁判例で明らかになったといえよう。

現在のところ実務上は第三者提供に対する同意の問題で一定の解釈が示されているが、疑問点も残る⁴⁹。詳細は後述する。

47 塩田親文他編『個人情報情報の法的保護』(商事法務研究会、1986年)88-89頁[山本発言]。

その中で、山本(隆司)教授は「情報の登録に対する同意の問題は、登録されている情報の内容的正確さの確保の問題とからんで、実際の契約締結の場における実務的・事務的な処理の方法なども念頭において考えなければならないようです。」として自らの体験から「その際締結されたローン契約に関する書面の中に『あなたの返済状況については情報として登録されます』という旨の 1 箇条がありました。もちろんこの条項を削除しては契約など締結できない完全な附合契約です。ところが、それ以前に、そもそもこの条項を含む契約全体が、これを読むような状態でないわけです。まず、この契約の締結段階では、...契約について説明を受ける説明は返済金の額と支払期日に関する事柄だけで、以下要約すると、書面は店員の手に入り、契約書面の「各条項をつぶさに熟読するなどという状態ではない」こと、契約当事者はほとんど読むことはないと思われること、「仮に読んだところで」「書かれていることだけから」「条項のもつ意味を十分に理解できる人が、商品販売に従事する人も含めて、どれだけいるのでしょうか。結局、商品購入者も商品販売者でさえ知らない間に同意したような形ができあがっているわけです。」として、同意条項の記載が一方的に手続として進行してしまう問題点を指摘している。

48 阿部満「判批」ひろば 44 巻 3 号(1991 年)73 頁。

49 西方建一(金融庁 総務企画局 企画課 調査室 課長補佐)「債権譲渡に関する個人情報保護法 23 条の解釈上の取扱い [同意の推定]に関する解釈」(週刊金融財政事情、2005 年 1 月 17 日号)46 頁以下。また、第 18 回金融審議会金融分科会特別部会議事録によると、金融庁の寺田企画課調査室長の発言は以下のようになっている。

「債権譲渡に関する個人情報保護上の整理でございますが、民法に

第5節 裁判例からみた信用情報保護の問題点

まず、信用情報機関に信用情報を登録することについて、東京高判平成10年2月26日(金法1526号59頁)では「個人信用情報センターの個人信用情報登録制度は、その目的が公共性・公益性を有しており、消費者のプライバシーの保護と情報の管理について配慮していること、また今日においては多重債務者の発生が社会問題化していることは公知の事実であることなどを考え併せると、その趣旨・目的、情報の登録・利用の手段や利用者の範囲、プライバシーの保護に対する配慮などの点からみて、公共性・公益性を有し、合理性のある制度である。」として、制度そのものについて、公共性・公益性を有し、合理性のある制度であるとの判断が示されている。以下、誤情報提供と情報開示、抗弁事由がある場合の信用情報登録、不利益扱いの通知義務、同意取得の事案について検討する。

1. 信用情報機関の誤情報登録と情報開示

大阪地裁判平成2年5月21日(判時1359号88頁)

消費者信用情報機関Yが、会社を営するXとは同姓同名(ただし、名前の漢字は異なる)の別人である人物が官報に破産宣告を受けたとして記載されたのをXと誤って登録し、Yの会員会社5社の金

おきましては第466条にあるとおり、原則として債権の自由譲渡性が保障されております。すなわち債権者は、性質的に譲渡できないもの及び譲渡禁止特約が付されているものを除きまして、債務者の意思にかかわらず譲渡することが可能であります。

また、債権譲渡の実務においては、債権そのものに加えて債務者に関連する情報を移転することが、債権の譲渡人は譲受人に対し、債権者としての十分な債権回収を行う指名、譲渡人及び譲受人の経済的利益を保護するため必要とされ、慣行として定着しております。

このことにかんがみて、債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において、債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法第23条においてより求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人に同意を得る必要はないものと解されます(以下略)。

債権譲渡については民法466条の規定を適用されるが、「明示的な同意が必要ない」ということについて、少なくとも消費者信用取引においては債務者に通知する必要があるのではないかと考える。「取引慣行として定着」といっても、それは一般の対等な私人間の取引にいえるのであって、消費者はそのような取引慣行について熟知していないため、消費者信用取引の場合にはさらに、詳細な明文規定を置く方がよいのではないかと、と思われる。この点については別稿でさらに考察を深めたい。

融機関に情報を提供した⁵⁰。そのため、Xがその後各社に申し込んだ与信をすべて拒絶された。Xは社会的な地位も高く責任も重い立場にあったので、Yによる誤情報の登録・提供によって名誉・信用を毀損されたとして、謝罪広告、慰謝料1000万円、弁護士費用100万円を請求した。

判決要旨は、「Yの過誤により誤情報を流したという行為は、「個々人の経済活動に致命傷を与えかねないものであることを認め、慰謝料200万円、弁護士費用20万円の賠償を命ずる。謝罪広告に関する請求は棄却する。」というものである。

本判決はYの損害賠償責任が認められたリーディングケースとして意義がある。本件の中心的な争点は、同姓同名の別人の破産情報をXと誤ってYが登録したため、Xは名誉・信用を毀損された。YはXの誤情報を撤回し、金銭的な保障をただけでは回復といえず、名誉の回復のために謝罪広告も求めた。Yの不法行為は認められたが、謝罪広告に関する請求は棄却された。

YはXからの開示請求があつて初めて本件情報の誤りを発見し、登録情報の削除を行い、関係した会員にも削除通知を行った。この手続だけみると通常行われている業務の一環ともいえるが、Xが経営者として社会的地位も高く責任も重かつたために「個々人の経済活動に致命傷を与えかねない」ものであつたとしてYの不法行為が認定された。裁判所はYの誤情報の提供に基づきXが与信拒否を受けたことについてXが損害を立証できなかつたとして請求を棄却した。その根拠の一つに銀行がYの会員に含まれていないことを挙げているが、しかし、実際当時（昭和62年10月）はすでに銀行系と信販系の信用情報の交流（昭和62年3月20日から）が行われており、「原告が、この3機関の情報交流制度の存在を衝き。銀行系信用情報機関への調査を積極的に行っていれば、前述のリース会社、信販会社からの与信拒否に加えて、この点についても実際に生じた財産上の損害（経済損害）を立証し得たはずである。」との指摘もある⁵¹。

2. 抗弁事由がある場合の信用情報登録

⁵⁰ 名前が「クニオ」と同音であるが字はまったく異なるので、本人に通知すれば、すぐに誤りが判明するはずであつた。公的情報の収集と情報提供者の責任については、長谷川和子「消費者信用と消費者保護—アメリカ公正信用報告法（FCRA）に関するネルソン事件判決からの考察—」『横浜国際社会科学研究所第7巻第3号』（横浜国際社会科学学会、2002年）117頁参照。

⁵¹ 阿部満「個人情報扱う信用情報機関の責任が問われた事件」ひろば第43巻11号75頁。

東京地判平成9年9月9日（金法1516号54頁）

Xは、Aゴルフが発行するゴルフ会員権を購入するため、Y銀行より800万円を借り受けるローン契約を結んだ。XはYに対し分割金を支払っていたが、Aゴルフが倒産したため、それ以降のローンの支払いを中止した。本件ローンの連帯保証人になっていたAゴルフはYに対し残代金を代位弁済した。そこで、YはYが加盟する信用情報機関であるB信用情報センターに、代位弁済の事実を事故情報として登録した⁵²。さらにYはYが提携する他の信用情報センターに対しても事故情報として伝達した。

そこで、Xは、Yが所定の督促も行わず、Bに事故情報として登録したことは違法であるということ、また、Xの分割支払い中止はAゴルフ場の造成工事中止・倒産を理由にするものであることから、その支払中止には正当な理由があると主張し、Yに対し、不法行為にもとづく400万円の損害賠償を請求する訴訟を提起した。争点は次のようであった。

①Yが代位弁済の事実を事故情報としてB信用情報センターに提供した行為はXに対する不法行為となるか。②仮に不法行為であることを認容すれば、Xの損害額はいくらになるか。

これについて東京地方裁判所は以下のような判断を下した。

Xは、本件ローン契約において、YがB信用情報センターの条項について説明義務を怠ったため、この条項は例文にすぎず、情報提供は不法行為であると主張するが、本件ローン契約書にXが署名した以上、Xは本件条項を了承したものとみなされ、Xの本件条項の拘束力がないという主張は認められない。また、Xは、YのB信用情報センターに対する情報の登録は、Bが定める事務取扱要領の規定により登録されたものであり、その規定に違反したことを根拠に情報提供されたことは違法であると主張しているが、この規定は、YB間の内部規定であり、XとYとの間を規定するものではないことから、Xの主張は認められない。以上のことから、Yが行った事故情報の情報提供は、不法行為にはあたらない。

⁵² 登録される事故情報は信用情報機関により多少の相違がある。

『月間消費者信用 2003年9月号』123-124頁によれば、全銀協(全国銀行信用情報センター)は、延滞、延滞解消、代位弁済、代位弁済後完済、強制回収、強制解約、第1回目不渡、取引停止処分、保証履行、求償債権完済、強制退会等となっており、CIC(株式会社シー・アイ・シー)およびCCB(株式会社シー・シー・ビー)は異動情報(延滞、延滞解消、延滞後解約)のみ、全情連(全国信用情報センター)は延滞、延滞解消、債権回収、債務整理、破産申し立て、特定調停、民事再生となっている。被告は当時(株)信用情報センターと称していたが、現在はCICと名称変更している。また特定調停、民事再生は近年の立法化に伴うものであり、当時は含まれていない。

なお、本件はローン提携契約であって割賦購入あっせん契約ではないため、Aゴルフが倒産した時点で支払停止の抗弁手続きをとることができなかつたものと思われる⁵³。割賦販売法の抗弁の接続規定は1984年に加えられた（1984年の割賦販売法第30条の4第1項の新設により、一定の条件の下で、買主があっせん業者に対して売買契約上の事由をもって割賦金の支払を拒絶できるようになっている）⁵⁴。

私見としては、本ケースのように明らかに抗弁事由があるような場合には、Xの支払中止により、Aが代位弁済した事実をYが事故情報と位置づけるには疑問がある。通常の延滞による代位弁済とは区分して登録する必要があるのではないだろうか。しかし、本判決は地裁の段階で確定している。抗弁規定に関するもの、ゴルフ会員権売買とクレジット契約の裁判例についてはすでに優れた先行研究があるので、本論では紹介するに留める⁵⁵。

⁵³ 1999年10月に施行された割賦販売法では、ローン提携業者に対する抗弁が認められている。

⁵⁴ この規定の新設前の事例について、林良平編『注解判例民法 民法総則』では以下のように解説している⁵⁴。

「売買契約が売主の商品引渡債務の不履行を理由に合意解除された事案において、買主と斡旋業者との間の立替払契約においてこのような場合に買主が代金請求等を拒絶できる特約があるときや斡旋業者が売主の不履行に至るべき事情を知りもしくは知りうべきでありながら立替払を実行したなど、不履行上の結果を斡旋業者に帰せしめるのを『信義則上相当とする特段の事情がない限り』、買主は、合意解除をもって斡旋業者の履行請求を拒むことはできないとされた事例がある（最判平2・2・20判時1354号76頁）。」

⁵⁵ 箕輪靖博「判例からみた抗弁規定の課題と展望」『クレジット研究21号』（クレジット研究所、1999年）214頁、渡辺達徳「ゴルフ会員権販売とクレジット契約」同書239頁。渡辺教授は他にも本判決の検討を行っている。「誤情報と慰謝料（クレジット関係個人情報）」竹田稔・堀部政男編『新・裁判実務体系9名誉・プライバシー保護関係訴訟法』（青林書院、2001年）376頁以下。同論文では、検討されるべき問題が二つ読み取れるとしている。

1. 与信業者が顧客の正確な個人情報情報を個人情報情報機関に提供する義務を、当該顧客との関係で負う根拠

2. 提供されるべき情報の種類の妥当性

1の問題について：渡辺教授は「不法行為が成立するためには、与信業者が、正確な個人情報情報を個人情報情報機関に提供する義務を、顧客との関係で負うことを前提として、この義務に違反したことが要件となる。」として保護されるべき情報主体（長谷川注：この場合は消費者）の法益として、プライバシー・信用、名誉、財産上の得べかりし利益等を挙げる。そこで、他人のこうした法益を侵害しないことは一般の市民生活上当然の義務であるから、これが不法行為の義務違反を基礎付けることは認められであろうとする。

3. 不利益取扱いについての通知義務

本論の筆者はこの問題について別稿で若干の検討を行っているが、再検討をしてみようと思う⁵⁶。通知義務について、特に不利益取扱いをする場合には重要である。以下は情報主体の与り知らぬところで、誤った情報に基づいて不利益取扱いを受けた場合の事案である。

大阪地判平成2年7月23日（金法1289号29頁）

誤情報を信用情報機関に提供した信販会社の債務不履行責任を認め、不利益取扱いの通知を怠った信用情報機関の不法行為責任が否定された事例である。本判決には情報提供者の責任と通知義務の二点において重要な判断が示されている。

XはY1（信販会社）とのクレジット契約書の裏面に記載されている預金口座振替契約条項第16条に、「本契約により発生した客観的な取引事実に基づく信用情報を貴社が加盟する信用情報機関に登録し、当該信用情報機関の加盟会員により、自己の取引判断のためその情報が利用されることに同意します。」という規定が存在し、X

与信業者と顧客に契約関係が存在する場合、この契約を根拠とすることができるか、という問題については、「この両者間の契約は、信用供与（金銭消費貸借、立替払等）を主たる目的とするものであるが、近時の判例・学説に照らして、与信業者が取引に際して顧客のプライバシー、信用・名誉を侵害しない義務も、当該契約の付随義務として信義則上認められると考えることが可能である（民1条2項参照）。」としている。

また、与信の申込みが拒絶されて両者の間に契約が成立していない場合は、「当該申込に伴い誤情報が登録されたとしても、契約上の付随義務を損害賠償の根拠とすることはできず、不法行為が主張されることになろう」としている。

2の問題について、「顧客に正当な抗弁事由があつて与信業者に対する返済を停止したにもかかわらず、これが単なる延滞として通知・登録されると、当該顧客が以後の信用供与を受けられなくなる恐れが生ずる」としている。また、顧客（情報主体）が、個人信用情報機関に登録された内容に異議ある場合、コメントが表示される制度は存在するが、以後の信用供与に影響しないという保証はない」とし、「一見すると事故情報に該当しても、顧客側に抗弁事由が存在するなど、権利関係に争いがあるような情報の登録には慎重を期する必要がある。」とあるが、本件についての具体的コメントはなされていない（現行法規では裁判所の判断を認めざるを得ないということと思われる。さらに、これは信用情報システム全体の検討課題であるとも指摘する）。

⁵⁶ 長谷川和子「消費者信用取引における通知義務（以下「通知義務」という）『横浜国際社会科学研究所第8巻第6号』（横浜国際社会科学学会、2004年）53頁以下。通知義務に関し日本の法状況及びアメリカ公正信用報告法（FCRA）第615条の規定との比較検討を行った。

は Y1 が、クレジット契約より生じた取引事実に基づく信用情報を、Y2（信用情報機関）に加入している他の加盟会員に利用させることを承諾していたことが認められる。

しかし、Y1 には、Y1 の従業員の手違いで X に「延滞後完済」の事実があったとの誤情報を Y2 に報告し X の信用を損なった債務不履行責任があり、Y2 には、X に不利益な情報を登録した場合、X に対し通知を発する信義則上あるいは条理上の義務があるのにこれを怠った過失があると主張し、X は慰謝料等を求めて提訴した。

大阪地方裁判所は以下のように判示した。

「一 与信業者が消費者の信用に関する誤った異動情報(ブラック情報)を信用情報機関(信用情報会社)に報告した場合には信義則上、クレジット契約に付随する信用保護義務違反として、消費者に対し、債務不履行の責任を負うと解するのが相当である。

二 信用情報機関が、消費者に不利益な情報を登録した場合、消費者にその旨通知すべき義務がなく、右通知を怠ったとしても、消費者に対し、不法行為責任を負うものではない。」

本件は消費者の誤った事故情報が信用情報機関に登録されたために消費者が与信を拒絶されたことに端を発している。裁判所の判断は「Y1 が前回のクレジット契約に基づく X の正確な信用情報を Y2 に提供する限り、何ら違法ではない。」として、正確な情報を提供することは、信用情報システムの手続きの一環として認められるということであった。「しかし、Y1 は Y2 に X の信用情報を提供するに当たり、信義則上、前回のクレジット契約に付随して、正確を期し、誤った情報を提供するなどして X の信用を損なわないように配慮すべき保護義務があり、この保護義務に違反すれば、債務不履行(不完全履行)責任を負うと解するのが相当である。」として、Y1 の保護義務違反として X に対し債務不履行責任を負うことが認められた。

Y2 の通知義務の問題については、「消費者に不利益な情報を登録した場合、Y2 が X にその旨通知すべき義務があったとはいえず、他にこの通知義務の存在を認めるに足る証拠はないから、不法行為責任の主張は理由がない。」として斥けられた。

通知義務について、学説は判決を①消極的に支持する立場(長尾説、松本説)、②疑問視する立場(渡辺説)、③やや批判的な立場(阿部説)に分かれているが、程度の差はあってもいずれも通知義務を認めている⁵⁷。松本教授も「特別の法規定なしに導き出されるとまでいうのは困難であろう」として、法が未整備である以上はやむをえないという見解である。

⁵⁷ 長谷川・前掲注(30)56-57頁。

4. 情報主体からの同意取得及び情報提供者の説明義務

最近の裁判例で、今までの裁判例の類型とは異なるものがある。一般消費者にも消費者信用情報保護の必要性が強く認識されるようになったことを示すと思われる注目すべき裁判例である。

大阪高判平成 17 年 2 月 3 日（金判 1221 号 51 頁）

（1）事実の概要

信用情報機関に事故情報（代位弁済後完済）を登録された X が新規ローンの申込みを行ったが拒絶された。そこで、X は、与信業者である Y に対し債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償及び事故登録抹消合意に基づく本件事故情報の削除手続を請求した。X は以下のように主張した。

① Y が信用情報機関に信用情報を登録するに当たり、X の同意を得た上、誤った信用情報が登録されないよう注意すべき義務を負っていたのにこれを怠って本件登録をした、② Y は X に対して、本件事故情報を抹消する旨を合意したが、これを履行しなかった、③ X は、自動車を購入するためのローンを別の金融業者に申し込んでいたが、本件登録を理由に不承認が確定した結果、希望していた自動車を購入できなかったため損害を被った等というものである。

原審では、本件当座貸越契約の成立及び同契約に基づく事故情報登録に対する X の事前同意の存在を認定するとともに、X 主張の登録抹消の合意があったとは認められない等として、本件請求をいずれも棄却した。

そこで X は控訴し、(1)信用情報登録についての控訴人の同意の不存在、(2)本件事故情報の登録抹消請求について X は①被控訴人との間で成立した本件事故情報の登録抹消合意に基づく抹消請求に加え、②民法 723 条の準用ないし類推適用による不法行為に基づく本件事故情報の抹消請求を追加的に主張した。

（2）裁判所の判断

これに対する大阪高等裁判所の判断は「Y が、当座貸越契約を含む預金取引を締結した際、X の合意を得たうえ、個人信用情報を信用情報機関に登録し、かつ、X の事故情報を同機関に登録し、事故解消後に同事故情報の登録を抹消しなかったとしても、X に対する債務不履行または不法行為に当たらない。」というものであった。

本件の争点は①登録同意の存否と②Y が X の事故情報登録の抹消手続を約したか否かということであるが、前記 2 点について X の主張は認められなかった⁵⁸。本件で特徴的なのは、先に挙げた裁判例

⁵⁸ なお、X は控訴審で、補充的な主張として民法 723 条の準用ないし類推適用による事故情報の抹消を主張したが認められなかった。詳細は後述するが、信用情報に関しては特別の場合（例えば、大阪地

のように、誤情報の登録により X が損害を被ったという事案ではないことである。Y 銀行は当座貸越契約にあたり所定の手続を行い、また X に延滞があり、X が債務を完済した後も Y が信用情報機関に「代位弁済後完済」として登録することは決められた約定に従ったもので、別段問題がなさそうに見える。

しかし、筆者は次の二点につき疑問をもつものである。

(3) 私見からの疑問点

(i) 同意取得と代理権の有無

Y は X と当座貸越契約を締結するにあたり、X 本人から意思確認がなされていない（妻が郵送による手続を行っている。なお、普通口座契約は X が自署しているので意思確認については問題がない）。X は「個人の信用情報の登録についての同意不同意は、当該個人の意思にかかるものであるから代理にはなじまないとして、X の妻による契約締結で X の同意があったとはいえない」と主張したが、大阪高等裁判所は「個人の思想信条等内面的自由にかかわる情報であればともかく、本件で登録された情報は専ら個人の取引行為といったものに限定されている。従って、本件事故情報の登録合意に代理がなじまないものであるとはいい難いから、仮に合意が X の妻の代理によってなされたものであるとしても、効力に差はなく、X の主張は採用できない」との判断を示した。

しかし本件の場合、当事者間で完結する法律行為ではなく、いったん事故情報として信用情報機関に登録されると、X の情報が全金融機関に流通し、次に述べるように X 本人に損害が及ぶことから、これは X が主張したように、同意は「代理になじまない」といえるのではあるまいか。あくまでも本人からの同意取得を原則とすべきであると思われる。

(ii) 事故情報登録に関する情報提供義務について

X は「代位弁済後完済が事故情報」として登録されることを認識せず、債務を弁済すれば、ただちに抹消されるものと考えていたの

判 5 月 21 日判時 1359 号等)を除いては、名誉毀損法理による解決では難しいため、この点については裁判所の判断は妥当と考える。

日本の名誉毀損について従前の判例・通説は、名誉は①内部的名誉(人の有する人格的価値)、②社会的名誉(人格的価値に対する社会的評価)、③名誉感情(自分自身の主観的評価)のうち、②の社会的名誉についてのみ法的保護が得られるとされている(最判昭和 45 年 12 月 18 日民集 24 卷 13 号 2151 頁)。しかし、近時は円谷峻『不法行為法』(成文堂、2005 年)71 頁でも指摘されているように、「名誉感情も法的に保護すると解する」方向に変容してきているのではないかと思われる。

ではないか。そのような誤解があったとすれば、当座貸越契約締結時に Y が十分な情報提供をしていなかったともいえる⁵⁹。Y は事故情報の内容、登録される期間についての X に情報提供する義務があったのではないか。いったん登録されれば、その情報が全金融機関にオープンになり、本人の与り知らぬところで情報が流通することになる。それによって新規与信の拒絶あるいは拒絶されないまでも、通常より高い金利を請求されるという不利益を被るリスクを、X は了知していなかったのではあるまいか、ということである⁶⁰。

5. 裁判例まとめ - 特に信用情報機関の民事責任について

信用情報機関が直接誤った情報を提供した平成 2 年 5 月 21 日判決を除きいずれの裁判においても、信用情報機関の責任については棄却されている。しかし、信用情報機関に責任を認めるに足りる証

⁵⁹ この場合については情報提供不全の観点から、興味深い分析がある。山本敬三「民法における[合意の瑕疵]論の展開とその検討」棚瀬孝雄編『契約法理と契約慣行』（弘文堂、1999年）149-184頁。山本教授は法律行為法における法形成一錯誤型の場合として（a）不実表示型、（b）情報提供不全型、（c）不適格者勧誘型の3類型をあげている。その中で、（b）情報提供不全型が本件の場合にいえるのではないかと思われる。

「この情報提供不全型では、逆に情報を提供しないという不作為が問題となるところに特徴がある。」とする。そして、この情報提供不全は二つに分けられる。第一は、問題となる人に着目した基礎づけで、当事者間の情報力の格差に着目する。そして、優位に立つものに情報提供義務を課することが社会全体のコストがかからないことを重視する。第二は事業者に対する社会的信頼に着目するものである。「現代の複雑性の高い取引では、専門的知識をもつ事業者に依存することがどうしても必要となる。そのため、そうした事業者に対する社会的信頼が守られなければ、そもそも円滑な取引は望めない。しかも、事業者自身、そうした自分に対する社会的信頼があってはじめて営業活動が可能になる。事業者は、まさにそこから利益を得ているのだから、それに応じた責任を課せられて当然だというわけである。」二つの着目点はともに情報の量および質において優位に立つほうに情報提供義務があるとする考え方であると思われる。

特に生命・財産への損害が及ぶ場合には情報提供者側の責任が問われるといえよう。2000年に制定された金融商品販売法は第4条、第5条で重要事項の説明義務を規定している。

⁶⁰ 植田勝博（弁護士）は、「個人の情報人格権と情報支配権」代位弁済後完済と類似の扱いとなる延滞後完済について「延滞後完済は、義務を完了しており、示談、法的処理、弁護士扱い、差押えは権利の存在に争いがあるものが多数あり、示談、法的処理、弁護士扱いにより債権消滅の解決がなされていれば事故とすべきではない。個人の裁判を受ける権利を抑圧する虞れが高い。」として事故情報として登録することに疑問を提示している（判評387号176頁）。

拠がないというだけで全く責任がないと言えるであろうか。

事案により相違はあるが、信用情報機関にも「誤情報の場合の責任については、二次的担保責任を負う」という学説がある⁶¹。また、「外観行為帰責の原則」として、システム(信用情報システム)管理にも用いることができるとする説もある⁶²。平成2年7月23日判決金法1289号29頁において、原告Xより主張されたように、Y2はY1と一体であると位置付けY2もXに対して共に債務不履行責任を負うという法律構成もありうる。取引実体上からみても消費者とは関係がないとはいきれない。なぜなら、信用情報機関に登録された情報内容と消費者は与信拒絶、あるいは不利益を受けるという因果関係があり、間接的な当事者となりうるからである。従って、信用情報機関の責任の範囲を明確にする必要があるのではないだろうか。

第6節 小括

消費者に無担保で信用供与を行う業者は、返済能力を審査するために情報主体である消費者から直接あるいは、公的情報等から間接的に情報を収集する。

信用情報機関は、銀行系、クレジット系、消費者金融系の業態別に運営されているが、それぞれ収集した情報を登録し、データを保管、与信者からの照会に応じて回答をする業務を行っている。

信用情報機関の登録制度については、東京高判平成10年2月26日判決金法1526号59頁では、公共性・公益性を有し、合理性のある制度であるとの判断が示されている。

また、具体的にも①債権回収を確実にする手段である、②信用取引が大衆化され、個別収集よりも集団的な収集の方が効率的でコストもかからない、③消費者が複数の与信契約を結ぶようになってき

⁶¹ 松本恒夫「誤った信用情報を提供した信販会社の法的責任」金法1304号75頁では、「二次的担保(的)」ということの意味は、Y1に賠償責任が認められるにもかかわらず、賠償資力がない場合にはじめて、そして、Y2の独自の過失を問題とせずにY2に賠償責任が課されるという意味である。」として、Y1の無資力を要件としているが、いずれにせよY1とY2は補完関係にあることが認められている。

⁶² 長尾治助「誤った個人信用情報提供者等の損害賠償責任」法時53巻5号100頁。「個人信用情報システムを主導する管理者として外部から認められる事業者—個人信用情報機関—が、第1次的責任主体の不明なとき、被害者に対して損害賠償責任を負うものと考えてよいのではないか」とする。前記松本説に類似しているが、前者がY1(与信業者)の無資力を要件としているのに比べ、長尾説は「責任主体が不明のとき」という。

ている、④新たな金融商品画開発され、被与信者の債務負担状況が変動しやすくなり、与信上、これらを的確に把握する必要があること等から意義あるものとされている。

信用情報が適正に登録、利用されている場合はこのように意義のある制度であるが、情報の収集・蓄積管理・流通のいずれの場合も消費者の権利が侵害されるおそれがある。消費者の信用情報が間違っって登録された場合、消費者は新たな与信供与が受けられなくなるなど経済的な損害を受けるだけでなく精神的な被害も受けることになる。とくに、破産宣告、失踪宣告等の公的記録の間接収集による誤情報の登録は被害を拡大する（大阪地判平成2年5月21日判時1359号88頁）。また、抗弁事由があるとして支払いを保留している消費者の情報が「事故情報」として登録された（東京地判平成9年9月9日金法1516号54頁）場合等も同様である。

現在のところ信用情報を規律する法律は、2003年5月に成立した個人情報保護法、貸金業規制等に関する法律25条3項〔情報機関の設置または指定〕・同30条1項〔過剰貸付の防止〕・同条2項〔情報の目的外利用の禁止〕、割賦販売法38条〔支払能力を超える購入の防止〕・同39条〔信用情報の適正な使用等〕、及び貸金業規制法施行規則13条〔債務者の信用を情報機関に登録する旨の契約書への記載〕等である。他には行政の各ガイドライン及び各業界の自主ルール等によって規律されている。

しかし、これらによる規制では消費者の被害を救済することができず、裁判で適用されたのは、民法415条の〔債務不履行による損害賠償（注意義務違反、保護義務違反）〕及び709条〔不法行為による損害賠償〕、723条〔名誉毀損における原状回復〕の規定である。

これら民法の規定は、対等者間の取引、当事者間の意思の推測、利害の調整および公平な処理が前提とされている。従って、経済および情報において劣位の立場にある消費者に対し、これら伝統的な法概念を基礎とした法的処理では限界があるのではないかと思われる。

学説は、消費者が誤情報の流通を認識できない場合が多く（与信申込みが拒否され、情報開示によって初めて知る等）、また認識しても損害の立証が困難ということから、不法行為による事後救済は実効的でない。事前に被害を防止するための措置が重要として、立法化を提唱する方向で一致していると思われる。

以上のことから、筆者は本論第1章において問題点を抽出し、学説・判例の整理・検討を行った。そこで、さらに新たな問題点も付け加えた上で以下に述べる事項を中心に、包括的な消費者信用情報保護法立法化の必要性を明らかにしていきたい。

(1) 信用情報機関の民事責任を義務付ける規定について

消費者信用情報機関の制度自体は不可欠であるが、個人情報収集及び登録情報の内容、登録期間、情報提供の内容及び範囲等を再検討し、消費者信用情報機関の責任を明確に義務付ける必要がある。

(2) 情報主体の同意取得及び重要事項の説明の義務付け

信用情報登録の同意については、必ず情報主体本人から同意を得ること必要性がある。またその際、宅地建物取引業法第37条等に規定されている重要事項の説明を義務付ける必要がある。

(3) 開示義務、不利益取扱いの通知義務及び調査義務

間接的に消費者の個人情報を収集し、消費者にとって不利益な取扱いを行う場合は、当該消費者に通知し、内容の正確性について確認する義務付ける必要がある（とくに情報の間接収集については現在のところ「JIS Q15001」のルール以外明確な規定がない）。

与信業者は消費者の求めに応じて、与信拒絶の理由及び拒絶の根拠となった信用情報を開示する義務がある。また、不利益な信用情報を提供した信用情報機関の名称、連絡先を消費者に通知する義務がある。さらに、情報の正確性・最新性の確保のため、消費者から誤情報の訂正・削除の申し出があった場合、速やかに信用情報機関の調査を義務付ける必要がある。

筆者のこれらの主張に対し、多くの判例の蓄積があり、消費者信用保護法の下に一大消費者信用取引法体系が存在する、アメリカの法制度について第2章から第4章で考察し、それらを評価した上でわが国の消費者信用情報保護法制の在るべき将来に備えたい。

第2章 アメリカにおける消費者信用法制の概観

アメリカの消費者信用情報保護法制を考察する前に、まず本章で同国の消費者信用取引法制を概観する。以下、消費者信用保護法制定以前の未整備な状況については第3章で判例及び学説を中心に考察し、また第4章においてFCRAの立法経緯、概要及び判例について検討する。

第1節 消費者信用取引の歴史的背景

アメリカにおける消費者信用の歴史は19世紀に始まっている。アメリカにおける消費者信用の生成と発展は①植民地時代、②南北戦争後、③小額信用法（Small Loan Act）制定後、のおよそ3期に分けられる。第3期はさらに金融制度の発展およびコンピュータの発達による高度情報化社会によって細分化される¹。

最初に制定されたのは20世紀の初め（1916年）、良心的な貸金業者が市場に参入させるための小額信用法であった。その後ローン・シャークと呼ばれる暴力金融業者が現れ、長い間消費者は信用供与を受けるのが困難な状況にあった。

このように初期は暴力的金融業者から消費者を保護するという要素が強く、消費者保護法の立法化以前は「買主注意せよ（Caveat emptor）」の古典的な法則によって支配されていた²。1960年から1970年にかけて、連邦法および州法として多くの消費者保護法が立法化された³。とりわけ、「近代のかつとも有用な（workhorse）法律は1968年の消費者信用保護法（CCPA）である」と指摘されるほど消費者信用保護法が制定された意義は深かった⁴。

アメリカの消費者信用保護法制については1970年代から先行研究が多くなされている⁵。また、さらに近年体系的に整理された論文も発表されたので詳しくはそちらに譲りたい⁶。本論文では消費者信

¹ 3つの大まかな分類については、横田貫一「アメリカにおける消費者信用の法規制」塩田親文＝長尾治助編『消費者金融の比較法的研究』（立命館大学人文研究叢書6、1984年）83頁以下参照。

² *Consumer Protection Law In a Nutshell 3rd*, West Group, (1999) at3.

³ *Id.* at3.

⁴ *Id.* at6.

⁵ 竹内昭夫「アメリカの消費者信用保護法」『消費者信用法の理論』（有斐閣、1995年）、望月礼二郎「諸外国の消費者信用法・アメリカ」『消費者法講座5』（日本評論社、1985）等。

⁶ 執行秀幸「アメリカ合衆国消費者信用法制」クレジット研究31号』（クレジット研究所、2003年）6頁以下。桶舎典哲「アメリカ統一消費者信用法典」

用情報との関連において概要を記述するにとどめる。

第2節 消費者信用法制の体系

1. 消費者信用関連法規

本論文の第1章で述べたように、竹内教授は、1970年代からアメリカにおいて消費者信用保護法（Consumer Credit Protection Act=CCPA）および統一消費者信用法典（Uniform Consumer Credit Code=UCCC=U3C）について先行研究を行った⁷。そして、「わが国でも、消費者信用の問題を、消費者保護の見地から総合的に規制すべき時期に来ているのではないかと思われるのである」とし、わが国の立法化に向けてのモデル法として検討を行った。また、望月教授は、消費者信用保護法制に関して、連邦法としてCCPA、州法の動向をU3Cによって詳細な検討を行っている⁸。

消費者保護全体の見地からはアイケ・フォン・ヒッペル教授の『消費者の保護 各国の事例にみる現状と対策』があり、第8章「割賦販売の買主の保護」では、CCPA、U3Cがたびたび引用されている⁹。例えば、「とくに興味があるのは、アメリカ合衆国の二つの現代的な改革のための規制である。」として上述の二つの法を現代的な改革のための規制であると評価している。「この二つの改革のための規制は、割賦販売だけでなく、原則としてその他すべての消費者信用取引をも対象としている。」とし、すべての消費者信用取引に対する包括的な法であることを明確にしている。

また、「……とくに興味があるのは、いくつかの国々が、その保護規定の実現を行政上のコントロールで確保し、または少なくとも促進しようとして試みていることである。このような観点でおそらくもっとも進んでいるのは、アメリカの統一消費者信用法典である」として、モデル法としてのU3Cのもつ先進的な意義付けを行っている¹⁰。

2. 消費者信用保護法（CCPA）の内容

消費者信用保護法（CCPA）は、消費者信用分野の包括的な法として先進的であったことは、すでに述べたところであるが、何度か改正され、日本語訳も発表されている¹¹。正式名称は「信用取引ま

『クレジット研究 31号』（クレジット研究所、2003年）114頁以下。

⁷ 竹内昭夫『消費者信用法の理論』（有斐閣、1995年）26-27頁。

⁸ 望月礼二郎「諸外国の消費者信用法（1）-アメリカ」加藤=竹内編『消費者法講座第5巻消費者信用』（日本評論社、1985年）269頁。

⁹ 好美清光=円谷峻訳（東洋経済新報社、1986年）183頁。

¹⁰ 好美=円谷・前掲 199頁。

¹¹ 1980年改正分までは竹内昭夫=田島裕（月刊クレジット 252号～265

たは信用供与の申込みにおいて金融料の条件を完全開示を要求することにより、賃金の差押えを制限することにより、また消費者信用事業をさらに規制する必要について研究と勧告をさせるため消費者金融全国委員会を設置することにより、信用の利用の利用に関して消費者を保護するため、ならびに他の諸目的のための法律」という長いものである¹¹。1968年制定当初は、五編52か条からなっていたが、現在は第九編までとなっている。各編の名称と成立年度は以下の通りである。信用情報提供業務に関する規制として第六編が制定されたが、第3章及び第4章で詳細な検討を行う。

以下に消費者信用保護法の体系を示すことにする。

第一編 (Title1) 「貸付真実法」 (Truth in Lending Act, 1968)

消費者信用の供与者に対して、重要な契約条件の、契約締結以前および以後の開示を義務づける。

[追加 1974年] 信用の支払請求の誤り (credit billing error) に対する消費者の苦情を効率的に処理する方法を定める規定が第一編の161条ないし171条として追加された。

[追加 1976年] 消費者賃貸借 (consumer Lease) の貸主に重要な契約条件の開示義務を課す規定が、第一編の第181条ないし184条として追加された。動産の賃貸借という形式が割賦販売の代替手段として利用されるようになってきていることに対処するためのものである。

第二編 (Title2) 「強要的信用取引 (extortionate credit transaction) を規制するための規定」

暴力その他の犯罪的手段により弁済を強要する意図をもって信用を供与したもの、これに融資した者、強要的取立てを行った者に刑事罰を科する旨を規定する。

第三編 (Title3) 「賃金差押え (garnishment) の制限」

債務の弁済確保のための、信用供与者による、債務者の賃金債権の差押えの限度額を定める。その規定は、信用取引に由来する賃金債権の差押えに限らず、あらゆるタイプの債権のための賃金差押えに適用される。

第四編 (Title4) 「消費者金融全国委員会」の設立

第五編 (Title5) 「総則」

第六編 (Title6) 「公正信用報告法」 (Fair Credit Reporting Act, 1970)

第七編 (Title7) 「信用機会均等法」 (Equal Credit Opportunity Act, 1976)

号、300号～303号)。近年のものは箕輪靖博 (クレジット研究18号～31号)。

信用供与に関して性別または婚姻関係に基づく差別を行うことを禁止する規定が CCPA の第一編に追加され、さらに 1976 年に、禁止される差别人事を人種、宗教、年齢等にまで拡大する規定が、本編に追加された。これらの規定は単に消費者信用取引だけに適用されるのではなく、すべての信用取引に適用される¹³。

第八編 (Title 8) 「公正債務取立行為法」(Fair Debt Collection Practices Act, 1977)

他人の債権の取立てを常態的に行う者の取立てを規制することを目的とする。

第九編 (Title 9) 「電子的送金法」(Electronic Fund Transfer Act, 1978)

電子送金サービスを行う機関の、消費者に対するサービス条件の開示義務、電子送金取引の記録文書の交付義務、送金ミスないし不正送金に関する消費者および送金機関の責任等について規定する。これらの適用範囲は、消費者信用取引に規定されず、すべての電子送金行為に及ぶ。

このように消費者信用保護法 (CCPA) は包括的な法として、相互に補完しあっている。

第3節 統一消費者信用法典 (U3C) のもつ意義

消費者信用法は他の消費者法と異なり、多くの部分が州による制定法であった。従って各州毎に内容が異なり、州際的な事業を行う信用供与者にとっては法に則った措置をとるために莫大な費用がかかるだけでなく、適用すべき州法の選択にも困難がともなった。そこで州レベルの欠陥を是正するために、統一州法委員会全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Law = NCCUSL) が、1968 年に統一消費者信用法典 (U3C) を作成し、各州にそれぞれの採択を勧告した¹⁴。

CCPA が取引条件の開示を中心に規制するのに比べ、最高利率の規制、消費者信用保険、消費者手形の禁止など、取引条件に実質的な規制を加えている。当初は 10 州がこのモデル法を採用した¹⁵。しかし、次に述べる統一商事法典 (UCC) がほとんどの州で採択されていることに比べると少なかったといえよう。この原因については上限金利の規制等いくつか挙げられるが本稿では深く立ち入らない¹⁶。

¹² 竹内・前掲注(5)29頁。

¹³ 第七編は第六編と深く関連しているが、詳細は後述する。

¹⁴ 詳細な検討は桶舎・前掲注(6)参照。

¹⁵ コロラド、アイダホ、インディアナ、アイオワ、カンサス、メイン、オクラホマ、サウス・キャロライナ、ワイオミングの 10 州である。

¹⁶ 横田貫一「アメリカにおける市場的保護と行政的保護の衝突」塩田親文

第4節 統一商事法典（UCC）と消費者保護規定

竹内教授は「1940年代の末ごろ、全国会議は、当時検討中であった統一商事法典の中に消費者物品上の担保権設定につき若干の開示規定を設けようという形で、はじめてこの問題を取り上げた。しかしUCCは本来商取引（business transaction）についての商業上のルールの設定を目的とするものであり、消費者保護規定とは調和しないということで、結局見送りとなった。」と、すでに消費者保護規定、とくに開示規定についてUCCの規定の中に盛り込もうとする動きがあったことを明らかにしている¹⁷。

望月教授は信用取引成立後の問題として①債権譲渡、②クレジット・カード取引、③不実請求の訂正、④債務の取立ての4つについて述べている¹⁸。②、③、④はいずれもU3C及びCCPAの中に立法化されているが、①の債権譲渡についてはU3Cの他にUCCの適用もあることを指摘している。望月教授は「消費者信用売買において、売主（債権者）が自己の債権を銀行または金融会社（finance company）に譲渡することがむしろ通例である。」として債権譲渡が一般的であること、その理由として「大部分の商人が、みずから債権取立てのエキスパートになることおよび流動資金の減少することを欲しないことにある。」とする。そして「これに対して、消費者ローンの場合には、債権譲渡はむしろ例外的にしか行われぬ。」と消費者信用取引の中でも、売主信用と貸主信用では債権譲渡においては取り扱いが異なることを明らかにする。

そして、「消費者信用取引における債権譲渡が消費者保護の観点から問題になるのは、消費者が物品・役務の売主（債権譲渡人）に対する抗弁が、債権譲受人に対して対抗しえないという事態が生ずることである。」として、（1）売主が売買契約上の義務を履行しなくても、買主は代金を第三者に支払わなければならない、あるいは（2）信用売買契約書の中に買主による抗弁放棄の条項を入れておくという形でも生じることが問題であり、このような抗弁権の放棄は、UCC9-206(1)で有効であるとする。

このような規定から、消費者が窮地に陥ることを防ぐため、法の規制としては、（i）コモン・ロー及び（ii）制定法（U3C）がある。望

＝長尾治助編『消費者金融の比較法的研究』（立命館大学人文研究叢書6、1984年）119頁以下に詳しい分析がある。しかし、桶舎・前掲注（6）では「現在コロンビア特別区を含めて全ての州で採択されている」としていることから、その後採択が進んだと思われる。ただし、ルイジアナ州は沿革的事情により、部分的に採用していない編がある。

¹⁷ 竹内・前掲注（5）78頁。

¹⁸ 望月・前掲注（5）297－306頁。

月教授は「人的抗弁の切断ないし抗弁権の放棄については、債権の譲渡人と譲受人との間に密接な商事的関連性がある場合には、抗弁権の切断ないし放棄特約の効果を認めないとする判例があり (Unico v. Owen, 50 N.J. 101; 232 A. 2d 405; 4 UCC 542 (1967) - これを密接関連性の法理 [close-connectedness doctrine]、という)、また「より一般的には統一商法典二一三〇二条 (UCC2-302) の非良心性法理 (unconscionability doctrine) も適用されうる」して、これら密接関連性の法理及び非良心性の法理の二つによって消費者の抗弁権を確保することができるとする¹⁹。

UCCは消費者取引を通常の商人間の商取引と区別しない。しかし前記のように契約の非良心的な不当条項の禁止 (UCC2-302) を初め、保証責任の免責要件 (UCC2-316) など消費者保護に有用な条文がある。田島教授の『UCC2001』の訳書では UCC2-316 の規定は「保証の排除または修正」と訳されている。そして、「本条は製造物責任の制限のためにしばしば利用され、...、また本条に関する消費者取引には連邦の消費者保護法が適用される。」となっている。これらのことは、消費者保護法に近い部分もあることを示すといえよう。しかし、これら UCC の規定はいずれも消費者保護法の立法化によって適用されることが少なくなってきた²⁰。

このように重層的に消費者を保護する規定があるが、裁判所が裁定を下すのは、先例、コモン・ローの他に法源として、連邦及び州の憲法、制定法、行政機関規則、商事法典、また立法者の意思、ときには専門家証人の証言も参照される²¹。

¹⁹ 望月・前掲注(5)298頁。

²⁰ 大村敦志『契約法から消費者法へ』(東京大学出版会、1999年)226頁。大村教授は「多数の立法によって個別の法規範が整備されたことによって UCC2-302 条のような一般条項による司法的緊要性は減じたわけである。」とする。

しかしながら、2000年には UCC の姉妹編的な法律として電子情報取引法 (Uniform Computer Information Transaction Act=UCITA) が成立した(当初草案では UCC-2B とされていた)。UCITA はインターネット契約などの電子的方法により契約を締結するための法律ではない。契約主体、対象が電子情報取引であれば、その契約そのものが文書によったとしても適用される。さらに、UCC-2, UCC-2A, UCC-9 の各章での消費者取引にあたるものに UCITA§102(a)(44)、UCITA§102(a)(45)があるとする(國生一彦『米国の電子情報取引法』[商事法務研究会、2001年]による解説の要約)。

²¹ アメリカの政府機関は、自己の所管する法律に基づく私人間の訴訟について、しばしば裁判所に意見書を提出して一方の当事者を援護している。「裁判所の友 (amicus curiae)」という資格で、意見書を裁判所に提出する。本論文ではネルソン事件判決で論述している。

第3章 アメリカの信用情報保護法制（1）－立法前史

第2章ではアメリカの消費者信用法制を概観した。そこで本章においては、（1）まず消費者信用報告の位置付け、次に（2）被害の実態を分析し、立法に至るまでの約100年間、（3）民事救済はどのように行われてきたのか判例・学説をもとに検討を行う。なおコンピュータが導入され高度情報化社会となつてからの情報の収集、データの加工、蓄積から流通までの過程及び利用目的等については、第4章において論述する。

第1節 消費者信用報告の位置づけ

本論文においては、日本で一般に使用されている「個人信用情報」という言葉は、誤解を避けるため、延滞、貸倒等、借入及び支払・返済に関する客観的事実として狭義の意味の場合のみに使用し、Fair Credit Reporting Act(以下「アメリカ法」あるいは「FCRA」とする)の定義に規定されている「信用報告(credit report)」の用語を使用する。本人識別情報をはじめ、信用情報、その他の情報すべてを含めて情報主体本人のファイルが作成されるが、情報全体を表す意味では「信用報告」の方がより実態を示していると思われるためである。詳細はFCRAの概要で述べる。

FCRAの成立前に不正確な信用報告によって被害を受けた消費者が救済を受ける手段としては、名誉毀損及びプライバシー権の侵害として不法行為法(州法)に基づいて訴訟を提起する方法が唯一の方法であった¹。名誉毀損においてコモン・ローではその侵害に対しては厳格責任が適用される。しかし、憲法上の言論および出版の自由という基本的な権利とどのように調整するかが難しい問題となつて残る。「信用報告はその例外の1つとして相対的免責特権(conditional or qualified privilege)に位置づけられる。」というものである²。この相対的免責特権が信用報告・及び信用報告機関に付与されるか否かということが問題であった。

1 横田貫一「アメリカの公正信用報告法について」塩田親文ほか編『個人信用情報の法的保護』(商事法務研究会、1986年)189-190頁。横田教授は成立前の状況について詳述する文献として、阪本昌成「米国連邦公正信用報告法の構造と問題点—消費者のプライバシー保護にむけて」季刊『消費と流通』9巻4号113ページ(1985年)を挙げている。またMoskatelの論文(後述する)を引用している。なお、Moskatelの同論文はFCRAに関するアメリカの学説でもよく引用されており、筆者は特に後述するMaurer論文から示唆を受けた。

2 横田・前掲注(1)190頁。

このような信用報告の位置付けはプロッサーによれば、ある者が発信した情報は他の者の情報の必要性に基づいているという「共通の利益 (common interest)」がある場合には特権を享受することができる。また、これらは関連する事業者の利益によって正当化される。このため、消費者が勝訴するためには故意による特権の濫用、すなわち情報が正当な営業上の必要性を持たないものに故意に提供されたことを立証しなければならない。この立証は報告の内容が消費者に開示されていないためきわめて困難であった。このような信用報告の位置付けは、判例やプロッサーの不法行為理論によって正当化された。多くの裁判所はとくに権利行使の濫用と受忍限度の比較考量テストから信用報告機関が免責されるとする J. スミスの理論 (後述する) に依拠した。

本章においては、プロッサーの理論を中心に信用報告と相対的免責特権 (conditional or qualified privilege) の関係を分析する。このことは、第 1 章で検討した情報提供者の責任範囲について考察する上で示唆に富むものである。

第 2 節 消費者信用報告被害の概観

1. 信用報告による被害類型

誤った情報のために、消費者は信用供与、雇用、保険の申込み、不動産の購入、リースあるいはローンの申込みの際に拒絶される、あるいは高い手数料を請求されるといった被害を受けることはすでに第 1 章で述べたとおりであるが、The Yale Law Journal に掲載された研究ノート「信用報告の情報主体を保護する」によれば、誤った信用報告は以下のように類型化されるとしている³。

(1) 誤解を導くような、あるいは不完全な情報が報告される。

信用報告機関は、情報主体 (消費者) が支払をしない、あるいは非常に遅れて支払を行った、ということ記録し、情報利用者に報告する。その支払の理由が欠陥のある商品である、あるいは失業中である、あるいは病気であるという、不払いあるいは支払遅延の理由を記録しない。また、信用報告機関は新聞記事および裁判記録から逮捕歴、先取り特権、訴訟、離婚、起訴および有罪判決の情報を収集するが、ほとんどの場合訴訟の最終的な決定がどのようになったかは記録しない。

(2) 本人と取り違えられた場合のように、全面的に不正確な情報が報告される。

誤った本人確認の場合、全面的に不正確な情報が報告されることになる。最

³ *Protecting the Subjects of Credit Reports*, 80The Yale L.J.1035 (1971).

近の事例で信用報告機関は申立人(情報主体)が破産したという報告を行った⁴。そして、非倫理的なビジネス行動につながるような様々な質問を同人に行った。そして取引先の銀行からは同人が「融資先として不適當」であるとされた。全ての報告内容は間違っており、誤った内容の情報源を追跡することは不可能であった。

(3) 名誉毀損的な情報が報告される。

名誉毀損的な情報が報告される。この類型は名誉毀損の構成要件となる虚偽の言説と重複するが、すべての誤りが名誉毀損的なものではない。多くの消費者報告は、情報主体に関する婚姻関係、性癖、飲酒あるいは薬物服用習慣および一般的評判についての近隣の人々の見方であり、真実性の確認のないうわさも含んでいる。この種のほとんどの言説は真実でない。明らかに信用供与の拒絶につながる多くの虚偽の言説は名誉毀損となるであろう。

(4) 信用度が損なわれるとの商人の脅迫により、消費者が法的権利を放棄するように追い込まれる。

信用度ほど大切なものはないと認識している人であれば、「よい信用レベル」が非常に重要であることを理解している。欠陥のある商品に対し、その商品の売主が補修あるいは交換を拒絶する場合、買主は支払を保留する。買主は唯一の自衛策を講じるのである。売主と買主の間には第三者である信用報告機関が介在する。信用報告機関は売主側の作成した情報を受け取る。売主は、買主が欠陥商品の支払を保留すると主張し続けることは、買主の信用度にとって自爆行為だということを自覚させる。小売業者等はこのように経済的に優位な立場にあることを利用して過度に権力を行使することができる。

(5) 情報主体が予期して、又は同意した範囲より広い範囲に、個人の情報が流通するため、不完全な報告がさらに被害を深刻化させてしまう(第三者提供の範囲の問題)。

クレジットあるいは他の金融取引の申込みを行う者は、通常(申込み先の)会社が同人の信用記録を調査する許可を認める申込書に署名をする⁵。しかし、その許可は極めて形式的なものであり、情報主体の同意なしに情報利用者がその信用記録を閲覧する。それがときには警察署、連邦捜査局(FBI)、内国歳入庁(IRS)がファイルの内味にアクセスすること場合もあるにもかかわらず、

⁴ 類似の名前をもつ破産者がいたために間違えられたニューヨーク州議会議員が、大手のクレジットカードの申込みを拒絶された。「政治的には有利な立場にある人に何が起こったか？」というテーマでウォール・ストリート・ジャーナル(1968年2月5日付け)に記事が掲載された事例。

⁵ 申込み時に以下のような内容の同意書の提出を求められる(議会小委員会前の公聴会での資料から)。

(*Hearings on Commercial Credit Bureaus before a Subcomm. On Invasion of Privacy of the House Comm. On Government Operations, 90th Cong. 2d Sess., at 5, 64(1968).*で明らかにされた。)「...私は、調査により、いかなる場合においても調査機関が行ったことに対して異議を申立てたり、訴訟を起こすことがないことをここに保証いたします。」

(信用報告)業界は、信用報告ファイルがきわめて容易に取得されうるという証拠の存在を否認している。

多くの調査は信用取引に関係しないものであり、政府機関および他の司法当局に提示する必要性のない機関が「機密事項」にアクセスし、プライバシー及びアクセスの正当性に関する重要な問題を引き起こしている。誤った報告の潜在的な被害はこのような場合に非常に増加している。そして被害を受けた当事者は、調査された理由を知る由もなく、同意を与えていたことさえ認識していないのである⁶。

(6) コンピュータにより膨大な量の情報の収集と集中化が即時に可能となり、全国いかなる場所からも簡単にアクセスできるために、新たな問題の要因となっている。

センターに集積されたコンピュータデータは、国内および国際的なベースで共にリンクされるため、潜在的な被害および誤った報告書の流通範囲が幾何級数的(乗数的)に増大する。

この研究ノートの指摘している被害は後に個々の判例等で検討する

2. 信用報告の性質と問題点

さらに研究ノートでは次のように信用報告の性質と3つの問題点を指摘する。

(1) 信用報告の性質

与信業者は与信リスクを最小限にするために、情報を収集するが、誤りは恒常的に発生する。その被害の影響は情報主体にとって甚大である。その理由は、収集された情報が(それが誤ったものであれ)、幅広く流通しているため被害が拡大する。信用情報が業者間の機密事項となっているため、情報主体の誤情報の発見が難しい。このような理由から被害者からの損害賠償請求がほとんどなされない、さらに名誉毀損法理の不公正な適用が法的救済の障害となっている。

(2) 信用報告の問題点

(i) 情報は幅広く転々と流通する。

与信業者はリスクを最小限にするために、情報を求めるが、誤りは恒常的に発生する。その損害の影響は情報主体にとって甚大である。その理由は収集された情報が(それが誤ったものであれ)、幅広く流通しているため被害が拡大する。

(ii) 業者間のトレードシークレットにより情報主体の誤情報が発

⁶ 問題は政府機関が職務を執行する目的のためだけに限定されていないことである。私的な調査機関(興信所)、マーケティング調査会社、予備審問のために選定を行う訴訟代理人、カントリー・クラブ、婚約者でさえも信用報告

見されにくい。

信用情報が業者間の機密事項となっているため、情報主体の誤情報の発見が難しい。というのは、消費者報告機関と情報利用者間の契約においては、情報利用者の誓約書の中に、情報主体には報告を提示しない、という非開示条項(non-disclosure clause)が含まれているからである。つまり、報告機関は誤った報告に基づく訴訟から自らを守るために、情報利用者に機密を守ることを要請しているのである。

(iii) 法的には名誉毀損法の法理の不公正な適用が救済を困難にしている。

被害者からの損害賠償請求がほとんどなされない、さらに名誉毀損法理の不公正な適用が法的救済の障害となっている。

この3つの問題点で、筆者の問題関心は第三番目の、名誉毀損法の法理(相対的免責特権の法理)が法的救済を困難にしていることにある。従って、次にコモンローにおける名誉毀損法理と信用報告への影響を検討し、その原因を明らかにしたい。

第3節 信用報告とモンローにおける名誉毀損

一般的な言論活動とは異なる信用報告が、コモンローにおける名誉毀損の中で免責の範囲が拡大されているが、信用報告がその射程内に入るかどうか検討する。

日本における名誉毀損に関する英米法の先行研究はかなり進んでいるにもかかわらず、主に言論・および出版の自由とプライバシーの保護の観点から考察したものが多いため、信用情報が関連する分野については十分とはいえないのではないかという疑問がある。そこで、まず、英米における名誉毀損法の概観をした後、信用報告との関連を検討し、問題点を明らかにしていきたい。

1. 名誉毀損法の概観

(1) 名誉毀損法の意義

名誉毀損法の中心的課題は「名声保護の要求と言論自由の要求をいかに調和させるか」という点にある⁷。とくに、アメリカの動向について望月教授は「19世紀以降、大衆向け新聞の出現にはじまるマス・メディアの発展により個人の名声がそこなわれる機会が増大し、名誉毀損法の保護の拡大が要求される反面、民主主義の発展により、

機関に相談する。

⁷ 望月礼二郎『英米法 [新版]』(青林書院、1999年)233頁。

その基礎たる言論の自由の重要性が強調され、言論活動に対する免責の範囲の拡大が要求される。法の流動状態は現在も続いている。」と言論活動に対する免責の範囲の拡大について言及している。その背景には名誉毀損法の責任の厳格性を強めると言論の自由を制約することになるため、「法は、社会的に価値のある言論の自由をまもるために、さまざまな抗弁事由(免責事由—後述)を認める。」と一定の要件のもとでの免責が認められる理由があると説明している⁸。

(2) 名誉毀損の一般的な成立要件

アメリカにおける名誉毀損の一般的な成立要件についてプロッサー『不法行為法第5版』は、コモンローのもとで、原告が名誉毀損による損害賠償請求をするためにはつぎの5点を主張しなければならないとしている⁹。

- (i) 被告がある事実についての表現を第三者に公表したこと。
- (ii) 公表された表現は名誉毀損にあたる。
- (iii) 表現は原告に関わるものである。
- (iv) 表現は虚偽である。
- (v) 損害を被った(口頭による名誉毀損の場合のみ)¹⁰。原告がこの点につき主張をすれば、一応の請求要件(prima facie case)を充たしたとされ、被告は、表現は真実である、あるいはなんらかの正当な事由がある旨を主張・立証しなければ、賠償責任を負うとされた¹¹。

(3) 名誉毀損にあたる言説

名誉毀損にあたる言説の場合、次の四要件に該当する場合には、特別損害の立証がなくても口頭誹毀の不法行為が成立する¹²。

- (i) 禁固の刑をもって処罰しうる犯罪をおかしたと公表して誹謗すること—その犯罪は正式起訴犯罪(indictable offence)であることを必要としない。
- (ii) 嫌悪される病気にかかっていると誹謗すること—病気の種類については明確な限定がない。
- (iii) 職業上の適正能力を欠くと誹謗すること—営利的な職業であれ名誉職であれ、それに従事する人の誠実さや適格性を疑わせるよ

⁸ 望月・前掲 243 頁。

⁹ Prosser & Keeton, Torts 5th ed. (1984) at 802-03.

¹⁰ 文書毀損と口頭毀損について、口頭毀損に限定している論者もいるが、プロッサーは論文(*Libel per Quod*, 46 Virginia L.R. 839(1960))においては、文書と口頭の毀損を区別していない(libel or slander which imputes to another)。

¹¹ 伝統的な名誉毀損法は抗弁事由については被告に真実性の立証を課した。しかし、ニューヨークタイムズ対サリバン事件(1964年)以降の現代的な名誉毀損法は、真実性の立証を明確に規定していない。

¹² 望月教授はこれは沿革的な理由であるとしている(望月・前掲 237 頁)。

うな誹謗を行うことは、それ自体で訴えうる口頭誹毀損となる。

(iv) 女性の純潔を疑わせるような誹謗

従って、これら四要件に直接当てはまらない名誉毀損的な言説については後述する。

2. 信用報告と名誉毀損

名誉毀損的な内容の言説を信用報告に記載されたために信用供与を受けられなくなったという被害が多いことはすでに指摘したとおりであるが、南カリフォルニア・ロー・レビューに掲載されている研究ノート「万能薬か気休め薬か (Panacea or Placebo)」では、最も典型的なケースとしてウィルソン対リテイル・クレジット事件が挙げられている¹³。詳細は後述するが、クレジットの申込みをしたウィルソン夫人が、精神病の疾患があると誤って信用報告に記載されたため、信用供与を受けられなかったというケースである。訂正を申し出たが、応じてもらえずウィルソン夫人は提訴した。最終的に与信供与を受けることができたのであるが、1年遅れた。さらに、信用報告に記載されている事柄を知ったのが、出訴期限を過ぎていたために法的救済を受けられなかったのである。他にも多くの同様の裁判例があるが、これらは次節において検討していくことにする。

第4節 信用報告機関に対する相対的免責特権の付与 - 判例の展開

本節においては相対的免責特権に関する判例の概観をみていくが、詳細な検討は次節で行う。名誉毀損責任の厳格性は表現の自由を著しく制約することから、抗弁事由が認められているが、その中には特権事項も含まれる。そこで、特権の対象や範囲が問題となる。信用報告に相対的免責特権を付することの可否については、19世紀末、信用報告産業の台頭とともに、裁判所の判断が示されるようになった¹⁴。しかし、当初から判断は分かっていたのである。その理由は

¹³ ウィルソン事件: *Wilson v. Retail Credit Co., Inc.*, 438 F.2d 1043 (1971).

Moskatel, I. *Qualified Privilege and Credit Reporting, Panacea or Placebo? Action for Negligent Noncompliance Under the Federal Fair Credit Reporting Act* (FCRA の遵守義務規定違反訴訟 - 万能薬か気休め薬か), 47 *Southern California Law Review* 1070 (1974) at 1081.

¹⁴ qualified privilege の訳語について、幾代博士、望月教授は「条件付特権」と訳し、田中英夫博士は「限定的免責事由」と訳している。

田中博士、英米法辞典(687頁)の解説によると、「限定的免責事由は、Defamation(名誉毀損)の不法行為訴訟において、被告は彼の名誉毀損

どこにあるのか本節において検討を行う。

1. 相対的免責特権の付与を否定する判例

イギリス法において、信用報告は社会全体の利益に直接結びつかないという準則がマッキントッシュ対ダン事件(1908年)によって確立されている。本稿はアメリカ法を中心に記述しているが、アメリカの判例において、信用報告に条件付特権は付されていないという見解の裁判の先例として本件はよく引用されているので、ここに紹介することにする。

(1) 信用報告には相対的免責特権は付与されていないとするイギリスの判例－確立された準則

Macintosh v. Dun AC 390 1908

原告：マッキントッシュ他1名 (Macintosh and Another)

被告：ダン他 (Dun and Others)

【判示事項】

取引共同体としての情報利用者との通信は相対的免責特権を与える対象とはならない。相対的免責特権は社会全体の利益擁護のために付与される。

【事実】

(エクイティ訴訟の)被告に対する文書毀損訴訟において、損害賠償に関する評決が下された。

被告は商取引同業者保護のために次のことを行った。すなわち、ニューサウスウェールズおよび他の地域で、原告の取引状況および地位に関する資料を取得し、報告機関の特殊かつ内密な調査依頼に対する回答として、当該の機密情報を提供した。ニューサウスウェールズ大法廷 (full Court) は再審理を命令し、オーストラリア高等法院は被告勝訴の判決を下した。(本判決は、[原告が]オーストラリア高等法院の判決[を不服として]、上訴したことに対し枢密院が下した判決である。)

【判決】

両裁判所の判決は破棄されるべきである。

的な言説が例え真実に反するものであったとしても、公益または私益の合理的擁護のためと認められるような一定の場合には、免責される。このような場合を特権が与えられる場合という。特権には絶対的 (absolute) なものと制限的 (qualified) なものがあり、前者は無条件で被告を免責するが、後者は actual malice (現実の害意) をもって名誉毀損的言説をなした者を免責しない。」としている。しかし、本論文では名誉毀損法において、絶対的特権、憲法的特権等との比較対照においてわかりやすいこと、および信用報告との関係で免責される要件が重要と思われるため (近時は qualified immunity と表現されることも多い)、横田教授の「相対的免責特権」の訳語を用いることにする。

[理由]

原告の人物評価に有害な通信(情報取引)が、社会全体の利益および義務の観念を鑑みて行われた場合は特権が付与されると認める。しかし、そうでない場合、同業者の便益および情報の販売目的のために情報が提供された場合には、それが十分に慎重に行われたとしても、不当に情報を取得されたと判断するからである。

(本件において、被告側は先例として、相対的免責特権を与えることを認めるアメリカの判例を挙げているが、それらについては、次に論述する¹⁵⁾。)

[争点]

本件における通信(情報取引)は特権を付されているか否か。

[裁判所の判断]

共通の利益(common interest)は業者間の利益擁護であって社会全体の利益(social interest)とは言えない。

(枢密院司法委員会の)パルケ男爵は相対的免責特権についての解釈を述べている¹¹⁾。

(2) 信用報告機関には相対的免責特権は付されていないとする— アメリカの2つの判例

初期(19世紀末から20世紀初頭)の裁判所の判断は分かれていた。アメリカの大多数の裁判所は相対的免責特権を信用報告機関に付与することを認めていたがジョージア、アイダホ2州の裁判所はイギリスの判例と同様、信用報告機関に対して相対的免責特権を付与することを認めなかった。2州の裁判所が相対的免責特権の信用報告機関への付与を認めなかったことは、学説でも広く引用されている(多くの学説が信用報告機関に相対的免責特権を付与することに否定的であったため)。次に特徴的な二件の裁判例について述べる。

(i) ジョンソン対ブラッドストリート事件

Jonson v. Bradstreet Co., 77 Ga.172(1886)

原告は悪意をもって名声を傷つけられたとして文書名誉毀損訴訟を提起した。トライアルにおいて陪審は被告勝訴の評決を下したが、原告は異議を申立て上訴した。州最高裁判所は「被害を受けた者は救済される権利を有する」として原告の主張を認めた。

(ii) パシフィックパッキング対ブラッドストリート事件

¹⁵ *Ormsby v. Douglass*, 37 N.Y. 477(1868)他、*Trussel v. Scarlet*, 18 F. 214 (CC Md.1882), *Erber v. Dun*, 12 F.526, 4 *McCrary* 160(1882), *King v. Patterson*, 49 N.J. L. 417, 9A.705 (1887), *Crist v. Bradstreet*, 9 Ohio St. Rep. 751 (1886) 等。これらの判例については概要を後述する。なお、後述するJ. スミスの、報告機関に対する相対的免責特権に関する論文では本判決を批判的に検討している。

¹⁶ *In Toofood v. Spyring*, 1834, 1 C.M. & R.181, 149 Eng. Rep.

Pacific Packing Co. v. Bradstreet Co., 25 Idaho 696(1914)

被告は信用報告の中に、原告に関する名誉毀損的言説を掲載した。そのような信用報告機関には相対的免責特権を付されていない。従って公表者は責任を負うとの判断を示した。

2. 相対的免責特権を付与することを認容した裁判例—大多数

大多数の裁判所が信用報告機関への相対的免責特権を認め、最終的にはほとんどの裁判所が認めた。初期では判断が分かれていたことを考えると、後で述べるように適用を肯定する強力な理論的根拠を提供した J. スミスの論文の出現は大きいのではないかと思われる¹⁷。そこで 20 世紀初頭までの裁判例と、以降の裁判例に分けて検討を行う。

(1) 19 世紀末～20 世紀初頭までの裁判例

1914 年から 1950 年代まではスミスの理論(後述する)の影響が大きく相対的免責特権の付与を否定する判例がみられなかった。代表的な裁判例としてよく取り上げられるのが、1868 年のオームズビー対ダグラス事件である。

(i) Ormsby v. Douglass, 37 N.Y. 477(1868)

相対的免責特権は信用報告業にも付与されるとの判断を示した裁判例である。原告は偽善者で責任感のない男と評され信用を落とすしてしまった。しかし、裁判所は被告の悪意を証明する証拠がないとして、原告の主張を認めなかった。

(ii) Trussel v. Scarlet, 18 F. 214, 216 (C.C.D. Md.1882)

「特権化された通信 (communication)」の法理が商人間の「通信 (communication)」に適用された裁判例

(iii) Erber & Stickler v. Dun. 12 F. 526, 533 (C. C. E. D. Ark.1882)

誹毀的な言説が公表された場合において、原告に悪意の証明を求めた裁判例。

(iv) King v. Patterson, 49 N. J. L.417, 431, 9 A. 705, 712 (1887)

相対的免責特権の付与が認められる通信 (communication) の範囲は、特別な利益を共有する通信 (communication) にまで拡張されるとの判断が示された裁判例。

(2) 1914 年以降から 1960 年代後半までの裁判例

J. スミスの理論(詳細は後述する)に依拠したものが圧倒的に多いといわれる¹⁸。無数あるが、学説でよく取り上げられているものを中心に取り上げる。

1044.

¹⁷ 本論文 48 頁参照。

¹⁸ Smith, *Conditional Privilege for Mercantile Agencies*, 14Colum. L. Rev. 187(1914).

(i) *Dun & Bradstreet, Inc. v. Robinson*, 233 Ark. 168, 345 S.W. 2d. 34 (1961),

アーカンソー州最高裁判所は、情報における現実の悪意について古典的な解釈を示した。州最高裁は次の理由で原告の主張を棄却した。すなわち、原告は被告が有したとする様々な種類の悪意 (ill will, spite, grudge) の中に、道徳的認識における悪意を証明することを求められているにもかかわらずできなかった、というのがその理由である。次の *ABC Needlecraft v. Dun & Bradstreet* 事件を先例として挙げている。

これらの裁判例は後述するプロッサーの見解では、誠実性のみを免責要件とする裁判例として挙げられている。

(ii) *ABC Needlecraft v. Dun & Bradstreet, Inc.* 245 F.2d 775 (1957).

原審 (ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所) では原告が勝訴した。被告が控訴し、第二巡回区連邦控訴裁判所は破棄差戻の判決を下した。理由は誤った内容の報告を行った報告機関の単なるネグリジェンス (mere negligence) は、相対的免責特権を無効にすることができないというものである。

(iii) *H.E. Crawford Co. v. Dun & Bradstreet, Inc.* 241 F. 2d 387,395 (4th Cir. 1957).

誤った信用報告が「悪意」があるか、「合法的な理由のない第三者に提供された」場合を除き、単なるネグリジェンスでは相対的免責特権は無効とならない。

(3) 1960年代末以降の判例

相対的免責特権を認容してはいるが、適用について疑問をい多く裁判例があらわれた。多くの学説ではフッド対ダン&ブラッドストリート事件 (*Hood v. Dun & Bradstreet, Inc.*, 486 F.2d 25, 29(5th Cir. 1973) を、「消費者報告機関の保護から消費者の保護へ明らかにシフトした (apparent shift)」ケースと指摘する¹⁹。フッド事件判決及び他の判決 (*Kansas Elec. Supply Co. v. Dun & Bradstreet*, 1971), (*Grove v. Dun & Bradstreet*, 1971) を次章にて検討する。また、特に後者の二つの判決は憲法的判断の節で論述する。

第4節 相対的免責特権の法理 - 第二次不法行為法リストメントの考察を中心に

これまで述べたように、アメリカでは FCRA 成立以前は州の不法

¹⁹ さしあたり、Patrick Taylor Comment *The Fair Credit Reporting Act Amendments: Enforcement of the Legislative Trust?*

行為法（名譽毀損法）のなかで救済が行われていたが、多くの裁判例でみてきたように、相対的免責特権の法理が支配的であったため実効性にとぼしかったといわれている。

名譽毀損と抗弁事由の関係については望月教授の理論をすでに述べたが、免責事由については「そのなかには真実ならざる言説についての責任を免除または制限する特権 (privilege) も含まれている。これらの法はかなり豊かな内容を持つ—それだけに複雑な構造をもつ。」とし、さらに「名譽毀損法全体の中で一般的成立要件 (cause of action—前述) とならぶ二本柱のひとつともいうべきほどの重要性をもつ。」として privilege の豊かな内容と複雑な構造について言及している。名譽毀損の抗弁事由では真実性の抗弁と並んで特権事項 (privilege) が大きな位置を占める。従って、このような複雑な法理を理解するために体系的理解と詳細な検討が必要と思われる。そこで、privilege の定義およびどのような場合に相対的免責特権の法理が適用されるのか、信用報告機関は対象範囲に含まれるのか、第二次不法行為法リスティメントから考察することにしよう。

1. 特権 (privilege) の体系的考察—第二次不法行為法リスティメントからの考察

特権は絶対的特権と相対的免責特権の二つに大きく分けられるが、まず特権の定義からみていくことにする。

(1) 特権 (privilege) の定義

第二次不法行為法リスティメント第1章第10条では以下のよう
に定義されている。

(1) privilege という言葉は本題に関するリスティメントを通して以下の事実 (fact) を意味するものとして使われている。通常
の状況の下で行為者に責任を課する行為であっても、特別な状況
の下ではそのような責任を行為者に課さないという事実 (fact) である。

(2) privilege は次に基づいて付与される。

(a) 行為者に影響を受ける他者の同意があるか、若しくは

(b) その実行が行為者に何らかの利益を保護するために必要であるか、若しくはその実行によって原因または脅威となる危害を正当化するために重要である公衆の利益を保護するために必要であるという事実があること、若しくは、

(c) 行為者が行為の自由の重要性に鑑みて、正当な役割を果たしているという事実があるか、ということである。

次に絶対的特権の概要を解説しよう。

(ii) 絶対的特権 (absolute privilege)

第二次不法行為法リステイメント第25章は[名譽毀損訴訟に対する抗弁事由]について規定され、第582条から第612条までとなっている。まず、真実性の抗弁が第582条に規定されており、絶対的特権は第583条から第592A条に規定されている。同意に関係する条文は第583条および第584条、同意に関係しない絶対的特権は、第585条から第592A条に規定されている。絶対的特権は条文が多いが、政府統治機能の執行に関するもの、夫婦間のコミュニケーションについての規定が主なものとなっている。絶対的特権については幾代博士の解説を紹介するにとどめる²⁰。

幾代博士は、絶対的特権の内容を要約して、「絶対的特権ないし免責を享受する場合としては、(a) 裁判その他司法手続における裁判官・証人・弁護士・当事者などの言説、(b) 立法手続における議員・証人などの言説、(c) 高級行政官吏が職務遂行上なす言説、(d) 原告(被論評者)の承認、(e) 夫婦間の通信、などである。」としている。

2. 相対的免責特権の法理の概要

本論文の最も中核的な部分をなすものであり、このことについて以下に説明する。

望月教授は「条件付特権(長谷川注：相対的免責特権)が認められる場合は、絶対的特権のように確定的に限定されてはいない」という²¹。望月博士はさらに次のように判例からの包括的な定式を述べている²²。

「条件付特権が認められる場合とは、[情報を伝達する者が、当該の被伝達者にその情報を伝達するについて、法的、社会的または道義的な利益または義務(interest or duty)を有し、かつ当該の被伝達者がそれを受け取るについて(伝達者の利益または義務に)対応する利益または義務を有する場合]である」と。従って「かかる利益や義務の概念は弾力的であり、裁判官の判断に委ねられる」とし、利益や義務の概念が定式化されていないとする。

そこで、判断基準を明確化するために第二次不法行為法リステイメントにおける規定が大きな意味をもってくる。第二次不法行為法リステイメントにおいて相対的免責特権は第593条から第612条に規定されている²³。

²⁰ 幾代通「アメリカ法における名譽毀損とFair Comment—事実真実性証明に関して—」伊藤正巳他編『英米私法論集—末延三次先生還暦記念—』(東京大学出版会、1963年)34頁。

²¹ 望月・前掲注(7)247頁。

²² Lord Atkinson in *Adam v. Ward* [1917] A.C. 309, 304.

²³ プロッサー(Prosser)は『不法行為法第4版』(1971年)において、条件

(1) 相対的免責特権に関する条文

第 593 条は相対的免責特権の要件についての規定である。以下条文をみていくことにしよう。

第 593 条 [相対的免責特権の要件]

他者に関する名誉毀損事項を発表した者は、次の場合には責任を問われない²⁴。

(a) 相対的免責特権の下で公表された場合、および

(b) 特権が濫用されていない場合

第 594 条 公表者の利益保護

第 595 条 受領者あるいは第三者の利益の保護

第 596 条 共通の利益

第 597 条 団体関係 (Family relationships)

第 598 条 公共の利益のために行為をなす者との通信

第 598A 条 下級行政官吏が職務遂行上なす言説 (Inferior state officers)

第 598A 条は、高級官僚が職務上なす言説に絶対的特権が付されているのと対照的である。

次に、免責されるための要件として、「特権が濫用されていない」とはどのような場合をいうのかをみていくことにする。

(2) 第 593 条(b)項 [特権が濫用されていない場合]—免責要件の検討

(i) 第二次不法行為リスティメントの解釈

第二次不法行為法リスティメントにおいては、第 593 条(b)項では「特権が濫用されていない場合には免責される」との規定があるが、特権が濫用される場合についてのコメントは特に記されていない。そこで、具体的な場合を考える際に次に述べるようにプロッサーの解釈が参考になると思われる。

(ii) プロッサーの解釈

一. 相対的免責特権の内容の複雑さと定義

プロッサーは、まず『不法行為法 第 4 版』で相対的免責特権の内容の複雑さについて触れ、「相対的免責特権には様々なケースがあり、一言で表すのは難しいが、Parke 男爵 (Baron Parke) の定義が一番的を射ているのではないかと、次のようにイギリスにおけ

付に対応する言葉として“qualified”、“conditional”あるいは“defeasible”の3つの言葉を挙げている。この中でよく使われるのは qualified と conditional であるが、第二次不法行為法リスティメントでは“conditional”で統一されている。

²⁴ 長谷川注: いずれも公表内容ではなく「場合 (occasion)」となっていることに注意する必要がある。

る裁判例を挙げている²⁵。

「それが法的義務であるか、道徳的な義務であるかどうかにかかわらず、何らかの公的あるいは私的義務を免かれた人によって公正になされたこと、あるいは同人の利益が関係する事柄において同人自身の行為が公正になされたときは、その言説の公表は免責される」。プロッサーはまた『不法行為法 第5版』§115の冒頭では、次のように述べている。「コモンローの下、名誉毀損に対する第一修正の憲法的特権展開以前は、以下のことが認識されている。被告が立証する方法を探る利益、あるいはさらに、誤りを犯すことに対し、正当化するに充分重要とみなされる多様な状況が存在する。従って、誹毀的言説の公表に対しては条件付であるいは限定的に免責されるべきである」と。そして、第一次不法行為法リステイメントをはじめ、ハーパー(Harper)、スミス(Smith, J.)等、これらを主張した多くの参考文献を挙げている²⁶。スミスの理論については当時の時代背景も合わせて次節で検討する。

二. 相対的免責特権が付与されない場合

さらにプロッサーは『不法行為法第5版』において、「私的事項に関する私的公表(私的刊行物)に関する相対的免責特権の濫用」として、「私的」という範囲に限定しながら、次のように解説している。つまり、「規定された範囲外あるいは、特権の濫用の場合には相対的免責特権は付与されない」としている²⁷。

「そのような相対的免責特権にすべて付随した条件というのは、正当な方法で適正な目的のために行われなければならないということである。その免責は、限定された範囲外あるいは特権が濫用された場合には無効となる。従って、保護すべき公的あるいは私的利益に値しない不適正な毀損事項の公表にまで相対的免責特権の範囲は拡張されない。その利益を促進するために必要、あるいは有用であると合理的に信ずると足りる者に対してのみ公表する特権を有する。

²⁵ In *Toofood v. Spyring*, 1834, 1 C.M. & R.181, 149 Eng. Rep. 1044. (長谷川注:判決文を読んでも当時のイギリスの領主制度の知識がないため判例の本質的な理解ができなかった)。この判決の引用は既に紹介した *Macintosh v. Dun*(1908)事件判決においても行われている。

²⁶ 第1次不法行為法リステイメント第593から第612条参照; Harper, *Privileged Defamation*, 22 Va.L. Rev. 642(1934); Evans, *Legal Immunity for Defamation*, 24 Minn. L.Rev.607 (1940); Smith, *Conditional Privilege for Mercantile Agencies*, 14 Colum.L.Rev. 187, 296(1914)他、多数の論文が引用されている。このように多数の研究者がこの問題を扱った当時の法状況について、相対的免責特権と限定はしていないが、瀬川教授(後述)が詳細な分析を行っている。

²⁷ 同書の第4版では単に「特権の濫用」として叙述していたが、合衆国憲法修正第1条の準則が確立した後の展開として、「私的事項に関する私

(3) 免責要件に関する裁判所の見解

プロッサーは裁判所の見解を以下のようにまとめた。すなわち、裁判所の見解としてはいろいろあるが、大きく分けて二つの場合、すなわち相当性と誠実性に分けられるとする。相当性はさらに①合理的かつ正当な目的がある場合、②悪意、悪意的あるいは悪意の意思と行為の有無、③故意の動機の存在と3つに細分化され、それぞれ以下のようになっている。

(i) 相当な理由を有する場合

① 合理的かつ正当な目的がある場合：免責

しかし、より明確で望ましいルールに従うことに疑問をもついくつかのアメリカの判例がある²⁸。被告の道徳的義務、あるいは被告を免除しうる陳述書が正当化されるものかということに関し、誤解を導くような考えがその中にあるにもかかわらず、その事柄に関して合理的な義務を有するいかなる人々に対し、それを公表する特権を有すると主張するものである。公表の合理的かつ正当な手段は、特別な利益を保護する目的に適う場合に適用されうる。(例えば)速記者に対するビジネスレターの聞き取り、あるいは時間が重要となる場合の電報の利用などは正当な場合の特典として許される。そのようなケースのすべてにおいて、関係のない第三者が、偶然に読む、あるいは聞いてしまう場合は、責任を問われない²⁹。しかし、正当ではない人がたまたまその情報を得てしまうケースにおいて、その方法が合理的なものであるかどうか決定することは重要である。被告は、なんらかの適正なしかしあまり公的でない他の手段に頼る代わりに、たまたま聞いた毀損的な内容のメッセージを、葉書、電報を使って、あるいは直接話す場合には責任を問われる。

② 悪意、悪意的あるいは悪意の意思の存在：行為の有無：免責の存否

また、名誉毀損法の法理を複雑にしている「悪意」の意味するものについては、「擬制的な悪意」に対する見解、その悪意の度合い、単に悪意のある状態だけで実際に行為に結びつかなかった場合の見解についてプロッサーは次のように述べる。

「被告が心理的に悪意のある状態において毀損する言説を公表した場合は、相対的免責特権は無効となる。[悪意]という言葉は、この関連で多く使われ、当初から名誉毀損法を苦しめている。そして、公表が[悪意的 (malicious)]な場合には免責が無効となることが多い。免責が無効となる名誉毀損の場合、厳格責任に対し、[悪意]は

的出版物に関する条件付特権」と対象を限定した記述となっている。

²⁸ 裁判例として、McKee v. Hughes, 1916, 133 Tenn. 455, 181 S.W. 930 を初め多くの裁判例が挙げられている。

²⁹ Montgomery Ward & Co., v. Watson, 4 Cir. 1932, 55 F.2d 184. の他多くの裁判例が挙げられている。

これは擬制であるとして[暗に示]されている虚構の[法的悪意]以上の、何かであることを意味する。他方、それは故意、あるいはそれ自身を害することを望むよりやや低いレベルの何かであることを意味するであろう。」として、悪意のレベルについて言及している。また、悪意の意思の存在については、「(以上に述べたことに反して)、そのような単なる悪意の意思 (ill will) の存在は必ずしも特権を失わないという見解は望ましいものであり、より一般的に受け入れられている、とする法源が存在する。」として、「被告が原告に対する憤りや憤慨の感情をもち、原告を毀損することを楽しんでいるという追加的事実だけでは免責が無効となることはないであろう。」として単なる悪意を抱いているだけで、行為に結びつかない場合には免責されたとする。

③ 故意の動機の存在:免責無効

被告が名誉毀損的な言説を行うに至った動機に注目することが最も重要である。プロッサーによれば、「おそらく、下された判決の中で最もふさわしいものは、被告が明らかに影響を受けた動機、あるいは被告の主たる動機に対し、裁判所が重点を置いているものであろう。[悪意]を意味のないまったく不満足な言葉として放棄することは、保護に値する更なる利益を公表する場合にも特権が無効となってしまうことが明白である³⁰。被告が主に故意の動機に基づいて公表する場合、被告は必ずや責任を問われるであろう³¹。そして、被告の言葉の激しさはこの点において被告に対する証拠となりうる³¹。」として、「悪意」の言葉のもつ重要性を強調している。そしてさらに、「被告が、明確な目的を遂行するために言説を公表した場合には、同様に責任を問われるであろう。そのこと自体は十分に合法的であるかもしれないが、特権の範囲内でなければ責任が問われる。例えば、債務を取り立てる助手として³¹、あるいは新聞の発行を増

³⁰ 第二次不法行為法リステイメント第 603 条。

³¹ *Brewer v. Second Baptist Church of Los Angeles*, 1948, 32 Cal. 2d 791, 197 P.2d 713. を初め多数の裁判例を挙げているが、名誉毀損に関する判例はここでは深く立ち入らない。

³² *Newark Trust Co. v. Bruwer*, 1958, 51 Del. (1 Storey)188, 141 A. 2d 615. また、悪意は訴訟の後で再度公表された。Malice may be inferred from republication after suit. *O'Donnell v. Philadelphia Record Co.*, 1947, 356 Pa 307, 51 A.2d 775. が挙げられている。さらに、誤った報告書の取り消しを求めたにもかかわらず拒絶されたケースとして *Morgan v. Dun & Bradstreet, Inc.*, 5 Cir. 1970, 421 F.2d 1241. が挙げられている。

³³ *Hollenbeck v. Ristine*, 1901, 114 Iowa 358, 86 N.W. 377; *Over v. Schffling*, 1885, 102 Ind. 191, 26 N.E. 91. この事件との比較として *Stevens v. Sampson*, 1879, 5 Ex. Div. 53, を挙げているが、この場合、弁護士が相手方に対し危害を加える目的をもって、新聞社にその相手

やすためなどに、使用人を雇う場合³⁴などが挙げられる。」
として、具体的にそれぞれのケースを挙げている。

(ii) 誠実性のみを要件とする

さらにプロッサーは、名誉毀損において行為者が免責される要件として、「相当な理由」があることを要求する見解に対し、「誠実性」のみで足りると主張する別の見解もあることを指摘する。

「... 故意に虚偽を公表する場合、何等社会的な利益は存しないため、被告が自らの言説を真実であると信じなければ特権は失われる。多くの司法判断は、以下に述べるように一步先を進んでいる。毀損している人が合理的な根拠を持たない、あるいはそれが真実であることを信じる[相当な理由]がない場合には特権は失われる、とする³⁵。一方、他の裁判所は、ベースとなっている部分に(法的根拠の)合理性を欠く場合、誠実性のみが要求されていると主張する³⁶。」脚注で多くの裁判例が挙げられているが、これら二つの見解に深く検討を加えることは別の機会に譲りたい。

(iii) 裁判所の見解の統一—第二次不法行為法リステイメントによる

しかし、プロッサーによればいずれの見解もあらゆるケースには適用できるようには思えないとしている。最終的には第二次不法行為法リステイメントで見解が統一され、すべての名誉毀損訴訟において、不誠実、あるいはネグリジェンスのいずれかが前提とされるとする。しかし、プロッサーはネグリジェンスだけでは相対的免責特権濫用の要件を満たすには充分といえないとしている。

「どちらの主張も、あらゆるケースに適用できるようには思われ

方の報告書を送ったというものである。

³⁴ Jackson v. Hopperton, 1864, 16 C.B., N.S., 829, 143 Eng. Rep.1352.

³⁵ 相当性についての裁判例: Ranous v Hughes, 1966, 30 Wes.2d 452, 141 N.W. 2d 251; Altoona Clay Products, Inc. v. Dun & Bradstreet, Inc., 3 Cir. 1966, 367 F. 2d 625; Stationers Corp., v. Dun & Bradstreet, Inc., 1965, 62 Cal.2d 412, 42 Cal. Rptr. 449, 398 P. 2d 785; Mulderig v. Wilkes-Barre Times Co., 1906, 215 Pa. 470, 64 A. 636.

³⁶ 誠実性についての裁判例: Clark v. Molyneux, 1877, 3 Q.B. Div. 237; Joseph v. Baars, 1910, 142 Wis. 390, 125 N.W. 913; International & G.N.R. Co. v. Edmundson, Tex. Comm. App. 1920, 222 S.W. 181; H.E. Crawford Co. v. Dun & Bradstreet, 4 Cir. 1957, 241 F.2d 387; A.B.C. Needlecraft Co. v. Dun & Bradstreet, 2 Cir. 1957, 245 F.2d 775.

「いくつかの裁判例は最高裁の憲法的特権に対する判断の影響を受けている。そして、そこでは、『悪意』はそれが、誤りと知っていた、あるいは真実について不注意にも関心を払わずに公表した場合のみ存在するとの判断を示されている。」としている。

ない。確かに、悪気のない評判をたてる愚かで不注意な毀損者に対し、言説を証明するいかなる試みもせずに、免責を与えることには、いかなる根拠も見出し得ない。しかし、他方、真実を表明すると信ずることの確信がなくとも、うわさや単なる疑いの言説を公表することに対し、あらゆる面から見て正当といえる場合もある³⁷。」として、免責を付与する要件は、一定の状況のなかで①被告が真実と確信する度合い、②それを支持しなければならない根拠、及び③情報を流通させる重要性に関し合理的な人が行うであろう行為を被告が行うことである、とする。最終的にこれらの見解が第二次不法行為法リスティメント第600条、第603条に規定されることになった。そこで、次にこれらの条文についてみていこう。

(4) 第二次不法行為法リスティメント第600条および第603条の規定

(i) 第600条の規定 [虚偽であることを知っていた、あるいは真実に対し不実の可能性を意に介することなく無視した場合]

虚偽であることを知っていたか、あるいは真実に関して(不実の可能性を)意に介することなく無視した場合、第602条(名誉毀損的な言説を流布した場合)を除き、相対的免責特権を付与された者が、他者に関して虚偽および名誉毀損的な言説をなした場合、以下の場合には相対的免責特権を濫用しているとみなす。

(a) その事柄が虚偽であることを知っている、あるいは

(b) その真実性あるいは虚偽性に関して意に介することなく無視した場合

(ii) 第603条 特権の目的(Purpose of Privilege)の規定

他者に関して名誉毀損的な言説をなし相対的免責特権を与えられた者が、利益の擁護を目的とする行為をなさない場合には、特権を濫用しているとみなす。

3. 信用報告機関の相対的免責特権に関する解釈 - 第二次不法行為法リスティメントによる

今まで相対的免責特権について詳細な検討を行ったが、信用報告との関係ではどのように規定されているのだろうか。しかし、信用報告機関について条文では規定されていない。第595条の注釈hで解説されているのみである。そこでまず、第595条からみていくことにする。

(1) 第595条 [受領者あるいは第三者の利益の保護] の検討

³⁷ 参考文献として Hallen, *Character of Belief Necessary for the Conditional Privilege in Defamation*, 25 Ill. L. Rev. 865(1931)及び、第1次リスティメント第600条～第602条が挙げられている。

第 595 条は、受領者あるいは第三者の利益の保護について以下のよう
に規定している。

(1) 次に該当する正確性 (correct)、あるいは相当な事由 (reasonable belief) を公表する場合 (occasion) は、相対的免責特権が付与されているとみなす³⁸。

(a) 受領者あるいは第三者に十分に重要な利益の影響を及ぼす情報である場合、

(b) 受領者とは公表者が法的義務のもとに名誉毀損的な言説を公表する対象となる者、あるいはその公表が、相当の行為基準として一般的に受け入れられる対象となる者

(2) ある公表が一般的に相当な行為をして受け入れられるかどうか決定する際には、次のことが重要な要件となる。

(a) それ公表者によって自発的に行われ、要求に応じた回答としてなされたこと

(b) 同族 (family) あるいは他の当事者との間に関係が存在すること

このように、①自発的に行われた公表でかつ求めに応じたもの、②当事者の間に何らかの関係が存在している二つのことが要件となっているとする。

次に信用報告に関しては第 595 条第 (1) 項の注釈「h. credit agencies (信用報告機関)」に記述されている。(学説はプロッサーの『不法行為法 第 5 版』の common interest に規定されているとする。相互に関連していると思われるので、この相違について若干の考察が必要と思われる)。

そこで、信用報告に関連した部分の注釈について詳細にみていこう(但し、この第二次不法行為法リステイトメントの注釈は、言論の自由に関する 1964 年の憲法的準則が確立されてからを中心に記述されている。憲法的特権の展開については、1964 年のニューヨークタイムズ対サリバン事件 (現実の悪意の証明)、1974 年のガーツ対ロバート・ウェルチ事件 (適用範囲における若干の限定) が大きな柱になっているとされている。詳細は第 4 章、第 4 節「信用報告と憲法的準則」のところで言及する)。

(2) 第 595 条第 1 項の注釈 h - 信用報告機関について

(i) 信用報告機関に関する相対的免責特権について

信用報告機関に相対的免責特権を付与する場合にはその対象と範囲の限定が必要である。第二次不法行為法リステイトメント第 595

³⁸ 望月・前掲注(7)245頁では、「特権は言説の内容に対して与えられるのではなく、一定の場合または形式(form)に対して与えられる。」とされているが、この occasion という用語がそれを意味するものと思われる。

条1項では次のような注釈が行われている。

「**5. 信用報告機関**」では、「ある者が、他者に対する情報を取得することに同意している事実は、それが熟慮したものかどうか、それが真実であると合理的に信じるにもかかわらず、それ自身は名誉毀損的事項を伝える義務を生じない。しかし、ある場合には相対的免責特権は、その存在を認めうるであろう。」として信用報告機関においては、通常相対的免責特権よりもさらに限定された範囲であることをうかがわせる解説となっている。

「例えば次のような例を検討してみよう。調査に基づいた信用格付機関および信用供与業者が、他の者への信用供与の増額妥当性を審査するために信用報告を利用する際には、相対的免責特権が存在するかということである。」しかし、既に前節で述べたようにアメリカの各州の裁判例を見ると、相対的免責特権が信用報告機関にも付与されるかどうかについては判断が分かれているとする。

つまり、全く認めない州と認める州があり、相対的免責特権の付与を認める州においては調査を行う際に、ネグリジェンスがあったか、あるいは真実ではないにもかかわらず、不注意によりそれを無視したことにより、特権の濫用があり免責を無効とみなす見解である(原告が被告の特権の濫用を証明できなければ免責が有効となる)。そしてさらに、「憲法修正第1条に関するガーツ対ロバート・ウェルチ事件の判決において、あらゆるケースにおける虚偽に関してネグリジェンス証明の憲法的要件が規定された(後述する)。

このようにして、信用報告機関にネグリジェンスがあったことを(原告が)証明した場合には責任があるという規定をおくことが望ましいとする州は、相対的免責特権は何ら存在せず、第580B条の効果を認容することができるとの判決を下すことができる。

虚偽性に関して知っていたか、あるいは虚偽である可能性を無視したことを(原告が)証明した場合のみ責任を有するという規定を望む州は、相対的免責特権を認容することができ、現に文言通り第600条の下での効果を認容することができる。

また、従前から厳格責任を規定し、その存続を願う州は、以下の立場をとることができる。すなわち、信用報告機関の報告は「商事的言論」事項を有し、通常とは異なったより高度の注意義務を信用報告機関に求めることができる。」というものである。

このように、信用報告機関に対し、相対的免責特権を認めるか否かにより、各州の裁判所が第二次不法行為法リストメントの第600条に依拠するか、第580B条に依拠するか異なってくるとしている。さらに厳格責任を規定している州については、憲法的準則の

「商事的言論」が適用されるとしている³⁹。ちなみに第 580B 条[私人の名誉毀損]は以下のように規定されている。

第 580B 条[私人の名誉毀損]

私人の行為に影響を及ぼさない純然たる私的事項との関連において、私人、あるいは公人、あるいは公的人物に関する虚偽および名誉毀損的言説の公表をする者は、同人の公的適性あるいは役割において、次の場合には責任を課される。すなわち、同人が

- (a) その言説が虚偽であること、及び他の者を誹毀することを知っている場合、
 - (b) 虚偽性に関して意に介することなく無視した場合、
 - (c) それらを確認することを怠った場合
- と規定されている。

(ii) 信用報告機関に関する相対的免責特権の範囲と対象

次に、本注釈 h において信用報告機関に相対的免責特権を付与する場合の範囲は、次の三要件を満たす必要があることが述べられている。

「特権が次のようなことに依拠している場合として認容される場合、すなわち、①情報の利用者が情報主体の報告について合法的な利益を有している場合、②情報を求めている目的が社会合目的な要求であること、および③(与信、雇用などの)判断材料のための情報を提供する報告機関が、相対的免責特権の指針の枠外での立場を取るにおいて、要件を十分に満たしてない事実がある場合であり、これらに基づいて特権が認容される場合は、商業利益が関係する特別な情報利用者への情報伝達に限定されるべきである⁴⁰。それが商

³⁹ 言論の自由の範囲での免責が認められることになる。

⁴⁰ 伊藤正巳・木下毅『アメリカ法入門(第3版)』(日本評論社、2001年)24-25頁にはこの「関係」ということについて考察するにあたり、重要な示唆がある(原典は R. Pound の Interpretations of Legal History(1923)とされている)。アメリカ法の特色の一つとしての「関係」である。「...大陸法系では、すべての法的問題を自己完結的個人の意味に焦点をあてて考察するのに対し、英米法系では、ほとんどすべての法的問題を、『関係』およびその関係に当然含まれあるいはその関係に効力を付与するに必要な『相互的権利義務』(reciprocal rights and duties)という関係の内容を中心として考察しようとする傾向が強く看取される。この『関係』という法文化的発想は、今日における人間社会の性質そのもの、すなわち、個人の単なる集合体ではなくその内部秩序が法の基礎をなしているアソシエーションや関係の複合体に対応するものとされている。このような関係の観念が顕著にあらわれるのは、私法の領域においてである。英米私法にあっては、あらゆる面で自己完結的個人の意味に基づく『法律行為』よりもむしろ『関係』が重要な役割を演じてきていることは、注目に値しよう。」

なお、木原浩之「契約の拘束力の基礎としての[意思]の歴史的解釈とその現代における再評価(1) 第一次契約法リステイメント・UCC 第2編・第二

業利益の保護上、他者の信用に関する情報を求めている者が関係している場合、すべての情報利用者への総合的な公表は特権化されるべきではない。

そこで、業界の会員の間での通信（情報取引）は、会員の商業利益の保護に対して価値があるかぎりにおいて条件付で免責される。この場合において、（商業利益の）保護は失われない。その理由は、ある会員あるいは団体のすべての会員でさえも、その時点では名誉を毀損された者との商取引を意図していないが、当事者が関係している商取引は将来名誉を毀損された者と取引をする可能性があるからである。」として、通信が会員間においてなされる限りは、商業利益の保護は失われないとしている。

第6節 学説の展開－信用報告機関に付される相対的免責特権の許容性

1. 概観－プロッサーによる解説

今までみてきたように、相対的免責特権は多様な内容をもつ。本節では、信用報告機関に相対的免責特権を付与することの許容性についてプロッサーを初めとする学説の検討を行う。プロッサーによれば、相対的免責特権に関しては多くの研究がなされているという⁴¹。信用報告機関（mercantile agency）との関係において、プロッサーはJ. スミスの論文を取り上げているが、信用情報機関が抗弁事由として相対的免責特権を主張する理論的根拠となったことまでは言及していない。つまり、相対的免責特権の概観についての客観的な記述を行っているだけである。プロッサーは『不法行為法 第5版』（1984年）で相対的免責特権の内容について以下のように類型化している。

（1）相対的免責特権の5類型

プロッサーの『不法行為法』とは明言してないが、「いわゆる特権ある通信との関係」の幾代博士の記述において、次の5類型が対応すると思われる⁴²。

(i) 自己の権利をまもるために相当とみられるような言説(Interest

次契約法リステイメントをマイル・ストーンとして』『明治学院大学法科大学員ローレビュー 第1巻第1号(創刊号)』（2004年）82-83頁ではこの「関係」についての学説の考察が注意深くなされている。

⁴¹ 参考文献として第一次不法行為法リステイメント§§593-612; J. Smith, *Conditional Privilege for Mercantile Agencies*, 14 Colum. L. Rev. 187.(1914)他多数の論文が引用されている。J. スミスの論文については後述する。

⁴² 幾代・前掲注(20)14、34頁。

of Publisher),

- (ii) 第三者の権利・利益をまもる法律上・道徳上もしくはは社会上の義務ある者がこの第三者へ向かってなす通信(Interest of Others),
- (iii) 共通の利害関係を有する者相互間で、共通利益の擁護や増進のためになされる通信(家族、会社、労働組合、教会、同業組合などの成員、役員などの間の通信)(Common Interest),
- (iv) 公共一般の利益の擁護や増進のためになされる通信(情報取引)(Communications to One Who May Act in the Public Interest)及び、
- (v) 公的な手続の客観的報道(Fair Comment on Matters of Public Concern)

幾代博士は、これら 5 類型に対し、「... 条件付特権(長谷川注: 相対的免責特権)のうち、(i)と(ii)は、特例個人のための正当防衛的行為を免責する趣旨であり、同じく(iii)もこの趣旨を特定複数人ないしはグループの共通利益の防衛にまで広げたものである。これに対し(iv)は社会一般の利益の防衛ないしは増進のために認められる免責であり、そのうちとくに、fair comment が問題となるケースにあっては、通報が一般に新聞など公然性を備えたマス・メディアによるという点に特色がみられる。」と解説しているが、「... 条件付特権の諸類型は、判例法の長い歴史の過程のなかで帰納的・自然発生的に体系化されたものであるために、その個々の類型の定義や適用範囲が細部についてまで争いのないほどに確定しているとはいいがたい。ゆえに、たとえば、条件付特権の(iii)―共通利益擁護のための通信―に該当するか否か争いのあるようなボーダーライン・ケースで、同時にそれは fair comment のケースにもなりそうなものもありうるわけである。」として、(iii),(iv)(v)については厳密な区分が難しいことを指摘している。従って第二次リステイトメントの区分とプロッサーの著書『不法行為法』における区分と細かい部分で異なる理由づけの一つとなるのではないかと思われる。

(2) 5 類型と信用報告機関に関する解釈

相対的免責特権と信用報告機関に関する解釈では、共通の利益を有する団体とみなしている。アメリカにおいては一定の要件を満たすかぎり、信用報告機関に対して、相対的免責特権が認められている。しかし、その分リスクも負うことになる。それについてプロッサーは次のように述べている。

「相対的免責特権は多くの場合、公表者(言説をなす者)および受領者(その言説を受け取る側)が共通の利益を有していると認識されている。そして(相互の)コミュニケーションは相互の利益を保護するためのある種の合理的に考えられたものである。そのようなケースにおいて、話すための道徳的・法的義務も通常存在する。むしろ、これは次の場合に該当する者にとって最も明白である。すなわ

ち、同人が他の者と商取引に入る、あるいは商取引をすることを考慮している、あるいは当事者が共通の金銭的な利益を有する団体の会員である。そこでは、ビジネス組織の幹部、あるいは代理人、あるいは被用者が、株主、他の被用者、あるいは支店の幹部と、その組織に関することで通信する場合が該当する。また、あるいは税金納入者が、公的ファンドの管理、あるいは不動産所有者の団体と将来の購入者の可能性について検討する、あるいは**共通の債務者について与信業者がその事柄について検討する場合も該当する。**」として、共通の債務者について与信業者間で情報のやり取りをする場合も含まれるとしている。信用報告機関については次のように解説され、この相対的免責特権の法理は、イギリスでは認められていないとする⁴³。

相対的免責特権が認められる理由として「不良債権リスクあるいは貸し倒れ債務者に対し、与信業者が相互に備えるということは、支払を強制する単なる予防策としてではなく、誠実に行われるかぎり、相対的免責特権が通常認められている。商業的格付機関は長い間適用対象として認められていなかった。商業的格付機関が他者の評価を行うことを理由に、イギリスではいかなる特権も否定されていた⁴⁴。」それに反し、アメリカの裁判所は、信用情報を交換することに商業上の利益を認める観点から大多数が相対的免責特権を認める判決を下しているとする。

「アメリカの裁判所は大多数、情報を取得する合法的な利益を持つ人々の恩恵に有用な商業サービスを提供するそのような信用報告機関に相対的免責特権を認めている。それゆえ、**報告機関の情報の調査および情報利用者への提供が、誠実になされる場合には、そのような報告機関は相対的免責特権を有すると裁判所に認められている⁴⁵。**」として、信用報告機関が、情報調査および情報提供が誠実になされる場合という要件を満たした場合には、相対的免責特権が認められるという判断をアメリカの多くの裁判所が下しているとしている⁴⁶。しかし、その特権の範囲は限定されているという判例の

⁴³ Macintosh v. Dun.[1908] A.C. 300.

⁴⁴ 同上。

⁴⁵ 裁判例として多くのものが挙げられる。Altoona Clay Products Inc. v. Dun & Bradstreet, Inc., W.D. Pa. 1968, 286 F. Spp.899, 他の理由で無効とした裁判例 308 F. Spp. 1068; Retail Credit Co. v. Garraway, 1961, 240 Miss. 230, 126 So.2d 271; A.B.C.Needlecraft Co., v. Dun & Bradstreet, 2d Cir.1957, 245 F. 2d 775; 消費者報告機関の申立てによる裁判例として Barker v. Retail Credit Co., 1960, 8 Wis. 2d 664, 100 N.W. 2d. 391。また、スミスの論文(後述)が引用されている。

⁴⁶ 報告機関が意識的に無関心であること、及び原告の権利に対し不注意

準則が確立されているとする。「公表（報告書の公表＝情報の交換）が、報告書に明示的および現実的な利益を有する特定の情報利用者に特権の範囲が限定されることについては、裁判所の判決が一致している。そこで、そのような利益をもたない一般的な公表に関する限り、誤った情報のリスクは商業上発生するリスクとなる⁴⁷。」として、誤情報の発生リスクも、共通の利益共同体で負わなければならないとする。

（3）非営利団体の会員の場合

そして、さらに相対的免責特権は非営利団体の会員にも範囲が及ぶが、団体共通の利益を逸脱して情報を公表する、あるいは正当な理由なく情報を受け取った場合には相対的免責特権は無効となるとしている。「通信手段が団体の利益にとって適正に行われている場合、宗教団体、専門家協会、友愛組合、社会教育機構(団体)、同族、あるいは労働組合のような非金銭的特質を有する共通利益の団体の会員にも、相対的免責特権の適用が拡張されている。そのような場合、団体共通の利益を逸脱して情報を公表する、あるいは正当な理由なく情報を受け取った場合には相対的免責特権は無効となる」。

このように、プロッサーは信用報告機関を共通の利益を有する団体とみなし、アメリカの判例の多くは一致した見解をとっているとする。

2. 信用報告に相対的免責特権を認める見解

（1） スミス、J. (Jeremiah Smith) の理論

信用情報との関係でこの法理の理論的根拠を提供したのは、1914年のコロンビア・ロー・レビューに掲載された Jeremiah Smith(以下スミスと略称する)の論文である⁴⁸。スミスは同論文(以下論文と

にも無関係な行為を行った場合には特権が失われるとされた裁判例として Dun & Bradstreet v. Robinson, 1961, 1961, 233 Ark. 168, 345 S.W. 2d 34.。他方、単なるネグリジェンスがあっただけでは相対的免責特権を無効とするには十分とはいえないとされた裁判例は多い。H.R. Crawford Co. v. Dun & Bradstreet, 4th Cir. 1957, 241 F. 2d 387; A.B.C. Needlecraft Co. v. Dun & Bradstreet, 2d Cir. 1957, 245 F. 2d 775; Dun and Bradstreet, Inc. v. O'Neil, Tex. 1970, 456 S.W. 2d 896.

⁴⁷ King v. Patterson, 1887, 49 N.J. L.417, 9 A.705.等多数。

再審問の申立が棄却された裁判例として、Hanscheke v. Merchants' Credit Bureau, 1931, 256 Mich. 272, 239 N.W. 318.

情報利用者が許可なく第三者に公表した場合、消費者報告機関は責任を問われないとされた裁判例として、Peacock v. Retail Credit Co., N.D. Ga. 1969, 302 F. Supp. 418.が挙げられている。

⁴⁸ J. Smith, *Conditional Privilege for Mercantile Agencies.* - *Macintosh v. Dun.*, 14 Colum. L. Rev. 187(1914).

する)において、イギリスの判例マッキントッシュ事件 (Macintosh v. Dun.[1908] A.C. 300.) への批判を行っている。そこで、次にスミスの理論について若干の検討を試みる。

(i) スミス理論の中心的論点－消費者報告機関の役割

スミスは論文の冒頭で、消費者報告機関に相対的免責特権が付与されることは認められているはずであるのに、マッキントッシュ事件によって反対の結論が出されたとして、なぜ相対的免責特権を報告機関に付与することを認めるかについて、「報告機関とは何か」から解説しながら、自らの理論を展開した⁴⁹。

報告機関 (Mercantile Agency) について、スミスは以下のように述べている⁵⁰。報告機関は、当初取引相手の情報を集めるために全国を歩き回ることから始まった。そこで、大都市で信用取引を行う会社から情報を収集することを考えた。最初に組織化された報告機関はルイス・タッパン (Lewis Tappan) で 1841 年に設立された。報告機関は、情報利用者 (subscriber) と契約を結び、年会費を徴収する代わりに取引相手の信用状態、性格、責任感、評判等の情報を提供した。

スミスは消費者報告機関の母体となった報告機関の役割を強調する。当時の産業振興策推進という時代背景から裁判においてもスミスの理論は支持されたのである⁵¹。

(ii) 報告機関の正確性レベルの向上と良質の報告機関の関係

スミスはまた、情報を提供する報告機関が誤った不正確な情報を提供した場合には、情報の利用者は年会費の支払を拒否するであろう。正確な情報を提供している報告機関だけが自然淘汰の結果生き残れるとする。

⁴⁹ 長谷川注：当初は消費者よりも取引先の中小の商工業者の情報が主であったと思われる。

⁵⁰ 前掲書 188 頁の注 (2)。

⁵¹ 私見ではあるが、J. スミスだけがそのような考えをもったのではなく、当時は一般的であったのではないだろうか。J. スミスは特に信用報告との関連で理論を展開させていったと思われる。

この理論の根拠となったことに関連して、興味深い指摘がある。瀬川長久教授の「危険便益比較による過失判断－テリー教授から、ハンドの定式と大阪アルカリ事件まで－」『日本民法学の形成と課題 下』(有斐閣、1996年) 809 頁である。

「危険便益方式」と瀬川教授が呼んでいる考えた方は、テリー教授の 1915 年の論文、サーモンド教授の体系書大 4 版 (1916 年) にも現れていることが紹介されている。同書 831 頁では、テリー、ハーパー、プロッサーへと理論が展開されたことが紹介され「... 1934 年の不法行為法リステイメント (第 1 次) は、リスクの大きさが行為の有用性 (utility) を超える場合にリスクが不相当となる、と定式化した (§ 291) ...」と解説されている。スミスの論文が 1914 年に発表されていることも注目に値する。

(iii) スミスの相対的免責特権テスト

スミスは、付与される特権の範囲を拡張すべきかどうかは、次のテストによるとする。つまり、誤った報告により信用供与の申込者が受ける被害と、報告機関から受ける情報利用者の利益の大きさの割合を比較衡量して、後者が生ずる利益が大きければ報告書を作成した当事者の報告機関が当然免責を与えられるべきであるとする⁵²。正しい報告書は原則であり、誤った報告書は例外として扱われるとする。そして、クロフォード事件判決を例に挙げる⁵³。

スミスの理論に対し時期は相当後になるが、学説はほとんど批判的である。そこで、本稿では主に3つの学説を検討し、スミス理論の妥当性を考察する。

3. 信用報告に相対的免責特権を認めるのに否定的な見解

(1) Moskatel の論文の検討

(i) 相対的免責特権の濫用と信用報告

Moskatel については本章の冒頭でも若干触れたが、相対的免責特権の信用報告への適用について、ウイルソン事件判決を例に挙げながら詳細な検討を行っている⁵⁴。Moskatel は、FCRA の成立前、多くの州における信用報告機関に適用されたコモンローの名誉毀損法は相対的免責特権において明確に要約されるところとする。相対的免責特権は、いかなる名誉毀損訴訟に対しても完璧な抗弁事由になるとして、ワッシャー対バンク・オブ・アメリカ事件 (Washer v. Bank of America) を挙げている⁵⁵。免責事由が立証されれば、誤った報告書に対し、いかなる形の責任も生じないという理由であった。相対的免責特権を主張するため、「報告機関は、情報を必要とする合法的な商業目的のために情報利用者との機密関係を保持しなければならない⁵⁶。」とし、プロッサーが「不法行為」§115 (789 頁) で指摘

⁵¹ この部分については、瀬川教授の「...このようにテリーによると行為の有用性(B)を考慮しない場合がある。。考慮するか否かを定めるのは合意の有無を除くと、被侵害利益(L)の種類ではなくて侵害行為の追及する利益(B)が、法的に保護される権利か否かである。」の解説が示唆に富むと思われる。

⁵³ H.E. Crawford Co. v. Dun & Bradstreet, Inc. 241 F. 2d 387, 395 (4th Cir. 1957).

⁵⁴ Ira D. Moskatel, *Qualified Privilege and Credit Reporting, Panacea or Placebo? Action for Negligent Noncompliance Under the Federal Fair Credit Reporting Act* (FCRA の遵守義務規定違反訴訟一万能薬か気休め薬か), 47 Southern California Law Review 1070 (1974) at 1081.

⁵⁵ Washer v. Bank of America, 87 Cal. App.2d 501, 509, 197 P.2d 202, 207 (1948)

⁵⁶ Watwood v. Stone's Mercantile Agency, 194 F. 2d 160, 161

している“共通の利益”の合理性を根拠に「業務上情報を必要とする者は、報告機関にそれを取付するようにより頼し、報告機関は情報を必要としている業者にのみ提供する。」として、利益を共有する業者間で情報の取引が行われていることを指摘する。そして、Moskatel論文の中心的論点である、被害者が相対的免責特権の濫用を証明する負担が大きい理由を以下のように挙げている。

「この法理の下で、被害を受けた消費者はそれに対する損害賠償を請求するときには、相対的免責特権が濫用されたことを証明しなければならない。そのため、被害者は以下の二つのうちいずれかを証明しなければならない。

すなわち、

(1) 何等「合法的な商取引の必要性」を有しない第三者にその情報が開示されたか、若しくは

(2) その開示が悪意のものであった」かのいずれか一点である。

Moskatelは裁判例を挙げて、相対的免責特権の効果として証明責任が、原告に転嫁されているとする。そして、第一の例として何等合法的な商業目的をもたない第三者に開示した場合について争われた裁判例を挙げている⁵⁷。ダン・アンド・ブラッド・ストリート対ロビンソン事件(Dun & Bradstreet v. Robinson, 1961)において、裁判所は「原告は、合法的な商業目的のない第三者に報告書を提供したことを信ずるに足りる合理的な根拠を、報告機関が有していることを証明しなければならない」との判断を示した⁵⁸。

誤った報告書によって被害を受けた原告が、許可されていない第三者に被告が開示したことを証明できなかった場合に、残された選択肢は、その開示に悪意があったことを証明することである。悪意は「真実に対し現実的な悪意の意図」あるいは、「真実であるか否かということに対し重大な関心を払わなかった」のいずれかであると定義されている⁵⁹。この点についてMoskatelはフーパー・ホームズ対バン事件(Hooper-Holms Bureau v. Bunn, 1947)を初め多くの裁

(D.C. Cir. 1952), *cert. denied*, 344 U.S. 821 (1953);

Dun & Bradstreet v. Robinson, 233 Ark. 168, 345 S.W. 2d 34(1961);

⁵⁷ Watwood v. Stone's Mercantile Agency, 194 F. 2d 160, 161

(D.C. Cir. 1952), *cert. denied*, 344 U.S. 821 (1953); Dun & Bradstreet v. Robinson, 233 Ark. 168, 345 S.W. 2d 34(1961);

⁵⁸ Dun & Bradstreet v. Robinson, 233 Ark. 168, 345 S.W. 2d 34(1961);

⁵⁹ プロッサーが「被告が心理的に悪意のある状態において毀損する言説を公表したばあいは、相対的免責特権は無効となる。[悪意]という言葉は、この関連で多く使われ、当初から名誉毀損法を苦しめている。」として「悪意」に関する定義づけの難しさを述べている(『不法行為法第5版』)。

判例を挙げている⁶⁰。そこで、信用報告に関する訴訟において相対的免責特権を無効にするために、具体的には原告が以下の事実を証明する必要があるとする。①「報告機関が積極的に誤った報告をする意図を有しているか」、または「報告が真実であるか否かということに対して報告機関が重大な関心を払わなかった」、ということ証明すること、あるいは②「報告機関が業務を遂行するにあたって注意義務違反をしていること」のいずれかを証明しなければならない。次に Moskatel は、原告が信用報告機関に特権の濫用があったことを証明する際に、具体的にはどのような困難が生ずるかについて述べている。

(ii) 悪意の証明の困難さ

① 悪意の証明は情報収集段階から始まる

信用報告の作成者に対して悪意の証明をすることは、大変な困難を伴う。Moskatel によると悪意の証明は情報の収集段階から始まるという。「報告機関が収集する情報の情報源は、情報主体について虚偽を告げるような本人を嫌っている隣人の可能性もある。」つまり、客観的な情報だけでなく近隣の人々及び職場の同僚等からの聞き込みでは、本人たちの主観だけでなくそこに故意に虚偽を告げる人も出てくる可能性があることによる。また、聞き込み先だけではなく、報告機関の調査員にも同様の問題が生ずるとしている。「雇用者に対して不当に責任を負わす可能性のある、個人的な動機に基づいた調査員(従業員)の悪意かどうかは議論の余地のある問題である⁶¹。」そして、それがさらに損害賠償額にも係わってくるとして、「そのような責任転嫁がなされうる場合において、被害者である原告は損害賠償請求をする相手方の従業員の資産状態にのみ依拠することになるであろう。」と指摘している。また、以下の裁判例を挙げながら、[擬制の悪意]という法的問題を提起している。

② 擬制の悪意

「報告が真実であるか否かということに対して重大な関心を払わなかった」ということに基づく擬制の悪意(constructive malice)は、調査する者がその情報源を知っていた場合に限られる⁶²。報告

⁶⁰ Hooper-Holms Bureau v. Bunn, 161 F.2d 102, 104 (5th Cir. 1947); Locke v. Bradstreet Co., 22 F. 771, 773 (D. Minn.1885); Trussel v. Scarlett, 18 F. 214, 218 (D. Md. 1882); Pollasky v. Minchener, 81 Mich.280, 46 N.W. 56 (1890). 他多数。

⁶¹ この点に関して Brill の使用人の故意の不法行為責任に関する興味深い論文を紹介している。Brill, *The Liability of an Employer for the Willful Torts of his Servants*, 45 CHI.KENT L.REV. 1 (1968).

⁶² Cullum v. Dun & Bradstreet, Inc., 228 S.C. 384,390, 90 S.E.2d 370,373(1956)(報告機関は情報提供者を選ぶ際にネグリジェンスがあったと認定された。)

機関が情報源の動機（誘因）の調査を義務付けられたケースは全くみられない」とし、この部分の脚注は、信用報告作成過程で生ずる悪意の証明を考察する点で大変重要な指摘となっている。⁶³。

Maskatelは、信用報告機関に対し、「悪意」が推定される具体的ケースについて、判例の詳細な検討を行うことにより明快な解釈を示している。「しかしながら、報告書の情報主体が、報告機関は不正確であるという証拠の提示が可能な場合、報告機関が不正確な情報の修正を拒絶し、（不正確なままの）報告書を再公表した場合、悪意が推定され、免責事由は却下される。」として不正確な内容を訂正せずに再公表した場合には悪意が推定されるとする。しかしながら、「消費者がそのような証拠を提供できるという見込みは少ない、なぜならば、報告書の現実の中味は保護されているからである。」として機密事項となっている報告書の内容を証明する困難さを指摘する。

(iii) ウィルソン対リテイル・クレジット事件の検討

① 開示と出訴期限が障害となる

Moskatelはウィルソン事件について次のような検討を行っている⁶⁴。「既に取り上げたように原告のウィルソン夫人は幸運であった

⁶³ 相対的免責特権の下、不注意のため誤って作成された報告書の内容の取り消しを拒絶することは、悪意を証明することにはならない、あるいはあまり説得的ではない。報告機関が単純な誤りをおかし、それが真実である場合、報告機関の拒絶が悪意を証明することになると考えることは難しいであろう。情報主体は、公表された報告書が誤りであり被害を与えたという何らかの確たる証拠を報告機関に提示しなければならないであろう。訂正された報告書を配布するには費用がかかるという理由から、報告機関は報告書の内容の削除を躊躇する可能性がある。報告機関は、消費者に及ぼす事実上の影響がどんなものであるかを知る方法がないため、その誤りはさほど重要ではないと思うかもしれない。これらの動機のいかなるものも悪意のあるもの、あるいは「真実に対する重大な注意義務違反」を明示するものとは見なされない。

相対的免責特権の法理の下、報告機関が報告書の内容削除を拒絶したことに對し、原告に有利な判決を下した判例は数少ないがいくつか見られる。

In *Vigil v. Rice*, 74 N.M. 693, 397 P.2d 719 (1964), この判例では被告である医者が13歳の原告が妊娠しており、ホームテチャーが割り当てられるべきであると記載した報告書を学校区の管轄当局に提出した。裁判所は、真実が明らかになった時点でライス(被告)は報告書を訂正する積極的な義務があるとする判決を下した。

これらの判例はみな時代遅れに見える。しかし、公表者が(報告書の)削除を求められた時点で、それが真実であるとみなされない(内容に誤りのある)場合の参考事例となる。類似の裁判例として

Augusta Chronicle Publ. Co. v. Arrington, 42 Ga. App. 746, 157 S.E. 394(1931); *Stokes v. Morning Journal Ass'n*, 72 App. Div.184, 76 N.Y.S. 429 (1902)

が挙げられている。

⁶⁴ 本論文 53頁参照。

65. 彼女は提訴の内容を調査し、それらを反証しようとする何らかの機会を有していたからである。

すでにウィルソン事件については事実の概要を記述してあるが、再度簡単に述べることにしよう。

「1963年のあるとき、原告のウィルソン夫人はミシシッピ州のパスカゴラ(Pascagoula)にクレジットの申込みを行ったが却下された。理由は信用報告に(要約すると)「精神分裂で神経症を病んでいる」という内容が記載されていた(地域の担当者に頼んで開示してもらった)。原告は報告書を作成した担当者とコンタクトをとり、情報の訂正のたび重なる依頼をしたが受け入れてもらえなかった。そこで被害を受けたことに対し、名誉毀損訴訟を提起したがそれもまた不成功に終わった。

ミシシッピ州の提訴期限は報告書の発行を起算日とした1年と決められていたからである。原告が報告書の開示を説得している間に1年が経過してしまった。」と、開示の手続と訴訟までに時間を要した経緯が述べられている。そして、原告は時間を要したが結果的に開示が認められただけでも幸運であったとする。

②開示とトレードシークレットの問題

Moskatelは、トレードシークレットの問題にも言及している。

「多くの人々、特に大手の都市部のクレジットビューロと取引をしている人々は、信用供与、保険加入、あるいは雇用に関し、これらを拒絶されることについて告知されることはない。1963年当時は報告機関は、報告書の情報主体に彼らに関するファイルの内容を開示するいかなる義務も負っていなかった。相対的免責特権の法理の下、信用報告機関・与信業者の関係は機密事項であるとみなされていた。ゆえに最も極端な場合、消費者が提供した情報は、その情報を必要とする何等合法的な理由を有しない第三者に対して開示することもあった。報告機関はファイルを部外に出すことに対して神経を使うことは当然である。企業内のメモでは、リテール・クレジット(報告機関)の地域担当マネジャーは、情報主体に対するファイルに何らかの関心を表明していた⁶⁵。Dun & Bradstreetは、最初に登場した商業的な信用報告機関のひとつであるが、報告書の厳格な機密を保持し、正当な根拠のない開示をなしたことの責任を回避するために、各報告書の表紙に約半頁分のボイラーシートを施していた。」として、報告書の中味は機密を保持するために嚴重に封印してあったことを述べている。

⁶⁵ Wilson v. Retail Credit Co., 325 F. Supp. 460, 462 (S.D. Miss. 1971), aff'd, 457 F. 2d 1406(5th Cir.1972).

⁶⁶ 長谷川注:全面的に不開示というわけではなく、担当者の中には肯定的な立場をとる者もいたことを意味すると思われる。

③ ディスカバリーの問題

ディスカバリーに関しては次のように述べている。「被害を受けた消費者は、明らかに名誉毀損訴訟の要件を充たした場合にのみ、ファイルの内容を開示する裁判所命令を確保できた。報告書だけでは消費者は決して開示の許可を得ることでできなかった（開示を求める訴訟はほとんどいつも却下された）。名誉毀損訴訟が、何等ディスカバリーの有効な形を伴わない、悪意をもって情報提供をした情報源に対して提起されるかぎりは、その情報源が誰であるかを見出すことは不可能である。ディスカバリーの問題は他の重要な副次的な影響を有する（長谷川注：ミシシッピ州は、ディスカバリーの規定にも相対的免責特権の適用がある唯一の州であるという）。文書毀損の制定法の限界は、悪意や詐欺が証明されない場合には、出訴期限の起算日は、情報主体が公表された情報を発見した日ではなく、一般的に公表された日時に発するところにある。報告機関の開示拒絶だけでは、詐欺あるいは悪意の存在を証明することにはならなかった。原告は、両者（報告機関及び情報源）の関係が機密事項となっていることから、他の情報源から報告書の記載事項を探し出す必要があった（トレードシークレットに関係する）⁶⁷。

④ 名誉毀損法による救済実効性への疑問

ウィルソン事件において、原告は（自力で情報源を）探し出したが、出訴期限の有効期間を超過していた。従って相対的免責特権の法理は、「誤った信用報告により不利な取り扱いを受けた消費者に対しては、名誉毀損法による救済を実効性のないものにしてしまう。」として、名誉毀損法による救済の実効性が及ばないことを強調する。具体的に言えば、消費者は事実上不可能な証明をしなければならず、しかも、誤った内容があるという事実を発見したとしても、トレードシークレット及び出訴期限の壁に阻まれ法的救済を受けられない。さらに、「結果として注意義務違反の規定は、重過失がなくかつ被害を受けた者が、ディスカバリーの厳格な法理の抜け道からケースを証明する十分な証拠を獲得することが可能であった場合においてのみ適用されることになる。コモンローのアプローチは初期の信用報告産業に対しては正当なものといえるであろう。しかし、今日の信用報告産業においては結果として、不公正に救済方法の道を閉ざすこととなるであろう。それが、公正信用報告法 FCRA が救済を目指した中心的な論点である」として、公正な方法により救済する FCRA

⁶⁷ Moskatel は、「これはトレードシークレット訴訟の性質を有するであろう。」としている。比較としてアブダラ対クランダール事件判決 (Abdallah v. Crandall, 273 App. Div. 131, 133, 76 N.Y.) を紹介している。「元従業員の牛乳配達顧客リストの開示は、牛乳配達は『オープンで周知されている』ことであるという理由でトレードシークレットとみなされなかった。」としている。

に期待をつないでいる。

(2) Maurer, V. の見解

Maurer は 1980 年代初めから 1990 年代の後半まで、FCRA に関する論文をいくつか発表してきた。とくに 1983 年に発表した「コモン・ローにおける名誉毀損と公正信用報告法」は精緻な理論が展開されており、示唆に富むものとなっている⁶⁸。以下に要約する。

(i) コモンロー名誉毀損訴訟及び相対的免責特権の法理

Maurer は、相対的免責特権について裁判所の判断が当初から明確に二分されていたことから、この法理を信用報告機関あるいは信用報告に適用することには無理があるのではないかと疑問を抱いていた。そして、本章の冒頭で紹介した Yale Law Review に掲載された研究ノートの筆者と同様の見解を有していた。すなわち、FCRA 制定前、誤った消費者報告の被害者に適用可能である主な法理論は、名誉毀損に対するコモンロー訴訟で、その方法による救済を困難にしている理由は主に以下の二点であるという点である。

① 消費者報告がほとんど完全な機密保持のもとに業務が行われているため、制定法の制約(出訴期限)が救済を排除しているため、被害者が信用報告問題の根幹となっている誤った情報を発見することは稀であった⁶⁹。

② 1875 年の初めころ、ジョージア州及びアイダホ州を除く他のすべての州は、名誉毀損訴訟において消費者報告機関に対し、相対的免責特権の法理を適用していた。

(ii) 信用報告を利用するという暗黙の同意

相対的免責特権の効果は、現実の悪意と現実損害の証明責任を原告に転換したことでありとしている。そして、特権の理論的根拠は 1914 年のコロンビア・ロー・レビューに掲載された スミスによって展開されたことを確認する。スミスは「情報の正確性に対する報

⁶⁸ Virginia G. Maurer, *Common Law Defamation and the Fair Credit Reporting Act*, 72 *The Georgetown Law Journal* 95 (1983).

⁶⁹ ウィルソン事件判決を例として挙げている。ミシシッピ州制定法の出訴期限の起算点は侵害を発見した時点ではなく、発生した時点となっているため。

これに対して侵害を発見した時点を超算点とした裁判例として Tom Olesker's *Exciting World of Fashion v. Dun & Bradstreet* (1975) を挙げている。

(長谷川注: なお、2003 年の改正 FCRA [FACTA 法] は出訴期限につき、請求原因の発見時を起算日とするときは 2 年 [FCRA 第 618 条 1 項]、請求原因が発生したときを起算日とするときは 5 年 [同条 2 項] と明文化された。この背景には 2001 年のアンドリュース事件において下級審 (TRW Inc. v. Adelaide Andrews 225 F.3d 1063) で ①「被告の責任発生時」、②原告が「知ったとき」に判断が分かれていたが、連邦最高裁が ①と判示したことから、立法的解決をはかったのではないかと思われる。

告機関の義務は、報告産業における正確性の水準を一般的に高めることを維持する方向に向かうため、与信申込者に被害が及ぶのを回避できる。」と正当化したとする。「与信申込者に偶発的に起こった被害は、取引によって生じるであろう便益に比較すれば、軽微なものに見なされた」としてスミスのテストを解説する。

そして、「ほとんどの裁判所は、スミスの理論に依拠した。すなわち、報告機関の従業員によって遂行される情報の収集と伝達が、通常の業務の義務の範囲内で行われ、報告機関が情報利用者からの特別の要求に応じて限り、情報利用者に対して提供されるサービスは、コモンローの特権の下では問題となりえない。ゆえに業務遂行の際、報告機関が適正な方法をとるかぎり、相対的免責特権を無効とすべきではない、として相対的免責特権を認容した」と多くの裁判所がスミスの理論に基づいて信用報告機関に相対的免責特権の付与を認めたことを述べる。このことは「信用取引の申込みを行う場合は信用報告を利用する」という暗黙の同意を示唆したとする注目すべき指摘を行っている。

(iii) 相対的免責特権—変化の潮流

しかしながら、信用報告機関にとってコモンローの相対的免責特権の法理は、相次いで消費者保護法が立法化された1960年代には、20世紀の初頭のように容易に認容されなくなった。そこで、具体的な裁判例を挙げて潮流に変化が現れてきたことを証明した。

以下からはFCRA成立後の裁判例の検討となっているが、Maurerの論点をまとめて本章において述べることにする。

「ジョージア州の判例法の検討事項を決定するにあたり、連邦第5巡回区控訴裁判所は、取引契約者に関する不正確な記載事項(具体的には、二つの訴訟が提起されたという内容)のある報告書を提供した報告機関に対し、相対的免責特権を認容しなかった⁷⁰。裁判所は調査の下、保護が報告機関から個人あるいは企業体に方向転換した事を強調した解釈を示した。2年後にジョージア州最高裁は、ジョージア州法に関する第5巡回区控訴裁判所の判断を確認した⁷¹。その事件は雇い主の金員を窃取したことを認めていると断定した誤った報告書により、被害を受けた消費者も含まれていた⁷²。報

⁷⁰ 本論文(後述)でも紹介している。Hood v. Dun & Bradstreet, Inc., 486 F.2d 25, 31-32(5th Cir. 1973), cert. denied, 415 U.S. 985(1974). 最初の裁判例であるジョンソン対ブラッドストリート判決(Johnson v. Bradstreet Co., 77 Ga.172(1886))を想起せよ、と両者の判決の比較を促している。

⁷¹ 本件についても本論文で試みている。Retail Credit Co. v. Russell, 234 Ga.765, 218 S.E. 2d 54(1975).

⁷² *Id.* at 766, 218 S.E. 2d at 55-56.

告機関は誰が誤った報告の受領者を明確にするのを拒否した。原告は誤った報告書の開示請求の際に、FCRA（の開示規定）を適用しなかったため、州の名譽毀損法に関するFCRAの規定には拘束されなかった⁷³。

相対的免責特権を否認するにあたり、裁判所は以下のことを認める近代の理論的根拠は存在しないと断言した。すなわち、「取引を活発化させるという目的のために、誤った報告の被害者が、誤った信用や人間性に関する報告書の結果を受認することを強いられるのはやむをえないという理論の根拠である。」として、経済活動振興のために、被害者が不利益を受忍しなければならないというスミスの理論を示唆しながら、それが今は時代にそぐわなくなっていることを明言している。

(iv) ネグリジェンスに近接した判例－相対的免責特権を無効にするための試み

さらに、悪意、および現実の悪意の証明の困難さについて、「相対的免責特権が認容されていたとき、その免責を無効にするためには現実の悪意の証明をしなければならず、原告にとってそれは非常に困難なことである。裁判所は何が悪意となるか意見を異にした。しかしながら多くの裁判所は単純なネグリジェンスを排除し、悪意、不実、故意にあるいは過失の証明を求めている。しかしながら、信用報告機関及びその従業員は何ら悪意（ill will）を抱いてはいない⁷⁴。報告機関は報告内容の充実（depth）と正確性について最適なレベルで情報を提供することを模索しており、それに伴う手続を確立している。その行為が不適正な動機を持たないかぎり、相対的免責特権の法理は訴訟から完全に免責されるのである。」として、相対的免責特権の歴史的経緯について分析を行っている（プロッサーの理論に沿った形となっている）。

しかしながら、次にネグリジェンスに近接した裁判例を紹介している。「ある裁判所の、対的免責特権を無効にするために必要な、悪意の準則を精緻化するという積極的な試みによって、相対的免責特権は挑戦を受けた。いくつかの裁判例で定義された悪意はネグリジェンスに近接している⁷⁵。これらの決定は、その情報は信頼でき

⁷³ 長谷川注：FCRAの下で、開示請求を行うと、コモン・ローの名譽毀損訴訟から免責される。FCRA第610条(e)項(15 U.S.C. §1681h(e))。詳しくは後述する。

⁷⁴ 長谷川注：担当者は単に事務的に処理するだけということ述べていると思われる。

⁷⁵ 裁判例として *Oberman v. Dun & Bradstreet, Inc.*, 460 F.2d 1381, 1385(7th Cir.1972); *Roemaer v. Retail Credit Co.*, 44 Cal. App. 3d 926, 931, 119 Cal. Rptr. 82, 88 (1975); *Krumholz v.*

る情報源から取得されたかどうか、与えられた状況の下で、情報の調査や評価が適正であったかどうか、ということも含めて報告機関の機密保持に関する妥当性に焦点を定めている。

例えば、ロウマー事件⁷⁶ (Roemer v. Retail Credit Co.) において、カリフォルニア中間上訴裁判所は、被告の報告機関が、他ではよい評判を得ている消費者に対し、本人を傷つけるような情報があった場合、その情報の信憑性を再確認しなかった場合に悪意があるという判断を下した陪審の事実認定を支持した⁷⁷。当該裁判所は、「被告が公表した情報は信じるに足りる合理的な根拠を欠き、かつ被告には原告の権利を無視した重大な過失があったと判示した⁷⁸。」以下、裁判所が徐々に厳密な手続を求めていく過程を論述していく。

オバーマン事件 (Oberman v. Dun & Bradstreet, Inc.,) では、合衆国第7巡回区連邦控訴裁判所は、イリノイ州法の下では、「報告機関が誤った報告の適正な調査をなすことができなかつた場合には相対的免責特権は適用されない」とする判決を下した⁷⁹。このことからオバーマン事件は、原告被害者の立証責任が軽減されたりディエンディングケースであるといわれている。

また、クルムホルツ事件 (Krumholtz v. TRW, Inc.,) ⁸⁰においてニュージャージー中間上訴裁判所は、以下のことを被告に求めた⁸¹。すなわち被告が、相対的免責特権を有効にするためには、誤った消費者報告が真実であること信ずるに足りる合理的な根拠を示さなければならないとした。クルムホルツ事件では、このようにして、被告が報告書の内容が真実であると信じる合理的な根拠を欠いているということを、原告が単に示すだけで悪意を証明できるとした。そのような準則は、被告の情報源の信憑性および評価データ手続の質に対する調査を可能にした。ある州の上訴裁判所は、たとえネグリジェンス訴訟が、名誉毀損法の相対的免責特権を排除するという結果をもたらしたとしても、原告に名誉毀損法およびネグリジェンスを併用して抗弁することを許可した。当該の裁判所はまた、陪審が示した相当の注意準則による悪意の認定を拒絶した⁸²。しかしながらこの裁判所は、全体の裁判所が決定した基準からみるとよ

TRW, Inc., 142 N.J. Super. 80, 86-89, 360 A 2d 413, 416-17(1976) を挙げている。

⁷⁶ 44 Cal. App. 3d 926, 119 Cal. Rptr.82 (1975).

⁷⁷ *Id.* at 938, 119 Cal. Rptr.82 (1975).

⁷⁸ *Id.*

⁷⁹ *Id.* at 1385.

⁸⁰ 142 N.J. Super. 80, 360 A.2d 413 (1976).

⁸¹ 長谷川注: 挙証責任が被告に転嫁されている。

⁸² Anderson v. Dun & Bradstreet, Inc., 543 F. 2d. 732, 738-39(10th Cir1976)

り低いレベルの悪意であっても有責とする判断基準を示したのである。このように、徐々に相対的特権の要件及び範囲は限定され、いったことが裁判例から明らかになっている。

他方、名誉毀損法の相対的免責特権を無効にするためネグリジェンス訴訟を提起することを州法は禁止しているとの解釈を示し、相当の注意準則に基づき陪審が認定した悪意を、認容することを拒絶した裁判例も紹介されている⁸³。

Maurer は「当局の判断が分かれたということは、トライアルと控訴裁判所いずれの場合も少なくとも、信用報告分野においては名誉毀損の理論を適用する困難さを示唆したといえよう。」とし、このように裁判所の判断が分かれるというのは、信用報告分野については名誉毀損法の理論を適用するのは困難ではないかと疑問を投げかけている。しかし、ネグリジェンス理論により相対的免責特権を無効にする裁判所の試みは、立法化への過程で大きな影響を及ぼしたものと思われる⁸⁴。

(3) 研究ノート Yale Law Journal の見解

本研究ノートの筆者は、信用報告の問題について、被害の類型化、情報市場、コスト面からの考察など多様な局面からの考察を行っている。冒頭では被害の類型化について引用した。さらに研究ノートの筆者は司法的側面 (Judicial Aspects) においてスミス論文への批判的検討を積極的に行っている。次にこれらの検討事項について述べることにする。

研究ノートの筆者は一般的な抑止効果として名誉毀損法 (A) と製造物責任法 (B) を挙げているが本論文では名誉毀損法について考察する。

(i) 名誉毀損法と信用報告に関する研究ノート筆者の考察

・悪意は擬制的なものである。

名誉毀損法訴訟は、信用報告の情報主体が苦しんでいる多くの被害者が救済を得るために行われる。名誉毀損法は名誉毀損的な性質を有する言説がなされたときに不法行為の厳格責任を問われる (プロッサー、不法行為法 第3版、1964年、791頁)。それは、理論的な悪意に基づいた不法行為である。悪意は虚偽でかつ損害を与える言説の公表から推定され、擬制的なものであり、現実のものではない。

・信用報告の場合には名誉毀損法の文書毀損が該当する。

⁸³ Anderson v. Dun & Bradstreet, Inc., 543 F. 2d. 732, 738-739(10th Cir1976)

⁸⁴ 長谷川注:本論文ではネグリジェンス理論の検討を深く行っていないが、立証責任の軽減という視点からは重要である。この部分については別稿にて考察を行いたい。

一般に、名誉毀損的な言説は次のように人の評判を貶めて大変危害を加える。すなわち、「コミュニティーにおける評価を下げ、あるいは同人と交流するあるいは取引をする第三者を不安にさせる」のである（リステイトメント § 559）。通常、口頭による名誉毀損的言説が、本人の犯罪、忌まわしい病気、商売上での野心家、あるいは女性の純潔を疑うような内容でない場合（長谷川注：つまり、それ自体で名誉毀損になるというものでなければ）、特別損害を証明しなければならない。文書毀損の場合はしかしながら、そのような証明は必要とされない（プロッサー、不法行為法 第3版、1964年、773頁）。そして、信用報告は書面のかたちで利用されるため、通常は文書毀損とされるとして二つの裁判例を挙げる⁸⁵。

(ii) 虚偽の記載により裁判となった例

研究ノートの筆者は、原告が信用報告に以下のような虚偽内容があったために支払いを拒否していたにもかかわらず、虚偽内容を報告機関に記載された。原告は与信業者に（新たな）信用取引の申込を拒絶されてしまうおそれがあるため名誉毀損訴訟を提起した。

[虚偽の報告内容と裁判例]

- ・ 未払いのため支払いを求める裁判を起こされている。
(Sheppard v. Dun & Bradstreet, 71 F. Spp. 942 (S.D.N.Y. 1947).)
- ・ 起訴された、あるいは起訴されるという内容の報告をされた。
(Rudawsky v. Northwestern Jobbers Credit Bureau, 183 Minn. 21, 235 N.W. 523 (1931).)
- ・ 解雇されたという内容が報告された。
(Gertman v. Hedgpeth, 138 Tex. 73, 157 S.W. 2d 139 (1941).)
- ・ 不正直と記載された。
(Bates v. Campbell, 213 Cal. 488, 2 P. 2d 383 (1931).)
- ・ 飲んだくれ者と記載された。
(McKee v. Robert, 197 App. Div. 842, 189 N.Y. S. 502 (1921).)
- ・ 反道徳的な活動を行っているとして記載された。
(More v. Bennett, 48 N.Y. 472 (1972).)
- ・ 結婚生活にトラブルをかかえているとして記載された。
(Lyman v. New England Newspaper Pub. Co. 286 Mass. 258, 190 N.E. 542 (1934).)
- ・ 破産したと記載された。
(Petitions of Retailers Commercial Agency, Inc. 342 Mass. 515, 174 N.E. 2d 376 (1961).)

⁸⁵ ①Bander v. Metropolitan Life Ins. Co., 313 Mass. 337, 47 N.E. 2d 595 (1943); ②Ohio Pub. Serv. Co. v. Myers, 54 Ohio App. 40;

(iii) 相対的免責特権を有していると主張する信用報告機関

前述の裁判例は金融取引の申込を拒絶に導く信用報告の記載内容である。被害を受けた人々は誤った信用報告による被害の救済手段として名誉毀損法を適用することができたが、名誉毀損の責任に対する抗弁事由として、信用報告者機関は「相対的免責特権」の適用を主張した。報告機関は名誉毀損的な言説を報告された人々に対しては、相対的免責特権を有していた。報告機関は「原告がその名誉毀損的な言説が現実の悪意に動機づけられたと証明できたときのみ名誉毀損に対して責任を負う。」とされている。

相対的免責特権は、法的なあるいは道徳的義務の意味から名誉毀損的となった言説をなした被告を、厳格責任から保護する司法的な抗弁事由である（その法理は次のような場合に適用される。すなわち、他の人物が非合法的な活動をしているときそれを法執行機関に通報した場合などである（*Foltz v. Moore McCormack Lines*, 189 F. 2d Cir. (1951), cert., denied, 342 U.S. 871)。また、弁護士が依頼人を守るために話す場合もある（*Krause v. Rabe*, N.L.J.378(1910).)。裁判所が求めている社会一般の道徳水準は正直者に話すことを強要する。相対的免責特権はコメント(論評)が名誉毀損的な場合、言説を為した者に責任を負わせないように保護することである。当事者について話す道徳的義務を有すると考えられている者は、潜在的な与信業者により他の者の信用の健全性についてたずねられた者である。

(iii) 信用情報機関と相対的免責特権についての裁判例

イギリスにおいてはこの特権を信用報告機関にまで拡張することは認められていないが、初期のアメリカの裁判例では分かれていた。しかし、今日、アイダホ州及びジョージア州を除くすべての州は相対的免責特権を信用報告機関にまで認めている。初期のものに追加して多くの裁判例を挙げている（長谷川注：本論文では一部についてのみ検討を行っている）⁸⁶。

「諸州において、情報主体である原告を擁護する唯一の法源は、裁

6 N.E. 2d 29 (1934).

⁸⁶ *Watwood v. Stones Mercantile Agency, Inc.*, 194 F. 2d 160 (D.C. Cir. 1952);

Hooper-Holms Bureau v. Bunn, 161 F.2d 102 (5th Cir.1947)(Fla. law applied);

Retail Credit Co. v. Garraway, 240 Miss. 230 126 So. 2d 271 (1961)

H.E. Crawford Co. v. Dun & Bradstreet, 241 F. 2d 387 A(4th Cir. 1957)(N. C. law applied);

Riley v. Dun & Bradstreet, 172 F. 2d 303 (6th Cir. 1949) (tenn. law applied)

判官の付随的意見である。特権に関する類似的裁判例が多くあり、その中で相対的免責特権の射程を信用報告にまで広げることが焦点となる。しかし法域の場では、判決は容易に破棄されうるのではないかという問題を積極的に再検討する必要があるのではないか。また、いくつかの法域において信用報告機関を「相互利益擁護信用業界(mutual protective credit association)」と区別することに対しても考える余地がある。」とする。

(v) スミス論文への批判的検討

研究ノートの筆者は大きく分けて三点においてスミスの論文は妥当性を欠くと批判している。すなわち、①業界の利益擁護に偏向している、②実証的検証から、③リスク配分についての見解が示されていない、の三点である。以下に概要を述べる。

①業界の利益擁護に偏向した見解

そして研究ノートの筆者は通説どおり、最初に信用報告にまで特権の範囲を広げることの正当化した政策的な論説は、1914年に法律雑誌に発表されたスミスの論文であったとする。スミスの論文は「イギリスにおけるマッキントッシュ事件を批判して書かれたもので、『アメリカンルール』を具体化したものであり、その法理を支持することを最も明確に表しているものである」とする。研究ノートの筆者は以下のようにスミスの論文を引用する。

「もし、そのような伝達が事実において正しくないという場合、乱訴の危険から法律によって保護されないのであれば、商取引に従事するものの安定性は著しく損なわれるであろう。というのはだれも他者の業績の健全性に関する照会に応えられなくなってしまうからである…。情報を提供する意欲をそぐ、そして必要のある者により獲得された情報の確実性を減らすように切迫した状況のなかで免責条件の規定を置くことは可能であろうか？」というスミスの主張に対し、研究ノートの筆者は「このように業界団体の利益に資する観点からみれば個人の保護は無きに等しい。スミスは次のことを主張した。『信用情報は業界団体にとって非常に重要であるので、その情報の流通が法的救済を得ようとする過程で、名誉を毀損されたとする無知な人々によって、阻止されてはならないのである』、と。」このように述べてスミスの見解は情報の流通を円滑にするために、個人の保護をまったく念頭においてないと批判する。

・実証的な検証からもスミス理論の妥当性に疑問

さらに「スミスは、相対的免責特権が信用報告機関にまで拡張されない場合、報告機関は名誉毀損訴訟費用のために事業が成り立たなくなってしまうと主張した。この議論は信用報告の需要が大変弾力的であるという仮定に基づいており、報告書作成経費のわずかな上昇が、報告書の購入量と販売量の大幅な減少の要因となると主張

する... 中略。もし、スミスの主張が正しければ、相対的免責特権を否定する法域においては、信用報告機関が存在しないということになる。」とし、実際には必ずしもそうでないことを次のように述べている。「ジョージア州における相対的免責特権が信用報告機関に付与されていないにもかかわらず、アトランタにはダン&ブラッドストリートを初めとして、業界団体のACBの地方会員、大手報告機関のひとつであるリテール・クレジットなどの信用報告機関がある」というものである⁸⁷。

・リスク配分についての見解が示されていない

次に、研究ノートの筆者が批判しているのはスミスの論文は信用報告の事故のリスクを配分についての基本的な疑問を解決していないという点である。「明らかに、相対的免責特権を認めている州においてリスクや損害の経費は被害者側に負担が及ぶ。相対的免責特権を認めない州では信用報告機関がその費用を負う。相対的免責特権が付与されていない場合、通常の名誉毀損法理が支配する。信用報告機関は名譽毀損的な報告がなされ過失について、意図的あるいは

⁸⁷ 実証研究の例として、アイダホ州ボイス、ワシントン州スポケインの家具及び電気器具小売業者の信用利用実績に関する近年の研究によると、信用報告機関に相対的免責特権を認めていないアイダホ州と相対的免責特権の適用範囲を拡張して認めているワシントン州では同じ結果を示唆する内容の報告が得られた(長谷川注:報告書の内容は *University of Idaho, Credit Practices of Retailers and Financers of Furniture and Home Appliances in Two Northwest Cities*(1963)による)とする。両都市における小売業者は彼らの顧客にオープン取引及び割賦取引の信用を供与し、各都市において売上額に占める信用販売の割合の中央値は8割に達した。コマーシャルペーパーの多くを利用しているすべての銀行および金融会社は、ローン取得時における借主の広範囲にわたる情報を有した。両州における銀行及び金融会社を合わせた結果によると借主の77パーセントは信用報告機関の審査を受けたことを示した。すなわち、それぞれ相対的免責特権について異なる扱いを受ける二つの大きな都市において、信用供与及び調査の遂行についてはほとんど類似の結果が見出されたのである(イギリスにおいても、クレジットは飛躍的に拡大している。イギリスでは相対的免責特権は信用報告機関に付与されていないのであるが、1964年において、主として銀行によって提供される情報に基づいて約50億ドルの割賦販売が行われている。イギリスでは、アメリカ型の報告機関があるなしにかかわらず、いずれにせよ与信業者は情報を取得し、クレジットは増大していることを考察している論文がある。

(Borrie & Diamond, *The Consumer, Society and The Law* 2d Ed (1964).

これらの統計は次のことを証明していないし、推定さえもしていない。すなわち、同様の場所において信用報告の価格や質は相対的免責特権の有無にかかわらず同様の結果になると。しかし、相対的免責特権が認められていない州においても多くの報告機関が市場によって支持され、ほとんどの場合、与信業者は信用報告機関から継続的に情報を取得している。

虚偽であるところに無関心な場合、被害が生じたことに対しは責任を負う。」として、相対的免責特権が認められていない州では被害が生じた場合、報告機関に責任があり、損害賠償が生ずることを明記する。研究のノート⁸⁸の筆者は救済方法としては厳格責任が望ましいとする。理由は「安全に対する事前の警鐘に注目し、損失を拡散させ、より公正に検討されるであろうから。」というものである。

以上みてきたように、スミスの理論が支配していた時代が長かったため、かなりのときを経た後ではあるが、学説はほとんどスミスの理論を批判している。

ジョージア州は第4章で詳細に検討するフード事件判決でも示されているように、信用報告には付与されていないものの、相対的免責特権に関する州法の規定がある。また、名誉毀損訴訟において、原告に証明責任が課される特別損害についての規定も明文化されている。

私見であるが、信用報告に相対的免責特権を付することにつき初期の裁判所の見解が二分したこと、スミス理論以降の裁判所の判断はほぼ相対的免責特権を信用報告に付与されることを認めていたが、「悪意」についての判断基準が不明確であったことを考えると、ジョージア州の明文化された相対的免責特権法が、スミスの意に反して信用報告企業の活動を活発化させる要因の一つになったといえるのではないだろうか⁸⁹。

⁸⁸ 研究ノートの筆者は厳格責任が望ましいという立場をとり、名誉毀損法よりさらに広い範囲の救済ができるということで製造物責任を別の選択肢として検討を行っている(ただし、日本における製造物責任法は有体物が対象とされているので、筆者はこの部分の考察を省いた)。

⁸⁹ ルールを明確にする必要性について、星野英一『民法のすすめ』(岩波新書、2004年)236-237頁等。

第4章 アメリカの消費者信用情報保護法制(2)

— FCRA (公正信用報告法) の規律

これまで、FCRA の成立前の法的救済について検討を行ってきた。次に FCRA の立法経緯およびその規律について考察し、分析していくことにする。

第1節 FCRA 立法経緯

FCRA 成立には当時の消費者報告産業の発展が大きな影響を及ぼしている。そこで、まず、消費者報告産業の実態を概観し、起草過程をみていくことにしたい。

1. 背景—消費者報告産業の実態

消費者報告産業は、第二次世界大戦の終結以来顕著な発展を遂げた。特に60年代からがめざましい。アメリカ ACB (Associated Credit Bureau=全米信用調査会社協会。現在は CDIA [Consumer Data Industry=消費者データ産業協会] に名称変更) の1960年代後半のデータによると、会員(クレジットビューロ=信用調査会社=信用報告機関: 以下消費者報告機関に統一する)数は2,200社あり、消費者報告機関と提携している信用供与業者(銀行、クレジット会社、貸金業者等)数は40万社であった¹。また信用報告書は97万通、クレジットファイルは1億1千万人分であった¹。

信用報告機関の多くは地域コミュニティにサービスを提供している地域限定的な独占企業である。そのうち全国規模の大手5社は TRW Credit Data (1996年からは Experian)、TransUnion、Credit Bureau, Inc.、Chilton Corporation、及び Credit Bureau of Greater Houston である。大手の信用報告機関は、同地域内で競合している場合が多いため、ほとんどのアメリカ人の最新の信用情報は、複数の信用報告機関によって保有されている。

¹ アメリカの場合は、第三者が営利目的で経営するクレジットビューロ型。日本は非営利を原則として、業者が業者のために運営するレンダー・ス・エクステンジ型といわれている。

¹ 上院銀行通貨委員会報告 (Fair Credit Reporting, 91st Cong. 1st Sess., 1969, Report No. 91-517) による。また、2002年5月1日現在の CDIA の発表によると、500の消費者報告機関、住宅ローン会社、取立代行会社等が会員となっている。米国で発行されるクレジットカードは10億枚(日本の約5倍弱)で、1年に発行される消費者報告もほぼ同数。部分的なデータ数は大手の3社 (Equifax, Experian, and TransUnion) を中心に、月に20億流通している。
(<http://www.cdiaonline.org/about.cfm> visited on 05/10/11.)

消費者報告機関が提供する情報は、個人の財政状況や支払記録などの信用情報に逮捕や訴訟歴等の公的記録を加えたものである。また、雇用や保険調査の場合の場合は、信用情報等に調査される人物の性格、習慣(性癖も含む)、道徳性も加えられた。情報の利用目的は、信用供与、保険調査、雇用調査等が主である³。

議会における公聴会では、消費者信用報告機関が行っているこれらの調査が、プライバシー侵害の脅威となりうること、また、収集された情報が、コンピュータにより蓄積され、伝達される結果、さまざまな問題が生じてくることが、証言者たちにより明らかとなっ

³ 例えば消費者報告機関が作成する消費者調査報告の項目は以下のようになっているとする(大手の消費者報告機関である Retail Credit Company の調査員に送付された通知)。研究ノート(FCRAの法律構成: 範囲と民事責任; Judicial Construction of the Fair Credit Reporting Act: Scope and Civil Liability, 76 Colum.L.Rev.458(1976)at 460.)による。

これらについては、日本語のニュアンスの問題があるので、あえて翻訳をせずに原文のままに引用する。

IT MAKES THE DIFFERENCE THIS DOESN'T TELL THE STORY-

"Lives common law"

"Lives with Mr. (different name) but sources do not know the relationship."

"Subject living with another woman without benefit of marriage"

"He is divorced because of his association with other woman."

"He lives with another man and sources suspect them of living in an immoral relationship."

WE HAVEN'T DONE THE JOB UNLESS WE'VE FOUND OUT AND REPORTED—

Current marital status—

If divorced—when, why, whose fault

If separated—how long, cause, divorce planned?

Past and Present moral reputation—

If promiscuous—extent, class of partners?

If particular affinity—

how long, criticized, partner beneficiary?

If living with partner—how long, children, stable home, criticized, is there living undivorced spouse?

If illegitimate child—how old, circumstances, favorable reputation regained, living and working conditions?

Possible homosexuality—

How determined—living together, demonstrates affection for partner in public, dress and /or manner, criticized, associated with opposite sex? このように性癖まで問う内容になっている。

³ *Protecting the Subjects of Credit Reports*, 80Yale Law Journal1035(1971).

た⁴。

また、業界側も問題点に対して何らかの対応の必要性を認識し、自主ルール策定などを行った。

表 1 消費者データの情報源と利用目的

<u>カテゴリー別情報源</u>	<u>利用先・目的</u>
公的情報源	商用
・統計局 (人口統計学的側面)	・クレジット・マーケティング
・裁判所の決定	・スワップ取引と合併のリスト
・犯罪記録	・購読キャンペーン
・運転免許証	・ターゲット・マーケティング
・自動車登録	意思決定のための参考資料
・資産税地図	・レンタカーや不動産賃貸
・不動産取引	・クレジットの申込み
・選挙人登録	・昇進及び解雇
・電話帳	・保険の保障範囲
取引	・政治綱領
・クレジットの申込	ライフスタイル
・無料の販売促進	・新聞や雑誌の購読
・政治献金やチャリティ寄付	・子供の後見及び離婚手続
・調査	・刑事及び民事調査
・保証登録	・政治的にダーティな策略
長期の[継続契約]関係	・監視
・クラブ会員	
・消費者報告機関	
・クレジットカード	
・雇用者	
	犯罪と詐欺
	・ ID 窃盗

⁴ 議会では多くの公聴会において証言が行われたが、本論文では法案(S. 823)に記載されている証言をもとにしている。同法案によると、公聴会では消費者問題の専門家をはじめ、FRB、FTCなどの政府機関の代表、全米消費者法センター(National Consumer Law Center)の代表、アラン・ウェスティン(コロンビア大学教授)、また業界側からはACB会長他クレジットビューロの代表等が参加し、総勢約30名近くの証言が行われた。その中で「日光は最も強い消毒力がある(白日の下にさらすことは病原菌を退治するのに最も有効である)。」という発言があった。これは連邦食品医薬局長官James L. Goddard(医学博士)が、開示の重要性について述べるときにブランドイス判事の言葉を引用したものである。信用報告と具体的に結び付けられた説明はなされていないが注目すべき発言である。

開示の義務付けは、CCPA立法に際し最も重要視された。

- ・ マイレージサービス
- ・ 医療記録
- ・ ショッピングクラブ会員
- ・ レンタルビデオ
- ・ ストーキング

—16(1)Journal of Public Policy & Marketing (1997)at148 をもとに作成—
(長谷川注：表の左右は連動していない。)

これらの表を見てわかることは、官民間問わず情報が収集されていること、および利用目的も単に商業用だけでなく、意思決定のための参考資料として情報が利用されている。また、現在の日本でも非常に問題となっているが、ID 窃盗やストーカーなどの犯罪にも利用されているということである。

表 2 情報提供業者のリスト

- ・ 貸金業者
- ・ スーパーマーケット業者
- ・ 保険業者
- ・ 宝飾店やカメラ屋
- ・ 建設業者
- ・ 材木、建築材料、建築金物供給業者
- ・ メディカルケア（医療）サービス提供業者
- ・ 全国規模のクレジット会社と航空会社
- ・ 石油会社（クレジットカード事業部門）
- ・ 医療以外のパーソナルサービス提供業者
- ・ メール・オーダー・ハウス（DM 業者）
- ・ 不動産業者
- ・ ホテルキーパー
- ・ スポーツ用品、農場及び庭用具販売業者
- ・（電気、ガス、上下水道、交通機関などの）公益事業者
(the Federal Housing Administration and the Veterans Administration などの)政府指定燃料配給業者
- ・ 広告代理店
- ・ 取立業者

—Consumer Law, Caroline Academic Press, 1998, Chapter 6 FCRA at298
より作成—

このように情報提供業者も一般に考えられているより多種多様な業者が関わっている。

2. 立法機運と公聴会の証言

(1) 議会で明らかになった信用報告機関の問題点

信用報告機関の中には、明らかに異なった二つの型がある。一方は与信供与者に消費者の与信適格性についての情報を提供する信用報告機関である。他方は本来的に調査会社の特徴を有し、保険会社や求人者を予定している雇用者に対し、個人の私的な生活について全体が把握できるような総合的な報告書を作成することを業務として行っている信用報告機関である。

信用調査報告は、「消費者報告 (consumer report)」と「個別調査的消費者報告 (investigative consumer report)」があり、保険調査や雇用調査報告も含まれている。そして、一度ファイルの中に情報が含まれると、それは将来の保険や雇用報告に対しても、再度利用することが可能となる。消費者が著しく不利な立場に置かれているのみならず、このことが消費者保護の視点から大きな問題となった。

(2) 情報化の進展と消費者の権利

『プライバシーと自由』の著者である、アラン・ウェスティン (A. Westin) コロンビア大学教授は、立法過程において上院の司法委員会で、コンピュータやネットワークの情報技術の著しい進展がプライバシー侵害の脅威となりうることや、大規模な公的情報の集中化が危惧されるナショナル・データ・センター (National Data Center = NDC) 設立についての意見を述べた。ウェスティン教授は、情報化の進展と情報主体 (消費者) の権利保護の均衡を修復するためには、執行権限、司法当局及び民事訴訟に関する幅広い議論が必要であることを述べた。

特に、立法機運高まりの直接のきっかけとなったナショナル・データ・センターについては、「NDCは近い将来、政治的な理由から廃止となるであろうが、無数のネットワークの連携によるデータの流通や共有を通して、機能的にはNDCに似たようなシステムは作られる」としている。そして、情報センターの機能そのものは社会にとって不可欠な存在となっていることを認識し、情報化の進展という状況の中で、消費者の権利保護を行う必要性があることを強調した。

3. FCRA 草案

(1) 消費者信用保護法 (CCPA)

FCRA について考察する前に第2章でも取り上げた消費者信用保護法 (CCPA) について解説することにしよう。

CCPA は 1960 年にダグラス上院議員が提出した連邦融資開示法案 (Federal Finance Disclosure Act Bill) に始まる。その後、1967 年プロクシマイヤー上院議員が代わって提案した法案は、消費者信用取引の当事者間における取引条件の開示を要求するというものであった。一方、サリバン下院議員の法案も同年提出されたが、サリ

バン法案は信用広告の規制、貸金債権の差押制限や強要的信用取引の規制が含まれており、単なる開示法案にとどまらず、規制する内容の範囲も広く厳しいものであった。1968年5月22日両院協議会（Conference Committee）において、大部分が下院の案を採用する形で修正案をまとめて承認し、5月28日大統領が署名してCCPAは成立した。

（２）FCRA 起草—上院 823 号草案の概要

公正信用報告法（=Fair Credit Reporting Act=以下 FCRA）は消費者信用保護法の第六編として、1970年成立し、1971年に施行された（合衆国法典第15編1681条以下、公正信用報告法第601条～624条）⁵。起草の中心的人物はプロクシマイヤー上院議員であった。プロクシマイヤー上院議員は、与信適格性を迅速に判断するためには、健全な情報を必要とすることから、信用情報システムの中心的役割を担う消費者報告産業の必要性を認めていた。そこで、法案の目的を「業界内に存在している情報利用の濫用を正すこと、消費者信用情報システムが与信業者のみならず消費者に対しても責任を有することを確保する」ことにあるとした⁶。プロクシマイヤー上院議員は公聴会で「自由な社会において、消費者報告という口実のもとに、中傷の衣をまとった報告を守るためのいかなる場所も存在しない」と、法案を提出した意義を強調している。これらは FCRA の条文第 602 条に明文化された。

次に FCRA の概要を検討する。

第 2 節 FCRA の概要

1. 立法目的

立法目的はつぎのように規定されている。

第 602 条（15U.S.C.）[連邦議の認識及びこの編の目的]

（a）合衆国連邦議会は次のことを認識する⁷。

⁵ 1996年の改正および、2003年末の改正を経て現在は第629条までとなっている。

⁶ 下院草案も含めて立法経緯の詳細については長谷川修士論文『消費者信用情報保護制度の日米比較』28-44頁参照。

⁷ 本条の訳は『クレジット研究 20号 <<特集>> アメリカ「公正信用報告法」の全容』（クレジット研究所、1998年）107頁に従っている。ただし、筆者は(b)項の「情報の機密性、正確性、関連性及び適正利用」のところは、「情報の機密性、正確性、最新性（relevancy）及び適正利用」と訳す立場をとっている。理由は①立法経緯のなかで、Confidentiality, Accuracy, Currency of Informationが3つの柱になっており、relevancyに対応するのが、Currency of Informationと考えられること、②情報が最新のもの

(1)金融制度は、公正かつ正確な信用報告に依存している。不正確な信用報告は、金融制度の効率性を直接損ない、不公正な信用報告方法は、金融制度が継続的に機能することによって不可欠な公衆の信頼を傷つける。

(2)巧妙なメカニズムが、消費者の信用度、信用状態、信用能力、性格、一般的評判を調査し、評価するために開発されてきた。

(3)消費者報告機関は、消費者の信用情報その他消費者に関する情報を収集し、評価することにおいて、重要な役割を演じてきた。

(4)消費者報告機関が、公正、公平に、かつ消費者のプライバシー権を尊重して、その重大な責務を果たすようにする必要が存する。

(b)この編の目的は、消費者報告機関が、情報の機密性、正確性、関連性及び適正利用に関し、この編の定める義務を遵守し、かつ消費者にとって公正かつ平等な方法で、消費者信用、人事、保険その他情報に対する商業上の必要を満たすための相当な手続をとることを要求することにある。消費者信用報告機関の役割を明文で規定している。

2. FCRA の条文一覧表

条文は以下のとおりである。

—公正信用報告法 (FCRA) 条文—

法令全書 合衆国法典第 15 編

第 601 条 略称

第 602 条 [第 1681 条]

第 603 条 [第 1681 条の a]

第 604 条 [第 1681 条の b]

第 605 条 [第 1681 条の c]

第 606 条 [第 1681 条の d]

第 607 条 [第 1681 条の e]

第 608 条 [第 1681 条の f]

第 609 条 [第 1681 条の g]

第 610 条 [第 1681 条の h]

第 611 条 [第 1681 条の i]

第 612 条 [第 1681 条の j]

第 613 条 [第 1681 条の k]

連邦議会の認識及び本編の目的

定義及び解釈準則

消費者報告の提供・利用が許容される目的

消費者報告に含まれる情報に対する義務

消費者調査報告に関する開示

遵守手続

政府機関に関する開示

消費者に対する開示

消費者に対する開示の要件及形式

情報の正確性について争いのある場合の手続

開示の手数料

雇用目的のために利用される公的記

であることが重要な要素であり、関連性は適正利用のなかに含まれると考えるからである。

	録情報
第 614 条 [第 1681 条の l]	消費者調査報告に関する制限
第 615 条 [第 1681 条の m]	消費者報告利用者の義務
第 616 条 [第 1681 条の n]	故意による違反の場合における民事責任
第 617 条 [第 1681 条の o]	過失による違反の場合における民事責任
第 618 条 [第 1681 条の p]	裁判管轄、出訴期限
第 619 条 [第 1681 条の q]	虚偽の名目での情報取得
第 620 条 [第 1681 条の r]	無権限開示
第 621 条 [第 1681 条の s]	執行権限
第 622 条 [第 1681 条の s-1]	遅滞の養育費に関する情報
第 623 条 [第 1681 条の s-2]	消費者報告機関に情報提供する者の責任
第 624 条 [第 1681 条の t]	州法との関係

3. FCRA の定義及び解釈準則

FCRA が適用されるためには、対象となる人（者）、消費者、消費者報告、消費者調査報告、消費者報告機関、ファイル等主要な用語の定義が重要となる。詳細は FTC の公式、非公式の解釈基準をみなければならぬが、以下に主な用語の定義を表す条文を記す（楷書体の部分は筆者の条文に対するコメントである）。

第 603 条 (15U.S.C. § 1681a) 定義及び解釈準則

(b)「人(者)」(person)とは、個人、組合、法人、信託、財団、協同組合、社団、政府、政府の部門及び執行機関その他の団体をいう。

(非常に広範な対象が含まれる[日本の場合とは異なる範囲があるので注意を要する]。特に情報提供者の責任に関するところで、問題となる。)

(c)「消費者」(consumer)とは、個人をいう。

(d)「消費者報告」(consumer report)とは、消費者の信用度、信用状態、信用能力、性格、一般的評判、個人的特性、生活状態に関する情報であって、(A)主として個人、家族又は家事のために利用される信用取引若しくは保険取引目的、又は(B)雇用目的、(C)その他第 604 条により認められる目的に関して消費者の適格性を判断する要素として役立つために、その全部又は一部が、収集され、又は利用され、若しくは利用される予定である情報を、消費者報告機関が、書面、口頭その他の方法により伝達することをいう。

(第 603 条の(d)項は次の第 604 条[報告の許される目的]と深く関連している。消費者報告の範囲を明確にするために、第 604 条は第 603 条を補完すると解釈するのが一般的とされている。)

(e)「消費者調査報告」(investigative consumer report)とは、消費者の性格、一般的評判、個人的特性、生活状態も関する情報であつて、消費者の隣人、友人、同僚その他消費者と面識のある者又は消費者に関するこうした情報を知り若しくは知り得る者との個人面接によつて得られた情報を含む消費者報告及びこうした情報を報告の一部として含む消費者報告をいう。ただし、信用供与者又は消費者報告機関が、消費者の信用取引記録に関する特定の事実情報を消費者又は信用供与者から直接取得している場合であつて、この事実情報をその信用供与者又は消費者報告機関から直接取得する場合には、この事実情報は[個人面接によつて得られる]情報に当たらないとする。

(個人面接によつて得られる情報は主観的なものが含まれ誤情報となる場合が多いので、FCRA においては直接取得する事実情報より厳格な手続が規定されている。例えば、第 615 条[消費者報告利用者の義務]の、(b)項(2)号(C)(ii)で、不利益取扱いの通知は直接取得する事実情報及び消費者報告に対しては免除されているが、消費者調査報告は通知の該当事項となっている。)

(f)「消費者報告機関」(consumer reporting agency)とは、手数料若しくは料金を徴収し、又は共同組合的な非営利の原則に基づき、第三者に消費者報告を提供する目的をもつて消費者の信用情報その他の消費者に関する情報を収集し、又は評価することを通常業務の全部又は一部とする者及び消費者報告を作成し、又は提供する目的で州際通商の手段又は便宜を利用する者をいう。

(クレジットビューロの多くが消費者報告機関となっているが、場合によっては政府の部門及び執行機関が消費者報告機関となる場合もある。つまり、法律行為の種類によつて消費者報告機関とされるためである。また、これは「者」の範囲の対象が広いことに関係すると思われる。例えば、連邦取引委員会の公式見解(16C.F.R. §600.4)では、州の自動車局が、自動車報告を保険契約締結の「目的で利用される」ために保険会社に販売するならば、州の自動車局は「消費者報告機関」にあたる⁸。)

(g)「ファイル」(file)とは、消費者に関する情報との関係で用いられるときには、消費者報告機関が消費者に関して記録し、及び保有する情報のすべてをいい、情報がどのように保有されているかを問わない。

4. 執行権限

FCRA の執行にあたる主たる行政機関は連邦取引委員会 (FTC) である (第 621 条) [15U.S.C. §1681s]⁹。FCRA 違反は、連邦取引

⁸ 詳細は『クレジット研究 20 号』113 頁参照。

⁹ 他に連邦準備制度理事会 (FRB)、財務省通貨統制官室、連邦預金保

委員会法5条(a)項の通商上の不公正な若しくは欺瞞的な取引行為又は取引慣行を構成するものとする(第621条(a)項)[15U.S.C. § 1681s(a)]。また、FTCはFCRAの下では、立法権をもたないので、業界の遵守義務に対して単に助言的意見を構成するに過ぎない¹⁰。しかしながら、これらの助言的意見も、法的解釈として、FCRAの遵守違反に対する訴訟を提起する主導的な役割を果たしうる¹¹。

5. 州法との優先関係

連邦法と州法の優先関係について、消費者信用の規制主体は、連邦政府、州政府および地方政府の三者であるが、伝統的には州政府がその中心であった¹²。州法には、利息制限法、小額信用法、貸付真実法、小売割賦販売法、訪問販売法、産業ローン法、信用報告法があるが、1968年に消費者信用保護法(CCPA)が制定されてからは、連邦政府による消費者信用規制が多くなり、同様の内容を連邦法と州法が規定している場合に、連邦法を優先するとしている¹³。ただし、州のFCRAの消費者保護規定が強い場合、連邦法の適用を排除している裁判例がある(FCRAの主たる目的が、消費者保護のために制定されたものであるため、開示の手数料を課すことを一律に禁止した州法が適用された)¹⁴。

(4) 1996年改正法の課題

険公社、州際通商委員会等多くのものがある。詳細は『クレジット研究20号』(クレジット研究所、1998年)258頁参照。

¹⁰ そのような助言的意見については二つの解釈基準がある。

一つは連邦取引委員会の公式見解でFederal Registerにおいて出版されているFCRAの注釈書である(そのような解釈は実質的な規則ではなくかつ法としての効力ももたない。助言的なものであり、FCRAがどのように解釈され何が義務付けられているかという「連邦取引委員会の見解」を提示するもので、業界の指針に対応している。FTC Procedures and Rules of Practice, Subpart H, §1.73, 36 Fed. Reg.9294(1971))。

二つ目は消費者の要望に応えるためのFTCの非公式見解

“informal staff opinion”である。(長谷川注：全米消費者法センター[National Consumer Law Center=NCLC]のFCRAに関する注釈書にはFTCの公式、非公式見解が掲載されている。FTCの非公式見解は当然のことながら、時代の状況とともに変わっているものもある。)

¹¹ FTC自ら訴訟を提起することもある。

¹² 横田貫一「アメリカにおける消費者信用の法規制」塩田親文＝長尾治助編『消費者金融の比較法的研究』(立命館人文科学叢書、1984年)95頁。

¹³ 2003年12月の改正法では連邦法の恒久的優先が規定された。

¹⁴ Credit Data of Arizona Inc., v. State of Arizona, 602 F 2d 195(9th Cir. 1979).

プロクシマイヤー上院議員は1970年に成立したFCRAの改正法を数年後に試みたが失敗に終わり、その後約25年の間にわずかな規定の改正があっただけであった¹⁵。その間FCRAは不正確な情報に関する問題が最重要視され、紆余曲折を経ながらようやく1996年に改正にこぎつけた¹⁶。1996年法では消費者保護を強化した面もあったが、同時に信用情報の利用者に有利となる条項も付け加えられた[消費者は報告機関の再調査後にのみ提訴する権利を有する]という規定が付け加えられた(第623条[15U.S.C.§1681s-2])。この条項については、次節において比較的新しい裁判例(ネルソン事件判決)を引用しながら検討する。

(5) 2003年改正法の概要

2003年12月に成立した「2003年公正・正確信用取引法」(Fair and Accurate Credit Transaction Act of 2003=FACTA)について若干の解説を試みる。

FACTA法成立の背景には多発するID窃盗の問題があったといわれる。連邦取引委員会はID窃盗から消費者を守るための規定、一年に一度消費者に無料の開示を行う規定を創設するように提案し(最終的に無料開示手続の規定が設けられた)、より現在のクレジット業務の実情にあった「不利益取り扱い通知に対する消費者の権利」を強化することも提唱している。この不利益取扱いに関する通知については、上下院で活発に議論された。ID窃盗と関連して、本人の情報が窃取されていることがすぐに判明するとは限らないため、出訴期限については大きな改正があった¹⁷。

¹⁵ Amendments: Public Law Nos.
95-473 (October 17, 1978)
95-598 (November 6, 1978)
98-443 (October 4, 1984)
101-73 (August 9, 1989)
102-242 (December 19, 1991)
102-537 (October 27, 1992)
102-550 (October 28, 1992)
103-325 (September 23, 1994)
104-88 (December 29, 1995)
104-93 (January 6, 1996)
104-193 (August 22, 1996)

¹⁶ 104-208 (September 30, 1996)
105-107 (November 20, 1997)
105-347 (November 2, 1998)
106-102 (November 12, 1999)
107-56 (October 26, 2001)
108-396 (December 4, 2003)

¹⁷ 2003年改正法(FACTA)のうち、特に出訴期限に関する部分の簡単な解説は本論文第3章注(69)参照。

また、下院は 2003 年 6 月 26 日に H.R.2622 法案を提出し、第 4 編「消費者記録の正確性の向上」に FCRA 第 605 条、第 623 条及び第 615 条の改正について代替の法案が提出された。最終的に成立した FCRA 改正法は 629 条まで規定され条文が追加された(条文番号も変わっている)。新法については別稿において詳細な検討を行いたい。

第 3 節 FCRA の特徴—特に民事救済について

1. 法的手段の変更

FCRA の最も著しい特徴は、消費者が消費者報告から受ける損害の、法的救済手段を変えたことである。すなわち、第一に消費者報告の存在を知らせ、第二に消費者がファイルにある不正確な情報を訂正する規定を設け、第三に合理性という一般的な基準に従った手続きをとる報告機関の義務についての規定を設けた(この第三点が中核的な規定となっている)¹⁸。

FCRA は、情報の正確性を最大限確保するための相当な手続きに従う義務について、注意義務違反あるいは故意の不遵守を根拠として訴訟を提起できる規定を設けた(第 607 条、第 616 条、第 617 条)[15U.S.C.§1681(e), 15U.S.C.§1681(n), 15U.S.C.§1681(o)]。従って FCRA の下で、「情報の正確性を最大限確保するための相当な手続きに従う義務について注意義務違反があった」と認められた消費者報告機関および情報利用者は、消費者に対して現実的な損害、訴訟費用および相当な弁護士費用の責めを負う。もし、不遵守が故意であれば、被告は現実的な損害、訴訟費用、弁護士費用および裁判所によって決定される懲罰的な損害賠償の責めを負わなければならない。

しかしながら、FCRA の開示条項に従って得られた報告が情報主体に損害を与えた場合に、名誉毀損、およびプライバシーの侵害又はネグリジェンスに基づく多くの訴訟を禁止したのである(第 610 条(e)項)[15U.S.C. §1681h(e)]。

第 610 条(e)項の条文は以下のように規定されている。

「消費者は、第 616 条及び第 617 条の規定する場合を除き、消費者報告機関、情報利用者又は消費者報告機関に情報を提供した者に対し、第 609 条 第 610 条若しくは第 615 条の規定により開示された

¹⁸ Maurer と共著者 Thomas によれば、FCRA は合理性の一般的な基準を意図して消費者報告機関の遵守手続義務規定を創設したという。Virginia G. Maurer & Robert E. Thomas, *Getting Credit Where Credit is Due: Proposed Changes in The Fair Credit Reporting Act*, 34 *American Business Law Journal* 607(1997) at 632.

情報を基礎として、又は消費者報告の利用者が消費者報告中の情報を理由の全部又は一部として不利益取扱いをした消費者に開示若しくはその消費者のために開示した情報を基礎として、名誉毀損、プライバシー侵害又はネグリジェンスに基づいて、訴訟その他の手続きを提起することができない。ただし、消費者を害するために悪意又は故意で提供された虚偽情報に関してはこの限りではない。」

原告の情報が誤っていた場合、信用情報報告機関等が悪意をもって提供した、あるいは故意に損害を与えた場合は、州法の下で訴訟を提起できるが、FCRAは、「その不正確が悪意の結果でなかった場合には、州法のプライバシー法違反から消費者報告機関等を免責する」。つまり、消費者報告機関、情報提供者、消費者報告の利用者を、一定要件のもとで、名誉毀損に関する州法の規定から実質的な責任を免除したのである。この点が上院法案の最も顕著な妥協の結果であった。起草者であるブロクシマイヤー上院議員は全面開示の代償として、この免責条項を設けたと説明している (is the quid pro quo for full disclose.)¹⁹。

2. 注意義務違反と損害賠償規定

具体的には、情報の正確性を最大限確保するための相当な手続きに従う義務について、注意義務違反あるいは故意の不遵守を根拠として訴訟を提起できる規定を設けた (15U.S.C. §1681e, 15U.S.C. §1681n, 15U.S.C. §1681o)²⁰。

従って、FCRAの下で、「情報の正確性を最大限確保するための相当な手続きに従う義務について注意義務違反があった」と認められた消費者報告機関および情報利用者は、消費者に対して現実的な損害、訴訟費用および相当な弁護士費用の責めを負う。もし、不遵守が故意であれば、被告は現実的な損害、訴訟費用、弁護士費用および裁判所によって決定される懲罰的な損害賠償の責めも負わなければならない。

3. コモンローと顕著な相違点—名誉毀損訴訟とFCRA違反訴訟の比較

¹⁹ 115 CONG.REC.33411(1969).

²⁰ 法案の成立過程において、上院法案ほぼそのままの形のもの急いで成立したという経緯があったが、1681e(b)については、最終段階で上院法案より消費者保護規定の強いサリバン下院議員が提出した法案が認められた(116 Cong.Rec.38570(1970))。そのために完全性や正確性の明確な定義についての議論が十分でなかったということが、コロポロス事件 (Koropoulos v. Credit Bureau Inc. 734F.2d 37 (1984)) の判決文の中で指摘されている。

Maurer は、プロッサーの不法行為理論及び第二次不法行為法リ
 ステイトメント(1976)を引用し精緻な理論を展開している²¹。とく
 に、コモンローによる名誉毀損訴訟と FCRA 訴訟の要件の違いについ
 て以下のように整理している。

<コモンローによる名誉毀損訴訟と(制定法)FCRAによる訴訟の比較>

① 名誉毀損の特性

② 現実損害

③ FCRA 第 616 条の「故意による違反の民事責任」は「悪意また
 は加害する意図」に等しい

名誉毀損訴訟の要件

FCRA 第 607 条(b)項(遵守
 手続)義務違反訴訟の要件

名誉毀損事項/虚偽性

虚偽及び不利益事項

公表

公表

被告の悪意

遵守手続義務違反

因果関係

因果関係

損害の発生

損害の発生

—Maurer, 72 Georgetown Law Review 95(1983) at 116 をもとに作成。—

被告の悪意を証明するのは、情報の取引が「機密保持」のなかで
 行われているため非常に困難を伴う。それに反して遵守手続き違反
 を理由とした訴訟は、不正確な情報を流通させたということだけで
 も証明される、という判例があるため負担が軽くなる。ただし、不
 幸にも 1200 頁以上ある立法草案には「現実損害」の規定について明
 文化されてない。それは、FCRA が主として救済方法よりも被害防
 止を目的として立法化されているためだとする²²。

第 4 節 信用報告と憲法準則

信用報告と憲法修正 1 条の関係は非常に重要である。FCRA の合衆
 国憲法適合性についてはミルストーン事件 (Millstone v. O'Hanlon
 Reports, Inc., 528 F.2d 829 (8th. Cir. 1976) で修正 1 条に違反しな
 いという判断が示されている²³。言論の自由一般に関しては多くの

²¹ Maurer, V., *Common Law Defamation and the Fair Credit Reporting Act*, 72 Georgetown Law Review 95 (1983).

²² Moskatel, I. *Qualified Privilege and Credit Reporting, Panacea or Placebo? Action for Negligent Noncompliance Under the Federal Fair Credit Reporting Act* (FCRA の遵守手続義務違反訴訟—万能薬か気休め薬か), 47 Southern California Law Review 1070(1974) at 1110.

²³ 原告は出版社の副編集長を務め、ワシントンオフィス勤務時は要人の取材も行うなど尊敬されている人物であった。にもかかわらず、被告の信用報告機関は「ヒッピーのような生活を送り、ドラッグの

学説があるが、信用報告との関係では、ペンシルバニア大学ロー・レビューのコメント(The New Commercial Speech and Fair Credit Reporting Act)が興味深い分析を行っている。つまり、信用報告は商事的言論に当たると位置づけ、商事的言論について大きく分けて3つの解釈基準があるとする。つまり、① 一般より低いレベルの保護でよしとするもの、② セントラル・ハドソン準則(後述)に従う、③ ニューヨークタイムズ事件(後述)と同レベルの高い保護が必要とする、の3つである。コメントの筆者は②のセントラル・ハドソン準則に収束するであろうという判断を示している。

本稿では憲法解釈についての詳細な検討は差し控えるが、前述のMaurerが多くの裁判例を挙げ、憲法的準則の展開を行っているのでその紹介を行う。

1. ニューヨークタイムズ事件判決

最高裁判決、*ニューヨークタイムズ対サリバン事件* (New York Times Co. v. Sullivan²⁴) は名誉毀損におけるコモン・ロー訴訟に主な変更をもたらす発端となった²⁵。ニューヨークタイムズ事件において連邦最高裁は、50万ドルの賠償金を認めたアラバマ州最高裁判所の判決を破棄した。アラバマ州最高裁判決は、ニューヨークタイムズが掲載した広告には、アラバマ州における公民権運動のときの地方公務員の行動について、名誉毀損となる内容が含まれていたと認定していた。連邦最高裁は、公務員が公的権限の範囲内で行動したことを批判した被告に対し、憲法修正第1条、言論の自由の規定を適用した²⁶。憲法修正第1条に対し、連邦最高裁は、骨太で

使用が疑われている人物」として、消費者報告に記載した。そのため原告が結んだ自動車保険契約が取り消されてしまった。信用報告が誤りであることを知った保険会社は取り消しを撤回し、契約を継続することになった。しかし、原告は被告の提供した消費者報告により精神的苦痛を被ったとして、被告に情報の開示を求めたが、口頭では回答したものの報告書の写しを開示することは拒否した。そこで、原告は損害賠償を求めて訴訟を提起した。事実審は被告側の主張に対し「修正1条の保護は及ばない」との判断を示した。控訴審ではFCRAの第607条の遵守手続、第609条の開示規定は消費者の権利を守るための規制であり、修正1条違反とはならないとの判断を示した。

²⁴ 376 U.S. 254 (1964).

²⁵ 参考文献として Eaton, J. *The American Law of Defamation Through Gertz v. Robert Welch, Inc. And Beyond: An Analytical Primer*. 61 Virginia Law Review 1349 を挙げている。Eaton は憲法準則の展開だけでなく、メディアと非メディア、公人と私人、に分けて要件と効果を詳細に分析している。

²⁶ *Id.* at 283.

自由な議論を展開させるための公共的な問題を議論する際に生じる誤りには「息抜きの場所 (breathing space)」が要件とされると判示した²⁷。最高裁は言論の自由に対する要件について以下のことを準則とした²⁸。それは、原告が被告の「現実の悪意」の罪を証明できない場合には、被告は免責されるということである²⁹。「現実の悪意」は以下の行為があった場合と定義される。「名誉毀損的な記述」が誤っていることを知っていたか、あるいはそれが真実か否かということについて十分な注意を払わなかった (reckless disregard) 場合とされる³⁰。

カーティス出版社対バッツ事件 (Curtis Publishing Co. v. Butts³¹) と同様、AP 対ウォーカー事件 (Associated Press v. Walker³²) も連邦最高裁は公的人物 (public figure) の原告を含むケースにまで拡張して被告を擁護した³³。ローゼンブルーム対メトロメディア事件 (Rosenbloom v. Metromedia, Inc.³⁴) 事件では最

²⁷ *Id.* at 272 (NAACP v. Button, 371 U.S. 415, 433 (1962)).

(長谷川注: NAACP = National Association for the Advancement of Colored People = 全国黒人地位向上協会)

²⁸ 長谷川注: 望月礼二郎『英米法 [新版]』(青林書院、1997年) 250、では、「近年のアメリカ法は連邦憲法的名誉毀損法 (federal constitutional law of defamation) というべきものを発展させた。その発端は、1964年の最高裁判決、New York Times Co. v. Sullivan, 376 US 254であった。それ以前の最高裁は、およそ不実の誹毀的言説に憲法的保護を与えるというような姿勢を示すことはなかった。」として Maurer の "The Court went on to rule" の表現にも表れているように、ニューヨークタイムズ事件は「連邦憲法的名誉毀損法の発端として位置づける。

²⁹ *Id.* at 279-280.

³⁰ 望月教授は "reckless disregard" については「未必的認容」と訳している (前掲書 251頁)。また、望月教授は「ついで、1967年の最高裁の判例が、上記ニューヨーク・タイムズ事件の準則を、「公的人物」(public figure) を原告とする事件にも及ぼすこととした「公的人物」とは、「公職者」ではないがそれと同じように公的問題 (public issue) にかかわりその帰趨に影響を与えるような人物である。」と解説している。

³¹ *Curtis Publishing Co. v. Butts*, 388 U.S. 130 (1966). (大学の運動部の監督で前フットボール・コーチであった原告が八百長試合をしたと報道された事例) ①

³² *Curtis Publishing Co. v. Butts*, 388 U.S. 130. (1966). の判例に従った判決である。(大学における人種統合判決の実施に反対する暴動を退役軍人である原告が率いていたと報道された事例) ②

³³ *Curtis Publishing*, 388 U.S. at 155.

³⁴ 403 U.S. 29 (1971). (ヌード雑誌を配布した原告がわいせつ文書配布容疑で逮捕されたあと無罪となり、事件を報道したラジオ局に対し名誉毀損訴訟を提起した事例) ③

高裁の多数意見により、ニューヨークタイムズ事件の準則を、公的関心事に関連して、原告の範囲を私的な人物にまで拡張した。次に信用報告と憲法修正第1条の保護範囲についての検討を行う。

2. 信用報告に対する憲法修正第1条の保護範囲

(1) 信用報告を保護範囲の枠外とする解釈基準

ガーツ対ロバートウェルチ事件 (Gertz v. Robert Welch, Inc.)³⁵ において連邦最高裁判所は、ローゼンブルーム (Rosenbloom) 事件で示された多数意見の公的関心事の判断を否決し(ニューヨークタイムズ事件法理の射程の拡張を否決し)、私人と公的人物間の区別に基づく責任基準を確立した。ガーツ事件では、州の名誉毀損法は誹毀された私人が、責任基準の要件として少なくともネグリジエンスを証明すれば、損害賠償を請求できるとの判断が示された³⁶。さらに、被告がフォールトあるいは虚偽の可能性について注意を払わなかった、ということ由原告が証明できなければ、推定損害賠償あるいは懲罰的損害賠償は請求できないと判示された。ガーツ事件に判示されたフォールトの要件はタイム事件 (Time, Inc. v. Firestone)³⁷において適用された。タイム事件において、最高裁は報道によって誹毀されたニュース価値のある私

(長谷川注：①、②、③はいずれも松井茂記『アメリカ憲法入門[第3版]』(有斐閣、1995年)161頁を参照している。

³⁵ 418 U.S. 29 (1971). (長谷川注：著名な弁護士が、引き受けた有名な弁護に関し、この事件は捏造であって彼は共産主義者だと報道された事例) ④ (①、②、③と同じ出典 同書162頁)

(長谷川注：松井同書162頁では以下のように解説されている

「これにより、現在では名誉毀損的表現の場合、次のような保護が及ぶことが認められている。まず原告が公人、つまり公職者及び公的人物である場合には New York Times 判決が適用され、原告は『現実的悪意』を証明しなければならず、そのためには表現が虚偽であることも原告が証明しなければならない。これに対し、原告が私人であれば、被告に何らかの過失 (fault) がある限り州は自由に責任基準を決定できる。ただし原告はこの場合でも、虚偽であったことを証明しなければならず、州は、被告に『現実的悪意』があったことを証明できない限り、原告が現実に被った損害の賠償以外の賠償を命じることはできない。また、『現実的悪意』については、虚偽と知っていたか、虚偽である蓋然性に十分気づいていてそれをまったく不注意で公表した場合にのみ肯定される。職業専門的な基準から大きく逸脱していたとしても、原告に対して害意を有していたとしても、『現実的悪意』があったことにはならない」と解説している。)

³⁶ *Id.* at 347.

³⁷ 424 U.S. 448 (1976).

人は、ネグリジェンスが現実に証明されればネグリジェンスの準則により損害賠償請求が是認されると判示した³⁸。また、ガーツ事件判決において、ニューヨークタイムズ事件で示された悪意が証明されない場合は、名誉毀損に対する現実的な損害賠償に制限され、推定損害賠償あるいは懲罰的損害賠償を請求することはできないとの判断が示された。

ニューヨークタイムズ準則を適用した主な最高裁判所の名誉毀損裁判では、憲法上の問題を報道した被告も含まれている。しかし最高裁は、メディア以外の被告に対する訴訟においては、ニューヨークタイムズ準則の適否について何ら言及していない³⁹。

従って、信用報告機関に対する名誉毀損訴訟において、過失責任及び懲罰的損害賠償を求める原告が、ガーツ判決を信用報告機関の被告に適用するとすれば、通常公的人物ではないという理由で、ガーツ判決は重大な障害となる。

信用報告機関に相対的免責特権を付与することを認容する裁判管轄内でさえ、ガーツ準則を基準に損害賠償を求める原告に対しては、コモンローの相対的免責特権を無効にするために、少なくともネグリジェンスと同じ程度の高い基準に依拠した現実損害の証明及びコモンローの悪意の証明を課していた。さらに懲罰的損害賠償を得るためにはニューヨークタイムズ事件の悪意、それはコモンローの相対的免責特権を無効にするためよりもっと実質的に高い基準の悪意であるが、それを原告は証明しなければならない。

(2) 信用報告は商事的言論として認容されるが、保護範囲は限定されるとする解釈基準

最近まで裁判所の判断は一様に信用報告は修正第一条の保護の枠外にあるというものであった。第一巡回区連邦控訴裁判所は疑問に応えるために、公的人物あるいは公的関心事の言葉の問題を分析した。例えば、グローブ事件 (*Grove v. Dun & Bradstreet, Inc*) において、アメリカ合衆国第三巡回区連邦控訴裁判所は、私的に利用する信用報告はニューヨークタイムズ準則の「憲法的保護の射程を拡張されたメディアではない」との判決を下した。第三巡回区控訴

³⁸ *Id.* at 464.

³⁹ See *Huchinson v. Proxmire*, U.S. 111, 133 n.16(1979)(長谷川注; 被告とされたプロクシマイヤーは FCRA の起草者となったプロクシマイヤーと同一人物である); *First Nat'l. Bank of Boston v. Bellotti*, 435 U.S. 765, 798 n.3 (1978) (Burger, C.J. Concurring); Shiffrin, *Defamatory Non-Media Speech and First Amendment Methodology*, U.C.L.A. rev. 915 (1978); Note, *Mediaocracy and Mistrust: Extending New York Times Defamation Protection to Nonmedia Defendants*, 95 Harv. L. Rev. 1876(1982).

裁判所は、原告のビジネスの信用状態、小さなレンガとタイルの仲介業の会社は、真正に公的関心事であるという主張を退けた⁴⁰。裁判所は名誉毀損的な放送がされたという主張から、第三巡回区裁判所でニューヨークタイムズ事件が適用されたローゼンブルーム事件⁴¹とグローブ事件を区別があるとする⁴²。裁判所は、「不特定多数の公衆に伝達するニュースと、選別されかつ限られた聴衆に対する特定の情報の提供には」憲法修正第一条のもとでは決定的な区別がある⁴³。さらに、被告と情報の利用者の間には厳格な機密保持の契約上の規定が存在するため、原告は被害の源となっている伝達手段にアクセスすることができなかつた。それゆえ、裁判所は自由裁量で広範な検討を行うことは不可能であり、ニューヨークタイムズ事件で保証された保護の拡張はありえないと判示した。同様にオーバーマン事件⁴⁴では合衆国第七巡回区連邦控訴裁判所は、私的な信用報告は「公的あるいは一般的な関心事」ではないということを判示した。同様に、合衆国第十巡回区連邦控訴裁判所は、カンサス電気供給会社事件 (Kansas Electric Supply Co. v. Dun & Bradstreet, Inc) において信用報告機関の修正第1条の保護を否定したグローブ事件の「公的関心事」の判示事項に従った⁴⁵。

グローブ、オーバーマンおよびカンサス電気事件以来、裁判所は信用報告の商業的な特質に焦点を定め、修正第一条の保護を超えた商事的言論類型として消費者報告を位置づけた⁴⁶。

この分析は、商事的言論における憲法的解釈における最高裁の近年の判決とは一線を画している。ニューヨークタイムズ事件の射程が有料広告にも及ぶとの理由で、バレンタイン事件 (Valentine v. Chrestensen)⁴⁷の準則の継続的な有効性に対し疑問が投げかけられたのである。バイゲロウ (Bigelow) 判決において、ニューヨー

⁴⁰ *Id.* at 436-37.

⁴¹ 415 F.2d 892 (3d Cir. 1969), *aff'd*, 403 U.S. 29 (1971).

⁴² *Id.* at 896.

⁴³ *Grove*, 438 F. 2d at 437.

⁴⁴ 460 F. 2d 1381 (7th Cir. 1972).

⁴⁵ *Id.* at 649.

⁴⁶ 長谷川注：'commercial speech' は田中英夫『英米法辞典』162頁によれば、商事的言論；営利広告、と翻訳され、以下のように解説されている。

「営利活動遂行のために広告形式で行う言論。合衆国最高裁判所は、かつてこのような言論は合衆国憲法第1修正 (First Amendment) の保護を受けない表現と考えていたが、1970年代に入ってから判断を変更し commercial speech も憲法の保障する表現のなかに入るとする立場をとるようになった。ただし保障の程度は他の表現より弱いとされている。Bigelow v. Virginia(1975)」

⁴⁷ 316 U.S. 52(1942).

ク市内の通りにおけるビラ配布を制限することができるという判決が全員一致で下された⁴⁸。バレンタイン判決に従い、公的領域の言論の憲法的保護に関係なく、「憲法は、商事の言論を純粹に尊重すると同様、州に対し何らそのような制限をおかない」との判断を示したのである。

ニューヨークタイムズ事件の裁判では、連邦最高裁はニューヨークタイムズ事件の広告に含まれている情報の質に依拠するバレンタイン事件の商事的言論と、有料広告とを区別した⁴⁹。ニューヨークタイムズ事件の広告は、重要な社会的関心事に対応した情報伝達であったという理由で、それは修正第一条の保護を受けるに値する。

修正第一条の保護を受けられないとしたならば、表現の自由に障害をもたらすことになる⁵⁰。しかしながら、1973年連邦最高裁はピッツバーグ事件 (Pittsburgh Press Co. v. Pittsburgh Comm'n on Human Relations)⁵¹で判決を下し、求人広告に「女性」と「男性」を区別することを禁止する州の法律を支持した。その決定は純粹な商事的言論と公的問題を議論する形としての広告を区別した。信用報告機関を憲法修正第一条から保護することを否定した第五巡回区連邦控訴裁判所⁵²と第八巡回区連邦控訴裁判所⁵³は、信用報告機関の業務を純粹に商業的活動とみなす理由により信用報告を保護の対象外とする判決を下したのである。

ガーツ事件の法廷意見およびそれに続く商事的言論原則の展開は、信用報告機関に対する修正第一条の保護を否認する背後にある理由付けの再検討を求めている。1976年のバージニア州製薬業理事会事件 (*Virginia State Board of Pharmacy v. Virginia Citizens Consumer Council, Inc.*)⁵⁴において、最高裁は、薬品価格の広告の保護については憲法修正第1条の準則に従った。商業的情報の伝達における社会および消費者個人の利益を主張しながら、最高裁は以下のように述べた。

広告は、しかしながら、時にはそれが味気なく過度にもみえるのであるが、何のために、いくらでその商品を作ったり、売ったりする人に関する情報の伝達手段となる。我々が、自由企業経済を維持している限り、我々の大量の資源の分配は、無限の民間部門の経済

⁴⁸ *Id.* at 54-55.

⁴⁹ 376 U.S. at 266.

⁵⁰ *Id.*

⁵¹ 413 U.S. 376 (1973).

⁵² *Hood v. Dun & Bradstreet, Inc.*, 486 F. 2d 25 (5th Cir. 1973), cert. denied, 415 U.S. 985 (1974).

⁵³ *Millstone v. O'Hanlon Reports, Inc.*, 528 F. 2d 829 (8th Cir. 1976).

⁵⁴ 425 U.S. 748 (1976).

決定を通して行われる。これらの決定は、全体として、聡明でかつよく知らされるべきであるという点において、それは公的関心事である。最終的には商業的な情報の自由な流通は不可欠なものであるといえる⁵⁵。」として、商業的情報である広告の自由な流通を意義づけた。

3. セントラル・ハドソン事件判決と衡量テスト

その後における最高裁の決定は、政府の言論規制をも含む商事の言論に対する衡量テスト (balancing test) を発展させていった。連邦最高裁は、セントラル・ハドソン・ガス電気会社事件 (Central Hudson Gas & Electric Corp. v. Public Service Comm'n)⁵⁶において以下のように述べた。

商事の言論の裁判例では以下の4つの判断基準が示されるであろう⁵⁷。

- ① 修正第1条によって保護される商事の言論は少なくとも法的行為に関連していなければならず、ミスリードするもの(誤った方向に導くもの)であってはならない。
- ② 主張している政府の利益は実質的なものであるかどうか問わなければならない。

以上の前提を満たした上で、

- ③ その規制が政府の利益を直接増大させるかどうか、
- ④ 政府の利益に貢献するために必要以上に広範囲にわたるものではないかどうか。

「もし、信用報告が商事の言論の範疇にはいるとすれば、信用報告機関は必ずしもガーツ事件やニューヨークタイムズ事件の判例で示されたような保護を受ける必要はないであろう、なぜならば商事の言論は、他の憲法的な保護を必要とする言論よりは少ない保護で済むからである。そのような意図が述べられているにもかかわらず、最高裁は、言論はその内容の社会的価値に基づいて保護されているという理論を完全には放棄していないと言ったほうが、より正確ではないだろうか。たとえもし、ニューヨークタイムズ裁判からガーツ裁判の線に沿った理由付けが、信用報告機関関連における名誉毀損裁判の射程に及ばないとしても、名誉毀損訴訟によって、そしてたぶんFCRAの類似規定によっても一脅かされる商事の言論における侵害を考えた場合、信用報告に対しては別種の保護を必要とする

⁵⁵ *Id.* at 765.

⁵⁶ 447 U.S.557 (1980)

⁵⁷ 長谷川注：この点を整理した先行研究の判例批評として宮原均「構成信用報告法の合衆国憲法適合性」『クレジット研究12号』(クレジット研究所、1994年)145頁がある。

であろう。」

消費者の利益のみならず、消費者報告機関の利益とのバランスが重要との立場に立つ Maurer は、信用報告には別種の保護が必要であろうという見解であると思われる。

第5節 裁判例からの検討

FCRA 制定前は名誉毀損法理により、法的救済を受けるのが実質的に困難であったが、どのように訴訟による救済が変化していったのを検証する必要がある。前節においても、若干の検討を行ったが本章ではより具体的な裁判例をみていくことにする。1. 最初に相対的免責特権が信用報告機関に付与されていない州の場合、2. 相対的免責特権が付与されている州の場合に分けて検討を行う。

1. FCRA 制定と名誉毀損訴訟の変化

(1) 信用報告に相対的免責特権が付与されないことの再確認を行ったジョージア州の裁判例

前章でも触れたが、FCRA 成立の過渡期に争われ、名誉毀損法における相対的免責特権の意義、損害賠償請求の要件、先例の検討等示唆に富む論点が提示されているジョージア州における以下の裁判の全容を紹介する。

David Pope HOOD v. DUN & BRADSTREET, INC., No. 72-1233

原告・控訴人：David Pope HOOD (X)

被告・被控訴人：DUN & BRADSTREET, INC. (Y)

合衆国第5巡回区連邦控訴裁判所判決(1973年9月14日)

再弁論及び裁判席における再審理は否決(1973年10月31日)

ジョージア州北部地方裁判所判事リチャードC. フリーマン(Richard C. Freeman)判事は消費者報告機関のサマリージャッジメントを認容した(判決理由：Yはジョージア州法により相対的免責特権を付与されている。相対的免責特権を無効にするための現実の悪意が証明されていない)。そこで、Xは控訴した。本判決はその控訴判決である。

第5巡回区控訴裁判所(以下「裁判所」とする)判事イングラハム(Ingraham)は、以下のように判示した。

[判示事項]

- ① 一部の報告書の記述はジョージア州法の名誉毀損を構成しないが、他の記述に関しては注釈により名誉毀損の可能性がある。
- ② 信用報告は、憲法修正第1条の相対的免責特権として付与されている「一般的あるいは公共の利益に関する事項」にあたらぬ。
- ③ 報告機関はジョージア州法による相対的免責特権を付与されて

いない。

④ Xは特別損害を十分に証明している。

[判決] 破棄差し戻し

(1) 事実の概要

Xはジョージア州アトランタ近辺におけるガソリン給油所の建設を主に事業としている建設業者である。Xは約27年間建設業務に従事し、財務状況および事業経営面において良好な評価を得ていた。

Yは、個人や企業組織に関する実質的な信用情報を情報利用者に提供している信用報告機関である。信用情報は、被告と特に契約書面を取り交わした会員である情報利用者(subscriber)に提供される。

1968年10月、YはXに関する信用報告を作成し11の情報利用者に配布した。その報告書には以下の4点について名誉毀損に当たる内容が記載されていた。

● 信用報告の表現が名誉毀損に当たるとXが主張した4点

- ① 日時を特定する情報を得るのが不可能であるXの妻に対して、1968年10月にXに関する詳細な聞き取りを行ったこと。
- ② 利益に関する事項として、Xは売り上げが10万ドルを越えているが純価値は3千ドル強であるといわれたために、財務情報を常態的に低く評価されていた。これら2つの推定評価額は1967年に提供されていた。
- ③ 公的記録によると、1968年10月にWhitlock Dobbs Inc.からXに対し、事件番号248479の訴訟が提起されている。また1968年4月には、Westron Corp社からXに対し事件番号238558の訴訟が提起されている。
- ④ 完璧な詳細(情報の収集)は可能ではないが、Xの取引は限定されたものであるため、運転資金の回転率が鈍い。

Yは二つの訴訟が提起されたことを確認している。その訴訟の原告の氏名はXとは別人のDavid Hoodであった(XはDavid Pope Hood)。Yは追加的な報告書の誤りについては争っていない。

報告書は虚偽の内容であるため名誉毀損にあたるとして、Xはジョージア州北部地方裁判所(以下「地方裁判所」という)に提訴した。当該の報告書はXの事業を危うくし、その結果彼は損害を受けたという事案である。XY双方ともサマリー・ジャッジメントを申立て、地方裁判所はYの申立てを認容した。判決理由は、Yがジョージア州の相対的免責特権を付与されていること、Xは特権を無効にする現実の悪意を証明していないというものであった。地方裁判所の判決に対してXが控訴した。これが本件である。

(2) 控訴裁判所(以下裁判所という)における争点

次の4点について争われた。

- ① 報告書の内容が名誉毀損的なものであるかどうか、もしそうであれば、それらはそれ自体で名誉毀損的なものか、
 - ② 被告は、ニューヨークタイムズ事件の（合衆国連邦）憲法特権を付与されているか、
 - ③ 被告はジョージア州法に規定されている相対的免責特権を付与されているか、
 - ④ 損害を受けたことについて、要件を充たす証明がされているか。
- なお、事実については双方に争いが無い。

（判示事項は冒頭に記述しているが、さらに詳細に検討を行う。）

控訴裁判所は次のような判断を示した。

- ① に対しては、名誉毀損あるいはただちに名誉毀損に当たるとした。
- ② に対しては、バレンタイン事件（1942年）の先例を挙げ、信用報告は、一般あるいは公共の利益に関する事項の定義の範囲には入らないと判示した⁵⁸。
- ③ についてはより詳細な検討を行っているため、後述する。
- ④ に対しては③同様詳細な検討を行っているため、後述する。

(3) ジョージア州法の相対的免責特権

Yの主張は、報告機関はジョージア州法に基づく相対的免責特権を付与されるべきであるというものであるが、それに対し裁判所は「この争点の有効性を決定するために、判例の法源、制定法の執行および相対的免責特権にある原則を検証する必要がある。」として詳細な検討を行っている。以下は裁判所の解説を要約したものである。

ジョージア州とアイダホ州の二州を除き、多くの裁判所は信用報告機関が相対的免責特権を付与されているかどうかの判断を求められていた。現在のところジョージア州はコモンローの相対的免責特権と明瞭に区分した制定法を有しており、それは以下のように規定されている。

[特権を付与された通信(情報取引)] (Ga. Code Ann. §105-709)

次については特権を付与された通信(情報取引)とみなされる：

1. 公的義務の遂行において誠実に作成された報告書。
2. 法的あるいは道徳的いずれの場合においても、私的義務の遂行に関する同様の報告書
3. 公表者側に立ち、同人が関係する事柄における同人の利益を保護するために、真実の意図に基づいて作成された報告書

これらの三点に関する通信(情報取引)は特権を付与されている。もし、本裁判所が何ら本件における個別的な検討を行わずにいれば、信用報告はその条項の範囲に含まれ、相対的免責特権を付与されることになるだろうと理解できる。

⁵⁸ バレンタイン事件判決については本論文 108 頁参照。

(i) ジョージア州の相対的免責特権に関する裁判の歴史的経緯

相当早い時期に(1886年)ジョージア州最高裁判所は、消費者報告機関が相対的免責特権を付与されているか否かという問題に直面していた。この同一の制定法を解釈する際に、ジョージア州最高裁はジョンソン対ブラッドストリート事件(1886年)の判決理由を引用した⁵⁹。そのときの判決理由は原告に関する信用報告に虚偽がありそれゆえ道徳に反するというものであった。反道徳的な契約は無効であるから、法的あるいは道徳的義務はなく、結果的に、信用報告を提供することは相対的免責特権法(conditional privilege statute)条項の範囲には含まれないという判断であった。さらに、後に続くジョージア州最高裁の決定は、ジョージア州においては消費者報告機関に関しては、「なぜそうであるべきなのかという一歩前に進んだ健全な議論がない」という単純な理由だけで、いかなる相対的免責特権も付与されていないという判断に「定型化されたもの」となっていた。

(ii) ジョージア州の相対的免責特権に関する判例変更をすべきか否か

それゆえ、本法廷において、これら初期のジョージア州の判例変更をすべきであるかについての強行理由があるかどうか検討しなければならない。

同一の問題を考えるにあたり、本件に関して地方裁判所は、ジョージア州の先例に依拠せずに、エリー対トンプキンズ事件(Erie R.R. Co. v. Tompkins, 304 U.S. 64, 58 S. Ct. 817, 82 L. Ed. 1188(1938))連邦最高裁判決に従うべきであるとする。地方裁判所は、信用報告機関に関して相対的免責特権が付与されるか否かという争点を再検証し、報告機関はそのような特権を付与されていると結論付けた。先例としてエリー対トンプキンズ事件判決を挙げた地方裁判所は、ジョージア州最高裁の初期の判決と異なった結論に到達した主な理由を二つ明らかにした。

① Cochran v. Sears & Roebuck Co., 72 Ga. App. 458, 34 S. E. 2d 296(1945)を先例として、ジョージア州上訴裁判所の決定を引用する。当該裁判において、悪意がなく、範囲及び配布先も限られている契約書のような私法的義務に従って作成された報告書は、名誉毀損的な内容であっても責任を課されるべきではない、との判断が示された。

② 当地方裁判所は、商業化社会における信用情報の有用性が公的利益に資する、と判断する。

(ii) 裁判所の相対的免責特権に関する見解

⁵⁹ 本論文 55 頁参照。

地方裁判所の判断理由は全面的に有用ではないというわけではないが、われわれはジョージア州最高裁の初期の決定に固執する別の根拠を見出すものである。

まず、相対的免責特権それ自体に存在する原則に関連するものである。信用報告機関に相対的免責特権を付与することを最初に表明したのは1914年であった（としてスミスの論文187頁を引用している）。その理由は、もし特権が存在しなければ、名誉毀損訴訟の費用により報告機関は事業から撤退させられ、信用情報源が枯渇し、信用供与を得ることが困難となる。結果としてわが国の商業的發展に困難をきたすことになるであろうという考え方が述べられている。1914年以來多くの裁判所は相対的免責特権に対する根本的な理由を検証することなく、明らかに信用報告機関への特権の付与を盲目的に行ってきた。我々は少なくとも次の二つの理由により、初期のジョージア州最高裁の決定を支持することができる。

一 実証的な分析によるスミス理論の妥当性への疑問

相対的免責特権付与の拒絶を表明している数少ない州においても信用報告機関は存在し、信用報告業務を円滑に運営している。スミス理論の根底にある仮説が正しければ、ジョージア州あるいはアイダホ州には信用報告機関が一つも存在しないことになる。加えて、ダン&ブラッドストリートだけがジョージア州において順調に経営している信用報告機関ではない。少なくとも20社はあり、中でもリテール・クレジット・カンパニー（Retail Credit Co.）は合衆国でも屈指の信用報告機関である。更に実証的見地からみると、アイダホ州は相対的免責特権が認められていない州であるが、Boiseにおける信用取引と、特権のある隣のワシントン州のSpokaneと比較して、相対的免責特権を付与されていないアイダホ州においても信用情報の入手は可能であり、商業的信用取引を阻害していない。論理的に無理があること、実証的分析の欠如があることにより、本法廷において、本件の場合、信用報告機関には無定見に相対的免責特権を付与すべきでない結論づける。

二 報告機関から調査対象の個人及び企業の保護へのシフト

FCRAの成立に関連して

信用報告に関する消費者保護の進展はFCRAのような立法から明白となった。FCRAに従い、信用報告機関は消費者の開示の求めに応じて情報源及び内容について開示をしなければならない（第606条[消費者調査報告の開示]）。消費者は消費者報告の訂正と異議を述べる権利を有する（第611条[正確性について争いのある場合の手続]）。そして、情報を利用できるのは「合法的な商業目的」の場合に限られている（第604条b項(3)号(E)）。さらにFCRAは、同法の条項に従って異議申立てを行う以外は、コモンローによる訴訟を排

除していない（第 610 条[消費者に対する開示の要件及び形式]）。それゆえ、我々は実証分析に基づいた資料等及び消費者保護の現代的な視点から、地方裁判所はジョージア州最高裁初期の判断に則り、ジョージア州法の下では被告には何等相対的免責特権は付与されないと思料する。

(4) 特別損害の証明

ジョージア州法の下で名誉毀損訴訟を提起する場合、原告は連邦民事訴訟規則(F.R.Civ.P.(9))に基づき、ただちに名誉毀損的な言説とはいえない場合、特別損害を証明しなければならない(Mell v. Edge, 68 Ga. App. 314, 22 S.E. 2d 738, 739 (1942))。特別損害とは次に述べるような損害をいう(Ga.Code Ann. § 105-2006 (1935))。すなわち、「行為から実際に生じる損害」である。特に特別損害は「金銭、あるいは金銭的価値を評価できる具体的で一時的な利益の損失」を証明することによって得られる(上記の判例メル事件判決で示された判断である⁶⁰。職、収入あるいは収益を失うことは特別損害の範疇に属し、被告の言説がそれ自体で名誉毀損とならない場合には、名誉毀損訴訟提起を決定するに十分な損害を証明しているといえる。

(i) X が主張した特別損害の二点

① Bradstreet v. Oswald(1894)を例に挙げ、ジョージア州最高裁は上記の裁判において、

特別損害は信用報告に誤った記述が掲載された結果、原告が被った精神的苦痛を金銭的出捐にあてはめたものというとする。

X が主張する特別損害とは、X が誤った信用報告により受けた危害のために、すべての時間が事業に関するに費やされ金銭的な損失を被ったというものであった。X は Y の調査に関し詳細な説明を求められ、かつ資料となる手紙を入手するために、関係者(保証会社、保険会社及び銀行員を含む)と接触する必要性が生じた。また、真実かつ正しい財務情報を取得するために会計士とも接触しなければならなかった。さらに、X は Y の代表者と二回協議することを求められ、顧問弁護士に相談し、石油会社及び関連業者とも折衝しなければならなかった。それは X がガソリンスタンドの建設を主な業務としていたため、真実の信用状態の確認を促し、一度削除された入札リストに再度 X を加えてもらうために必要な折衝であった。

② 顧客や建設計画に関することで特別な理由がないにもかかわらず、売り上げが減少した。特別損害の証明においては次のことも求められている。すなわち、「X が、ある一定状況のもとで、X の事業

⁶⁰ 参考文献として C. McCormick, Damages, 419 (1935). が引用されている。(長谷川注：現段階では著書を手に入れている。)

が縮小し、それは特別な顧客によるものと指摘することが不可能であろうということを知るときのみ」との証明ができるときである⁶¹。

Xは、通常の業務における帳簿上の情報に基づきそのような損失を受けたとして争っているが、Xは被害を証明したことが認められ、少なくとも**特別損害**を被ったことを陪審に証明することができているとする。

(ii) 裁判所による損害賠償請求の認容

本事件の差戻しを正当化するため、当裁判所は以下のことを明確にする必要がある。訴答書面における主張及び特別損害を証明するにおいて、Xの能力を認定するための調査への回答、および当該信用報告がそれ自体名誉毀損となるものでない場合における損害賠償の前提として必要なもの、これらが存在するかどうかである。

法により推定される通常損害の算定については、陪審の偏見や先入観を排除するため裁判官の裁量的判断によるものに限定されている⁶²。懲罰的損害賠償を課する場合には悪意の証明が必要であり、州法による免責事由が存在しないこと、及びその場合には名誉毀損の要件を満たすことが、規定されている(Ga. Code Ann. § 105-2002, 105-2003(1935); アトランタジャーナル対ドイヤル事件 (Atlanta Journal Co. v. Doyal, 82 Ga. App. 321, 60 S.E.2d 802(1950)) 参照。さらに、原告が「被告が不実な行為を行ったとき、訴訟原因の要件を充たす行為をしたとき、あるいは原告に不必要なトラブルや出費をもたらしたときにあたる」という十分な物的証拠を提示できた場合は、陪審は訴訟費用も損害賠償の請求として認定することができる(Ca. Code Ann. § 20-1404 (1935))。これもアトランタジャーナル事件を例に挙げて説明している。

Xが**特別損害**を証明できたとするに十分な事実があり、Yが信用報告に名誉毀損的な言説を記載してそれを公表した結果、Xが被害を受けたことに対し損害賠償請求を認定できるので、本法廷は破棄差戻し判決を下す。

再弁論申立棄却。再審理申立棄却。本法廷意見は全員一致。ただし、アインスワース(Ainsworth)判事は地裁の判決理由を支持している。

一なお、この判決は約30年後の2004年12月にジョージア州で新たに下された名誉毀損訴訟で、FCRAと州法の優先関係が争点となったエディ・リー・ジョンソン対シティモーゲージ事件(以下「エディ・ジョンソン事件」という。)(Eddie Lee Johnson III v.

⁶¹ McCormick前掲422頁が引用されている。

⁶² 先例としてBrown v. Autry, 78 Ga. 753, 3 S.E. 669(1887)が挙げられている。

CitiMortgage, Inc. USDC-N.D. Georgia (Atlanta)No. 1:04-CV-856-ODE; December 28, 2004)で再度検討された。簡単に解説すると、Xは「延滞」と記載された報告内容に誤りがあったとしてYに訂正を求めた。Yは応じなかったため、XはYが故意にXの権利と利益を侵害したと提訴した。Yは、FCRAは州法に優先するので、州法の規定からは免責されると主張して争った。エバンス裁判官は、1996年の改正法の規定でも明文化はされていないが、FCRAの条文がすべて州法に優先するという解釈は正しくないとした。

そして、第610条(e)項及び第624条(b)項(1)号(F)の2つの条項について新たな判断を示した。すなわち、州の成文法については第624条(b)項(1)号(F)が適用され、州のコモン・ローに基づく請求には第610条(e)項が適用される、として第三のアプローチを示したのである。従って本件の場合、州のコモン・ローに基づく名誉毀損訴訟が適用され、消費者報告には相対的免責特権が付与されないというジョージア州の判例を再々確認することともなった⁶³。—

⁶³ [参照条文]の内容は以下のようになる。

① 第610条(e)項 (§1681h(e)) [消費者に対する開示の要件および形式]

消費者は、第616条及び第617条の規定する場合を除き、消費者報告機関、情報利用者又は消費者報告機関に情報を提供した者に対し、第609条、第610条若しくは第615条の規定により開示された情報を基礎として、又は消費者報告の利用者が消費者報告中の情報を理由の全部または一部として不利益取り扱いをした消費者に開示し若しくはその消費者のために開示した情報を基礎として、名誉毀損、プライバシー侵害又は注意義務違反という種類の訴訟その他の手続を提起することができない。ただし、消費者を害するため悪意または故意で提供された虚偽情報に関してはこの限りではない。

② 第623条 [消費者報告機関に情報提供する者の責任]

(b)(1) 消費者報告機関に何らかの情報を提供した者は、第611条(a)項(2)号の規定により、その情報の完全性又は正確性に関する争いについて通知を受けた場合においては、次に掲げる行為をしなければならない。

(A) 争われている情報に関して調査をすること。

(B) 第611条(a)項(2)号の規定により、消費者報告機関から提供された関連情報のすべてを検討すること

(C) 情報に関する調査結果を消費者報告機関に報告すること

(D) 調査により、その情報が不完全または不正確であることが明らかになった場合には、その者が、その情報を提供した消費者報告機関であって、全国規模で消費者に関するファイルを作成し、これを保有する消費者報告機関のすべてに対し、調査結果を報告すること。

③ 第624条 (§1681t) [州法との関係]

(b) 次の各号に掲げる事項に関しては、州法により義務及び禁止を課すことができない。

(1) 次の掲げる規定の対象となる事項

(2) 損害賠償の請求が認められ、かつ差止め命令も発給された裁判例

民事救済は損害賠償が主なものとなっているが、本件はジョージア州最高裁判所が地裁の差止め命令を支持した裁判例である。

リテイルクレジット対ラッセル事件 (Retail Credit Company v. Russel 234 Ga.765; 218 S.E. 2d 54 (1975))

原告・被上訴人：Russel(X)

被告・上訴人：Retail Credit Co., (Y)

Xは前雇主の金員を窃取し解雇されたと、事実を反することをYの作成した信用報告に記載された。Xは虚偽の記載により被害を受けたと損害賠償を求めて提訴した。Yは相対的免責特権により保護されると主張したが、地方裁判所は「虚偽の報告書に対する責任は免責されない、従ってYは特権を付与されていない」との判断を示した。陪審はXの請求する損害賠償請求を認める評決を下した。地裁は差止め命令も発給した。ジョージア州最高裁判所は、差止め命令は憲法違反の先例に該当しないとの判断を下し、原審判決を支持した。

2. 相対的免責特権が付与されている州の裁判例 - 債権譲渡に伴う信用情報の取扱い

ブルーム対I.C.システム事件 (Bloom v. I.C.System, Inc., 972F.2d 1067 (9th Cir. 1992))

公正信用報告法(FCRA)の下で名誉毀損訴訟を提起するためには、加害者側に、故意または被害者を害する意図があったことを証明しなければならないとされた事例であるが、本件では別の大きな法的問題、債権譲渡に伴う信用情報の取扱いについて参考になるので検討を行う。本件ではFCRAの他にCCPAの第1編である貸付真実法(Truth in Lending Act= TILA)及び公正債務取立行為法(Fair Debt Collection Practices Act=FDPA)も検討されているが、FCRAの部分についてのみ検討を行う。

Xは弁護士であるが、1985年に友人の訴外Aから個人的に5,000ドルの融資を受け、所有するソフトウェアの会社に投資した。Xは1986年に3,500ドルを返済した。

Aは1987年に、Aが所有する個人営業の保険代理店を法人化し、B保険会社を設立した。Bは1988年に債権回収業者であるYに債権

(F) 第623条一消費者報告機関に情報提供する者の責任。ただし、この規定は次の規定に何らの影響も及ぼさない。

マサチューセッツ州法第93章第54(A)条(a)項(1996年の消費者信用報告法が制定された日に効力を有しているもの。)

カリフォルニア州法第1785.25条(a)項(1996年の消費者信用報告法が制定された日に効力を有しているもの。)

を譲渡した。その際、Aが個人的に融資したXの債務は債権譲渡の対象にならないはずであったが、Bの従業員が誤ってXの分も入れてしまい、消費者報告機関に通知し、Xに対して督促状を送った。

XはAに連絡し、AはYに対しXの債務は誤りであるとし、Yの求めに応じて書面による説明も行った。YはXの債務について「争われている」と[信用報告]に記載し、「債務不存在の証明」をAに求めるのは不合理なことではないと主張した。

Xは1989年、連邦地裁に(1)違法な債権取立てである、(2)名誉を毀損している、としてYを提訴した。第1審ではY勝訴。Xは合衆国連邦第9巡回区控訴裁判所に控訴した。

第9巡回区控訴裁判所は(1)融資は「営業用」であること、(2)信用報告に記載したことは「悪意」あるいは「故意に名誉を傷つける」ことを証明するものではないとして、Y勝訴の原審を支持した。

本件の場合、X及びXに融資したAは債務不存在を主張しているが、Yにとってその経緯を知ることができず、BからYに法的に有効に譲渡されているため、Xの主張が認められなかった。FCRA第610条(e)項は、故意の場合には州の不法行為訴訟(本件の場合名誉毀損)を提起できるとしているが、故意が認められなかったため、名誉毀損の主張は斥けられた。

ここで問題となるのは、消費者報告の内容的に誤りがある(債務は個人的なもので、譲渡の対象にはならない)場合でも、法的に有効な契約のもとに債権が譲渡されてしまった場合にXが損害賠償請求するためには、Yの「悪意」または、「故意」を証明しなければならないという点である。

Yが、「回収すべき債権の総額は減ったけれども債権回収の手料は当初のまま維持するなど」Bに対し、「契約上の責任を追及すれば足りるのではないか」という見解もある⁶⁴。また、Aは「もともと保険代理店を個人で営業してたのであり、... 法人化の際に、純粋にパーカー(長谷川注：X)の個人的な債権債務が、代理店営業に関連する債権債務とともにパークウエスト(長谷川注：B)に引き継がれた格好になったということは考えられないことではないであろう。なぜ、こうした説明を全くしなかったのであろうか」と裁判により争点が複雑になってしまったことに疑問を呈している⁶⁵。債権譲渡に伴う情報流通の問題については、本論文の筆者が第1章で若干の

⁶⁴ 相川忠夫『クレジット研究 19号』(クレジット研究所、1998年)192頁。

⁶⁵ 相川助教授は「改正法からの考察」と題して、本件判例の中で情報提供者の義務として、1996年の改正によって、再調査に協力すべき義務(第623条(b)項)と、提供する情報の正確性に注意を払うべき義務(同条(a)項)を負うことになったと指摘している。

検討を行っている⁶⁶。

3. 情報提供者の責任 — ネルソン事件判決による検討

信用情報機関に誤情報が提供されたことにより与信が拒否された場合、信用情報機関や情報の利用者は民事責任を問われたが、情報提供者は免責されることが多かった。これは 1970 年法の下では情報提供者の責任について明文規定がなかったことも関係するが、判例・通説は「責任を問われない」とされていたことも大きい。FCRA について多くの著書がある Maurer は 70 年法の情報提供者に対する改正案を提案している⁶⁷。

その後 1996 年改正法の下で、情報提供者に責任ありと判示されたケースがあらわれた。以後に続く裁判も責任を認めるものが多くなった⁶⁸。以下に紹介するネルソン事件判決において、ヌーナン判事は新たな法律構成を提示した。

トビー・D.ネルソン対チェイス・マンハッタンモーゲージ事件
(Toby D. Nelson v. Chase Manhattan Mortgage Corp.,
282F. 3d 1057, 9th Cir. 2002))

[合衆国第 9 巡回区控訴裁判所]

[判決]破棄差戻し

情報提供者に対する請求原因の存否について争われたが、当事者は X、Y の他に、訴外として信用情報機関の A、B、X の連帯債務者 (co-

⁶⁶ 28 頁。

⁶⁷ Virginia G. Maurer & Robert E. Thomas, *Database Marketing Practice: Protecting Consumer Privacy*, 16 *Journal of Public Policy & Marketing* pp152-154(1997) では、「FCRA は、名誉毀損訴訟については免責されるという規定を設けたが、連邦法として州のコモンロー訴訟に代わる法的救済を与えた。しかし情報提供者に対しては何ら実効性のある救済手段を規定していない。」と指摘している。また、「現行(長谷川注:1970年法)FCRA は、不完全で不正確な情報提供者に対する訴訟は、消費者信用報告機関に対してのみ提起できる」と規定している。

Maurer による改正提案は「①(不完全あるいは不正確な情報の提供)の訂正や再調査の義務違反に対して責任を問う。②従前の誤情報の訂正及び通知義務に対する責任規定を設ける」というものである。

最終的には、要約すると「情報提供者は再調査義務を負う(FCRA 第 611 条)」という規定となった。

⁶⁸ Scott v. Amex / Centurion S&T, 2001 WL 1645362(N.D. Tex. Dec. 18, 2001); Thomasson v. Bank One, Louisiana, N.A., 137 F. Supp. 2d 721(E.D. La 2001)等多数。

これらと反対に、従前の判例を踏襲したものとして、Carney v. Experian Information Solutions, Inc., 57 F. Supp. 2d 496 (W.D. Tenn. 1999). が挙げられている。

obligor) で、1998年2月に破産したC、Xが新たな与信申込みを行った銀行であるDが関係したケースである。

[事実の概要]Xは、1995年2月、Yから119,950ドルの住宅ローン融資を受けた訴外Cの連帯保証人となった。Cは1998年2月15日に破産したが、Xはその後も定期的に、定額のローンの返済を行っていた。XはAにXの信用報告の調査を依頼した。それによると、「1998年2月15日付けでこの取引は破産法第7章、第11章、1及び第12章により債務を免除されている」と記載されていた。

Xは同年12月、Aに信用報告に記載されている「争いのある事実」についての調査を書面で要求した。Xは注記されている破産は連帯債務者のものであると主張し、破産関連の記載の抹消を依頼した。彼はこの写しをYに送った。翌年1月4日、Yは「破産記録を受け取った時点で、当該の信用取引が破産状態となっているということ」を注記する義務がある。この状態は借り手が現実に破産記録に登録されていることを反映しているのではなく、単にその信用取引が破産記録に影響を受けていることを述べているに過ぎない。また、信用取引は、連帯債務者の一人が破産記録に登録されても影響を受けること、また、消費者報告機関に対し、契約上当該事実を知らせることになっている」と回答してきた。

Xは引き続き与信供与を受けるのが困難な状態であった。1999年3月5日、Xは別の信用報告機関であるBから、Yの場合と逆に、「X自身が1998年8月破産」と記載された報告書を受け取った。1999年3月6日、Dは、「信用報告機関に記載されている破産記録」のために、Xのトラックローンの申込みを拒絶した。Xは、A同様、Bに対しても、この報告は争っており再調査を要求するという文書を送った。

そこで、1999年3月8日XはY(Yは、Xの三度目の訂正依頼を却下したが)に対し訴訟を提起した。ネバダ地方裁判所は2000年4月14日、Yによる請求棄却の申立てを認容した。ネバダ地方裁判所はFCRA第623条(b)項(15U.S.C.1681s-2条(b)項)は民事責任を規定していないと判示した。X控訴。合衆国第9巡回控訴裁判所(以下裁判所とする)は破棄差戻しの判決を下した。裁判所の判断は以下のようであった。

(1) FCRAの民事責任規定について

まず、消費者に対する請求原因の存否について、裁判所は以下のことを根拠に、消費者は請求原因を有するとした。まず、「金融制度は、公正かつ正確な信用報告に依存している。不公正な信用報告法は、金融制度が継続的に機能することによって不可欠な公衆の信頼を傷つける」とFCRA第602条に規定されている連邦議会の認識を示し、次にFCRAは第616条、第617条に民事責任を規定している

が、このことから議会が消費者に対する請求原因の規定を創設したことは疑うべくもないこと、その権利は「いかなる消費者に関する、いかなる義務違反に対しても、消費者が訴訟を提起する権利を有するということの意味する」とした。

(2) 第 623 条(b)項が適用される場合に民事責任が問えるか。

FCRA 第 623 条 (b) 項 [15 U.S.C. 1681s-2 条(b)項] (消費者報告機関に情報提供する者の責任) が適用される場合においても、第 616 条(故意による場合における民事責任) 及び第 617 条(過失による場合における民事責任) に定められた責任を問えるかということである。まず、裁判所は第 623 条に対する全体的な検討の必要性を示した。

(i) 第 623 条の規定の全体的な検討 ((b)項を除く)

第 623 条(a)項の解釈は単純な禁止規定から始まっている。すなわち、

(1)(A) 「何人も、消費者に対する情報が不正確であることを知り、又は意図的に情報の正確性の確認を怠る場合には、その情報を信用情報機関に提供してはならない。」

この禁止規定は、(1)号(B)において、特定の消費者から、現実には不正確であるという通知があった後に、(当該の消費者に関する) 不正確な情報を提供することを禁止することにより、強化されている。

(2)号の規定「何人も、消費者報告機関に対し、(A) 消費者との間の取引又は経験に関する情報を通常の業務の一環として定期的に提供し、かつ、(B) その者が提供した情報が不完全または不正確であると判断した場合には、消費者報告機関に対し、その者が提供した情報が不完全または不正確であると判断した旨を速やかに通知し、その情報を訂正したものを提供し、又はその情報を完全な若しくは正確なものとするために必要な付加価値情報を提供しなければならない。」

(3)号「何人も、消費者報告機関に提供する情報の完全性又は正確性が消費者により争われている場合には、その情報につき消費者が争っている旨の通知をしなければ、その情報を消費者報告機関に提供することができない」。

(4)号は情報提供者に対して、消費者との信用取引の終了を消費者報告機関に通知する義務を課しており、

(5)号は延滞となった信用取引を消費者報告機関に通知するという(4)号と類似の規定である。

本条(a)項の規定の多くは消費者保護に関するものである。疑いもなく消費者は本条(c)項や(d)項でなく、第 616 条及び第 617 条の下で、それらの違反に対する訴訟を提起することができるであろう。

(c)項は、「第 621 条 (1) 号 (B) に規定されている場合を除き、第 616 条及び第 617 条の規定は、本条(a)の規定する義務の不遵守には適用しない」と明文化された規定となっている。この条において、被害者に対し州による何らかの訴訟を可能にしている。

(d)項は「(a)項の規定する義務については、第 621 条の規定する連邦の執行機関及び職員並びに州職員のみが、同条の規定により執行する。」と規定されている。

(ii) 第 623 条(b)項の検討

本条は「第 611 条(a)項(2)号に従って、ある者(a person)によって信用情報機関に提供された情報が、完全で正確な点について争いがある」という通知を信用情報機関が受け取った後に、何が起こったかを特定している。その者(The person)、例えば、争いのある情報の提供者は、4つの義務を課されている。すなわち、

- ① 争いのある情報について調査をすること、
- ② 信用情報機関によって提供されたすべての関連する情報を再検討すること、
- ③ その調査結果を信用情報機関に報告すること、
- ④ 調査の結果その情報が不完全で不正確であった場合には、調査結果を「情報提供者が提供したすべての〔全国規模〕の消費者報告機関」に報告すること、以上の4つである。

本事件は、Y が X から「情報について争いがある」という通知を受けていたにも係わらず、それに伴う手続きを適正に行わなかったため、「X が信用供与を受けられない」という損害を受けたことに端を発している。

・第 623 条(b)項に関する Y の主張

① 第 623 条(b)項において、消費者については言及されていないので、本条項は「いかなる消費者に関する」義務を課してはいない。そこで、第 616 条及び第 617 条における民事責任規定は、第 623 条(b)項においては適用されない。

② 消費者のファイルにある情報がいつ問題となったかが特定できないので、「消費者に関して」何ら義務は存在しない。

③ 第 623 条(b)項が請求原因に関する規定を創設していないため、同条(c)及び(d)項は、同条(b)項については何ら言及していない。

・Y の主張に対する裁判所の判断

①について：Y のこの論証は表面上正しく見える。だが、それは第 623 条(b)項によって規定された手続きを開始する通知は、「消費者のファイルに含められた正確性や完全性に関する争いの通知である」という、事実を看過している。そこで、第 611 条(a)項(1)号(A)

を引用する⁶⁹。

②について：消費者のファイルにある情報がいつ正確性について争いのある問題となったかを特定できないとすることは困難である。その情報は消費者によって争われており、情報の完全性あるいは正確性は消費者の最も重要な関心事である。

③について：これに関する解釈は、連邦取引委員会 (FTC) の法廷の友 (counsel for amicus) による口頭による意見 (oral argument) の中に見出すことができる⁷⁰。

「それは法律構成から説明可能である。議会は、信用情報の提供

⁶⁹ 第 611 条 [正確性について争いのある場合の手続]

(a) 情報が争われている場合の再調査

(1) (A) 消費者が、消費者報告機関の保有する消費者ファイルに含まれている情報のある項目の完全性又は正確性を争い、その主張を消費者報告機関に直接伝える場合には、消費者報告機関は、消費者から情報を争う旨の通知を受けた日から起算して 30 日が経過するまでに、消費者が争う情報の現在の状態を再調査し、これを記録しなければならぬ。この場合、消費者報告機関は、消費者に手数料を課すことができない。

また、(3)号は、

(3)(A) 消費者報告機関は、(1)号の規定にかかわらず、消費者の主張がとるに足らないか又は関連がないと判断する相当な理由がある場合においては、同号の規定により消費者が争う情報の再調査を終了することができる。消費者の主張がとるに足らないか又は関連がないと判断する相当な理由には、争いを調査するための十分な情報が消費者から提供されていないということも含まれるものとする。

(B) 消費者報告機関は、(A) の規定により消費者の主張がとるに足らないか又は関連がないと判断をした場合においては、こうした判断をした日の翌日から起算して 5 営業日以内に、その判断を通知する書面を郵送しなければならない。ただし、消費者の承認がある場合には、他の通知方法を用いることができる。

(C) (B) の規定する通知には、次に掲げるものが含まれなければならない。

(i) 消費者の主張がとるに足らないか又は関連がないと判断する理由

(ii) 争われている情報を再調査するために必要な情報を特定する要素。情報特定の要素は、要な情報の一般的な性質を記述した書式を利用することによって示すことができる。

⁷⁰ アミカス・キュリエについて、竹内教授の解説を再度引用する。「アメリカでは、行政庁の専門的知識や行政経験が私人間の訴訟の解決に役立つと認められる場合には、裁判所も行政庁に意見書の提出を求めるし、また行政庁としてもその事件について下される判決が将来の法の運用に役立つと認められる場合には積極的に意見書を提出している。」

通常は意見書として提出されるようだが、本件では口頭での意見となっているので、実際に裁判で陳述したものと思われる。

者が（提供された信用情報に不満足な）消費者による乱訴が起きることを意図していなかったからである。従って、議会は第 623 条(a)項を規定し、政府当局に課された義務の執行権限を制限したのである。議会は、信用報告機関に、消費者及び情報提供者双方からの通知を受け取る手続を課すことにより、同条(b)項に選別(filtering)メカニズムを規定しなかった。第 611 条(a)項(3)号は「消費者による争いが取るに足りないあるいは関連がないと相当に判断する」ならば、消費者報告機関は再調査を終了することができる。」となっている。

第 623 条(b)項による手続きをとることにより、情報提供者の義務の負担を軽減する手段として、情報提供者には選別の機会が与えられるので、議会は第 616 条及び第 617 条の下での民事執行権限に何ら制限を設けなかったのである。」

(3) 裁判所の民事規定に関する解釈

この解釈は 1996 年の改正により強化された。改正前は、第 616 条及び第 617 条は信用情報機関及び信用情報の利用者に対する訴訟に対しては規定されていたが、情報提供者に対しては何ら規定されていなかった。この法律が改正されたとき、「何人」も訴訟への道が開かれたのである。(“any person” was made to open to suit)のである⁷¹。議会在「いかなる者も」という文言を入れたとき、情報提供者だけを除外することを意図したとは思われない。FCRA の法改正には目的があったはずである⁷²。

⁷¹ In general

Any person who willfully fails to comply with any requirement imposed under this subchapter with respect to any consumer is liable to that consumer in an amount equal to the sum of—

⁷² 長谷川注：FCRA1996年改正法の課題として、以下のように情報提供者の責任についての議論があった。詳細は、長谷川和子「消費者信用情報と消費者保護—アメリカ公正信用報告法（FCRA）に関するネルソン事件判決からの考察—」『横浜国際社会科学研究所 第7巻第3号』（横浜国際社会科学学会、2002年）111頁。

通過した法案は 2 つの争点で妥協点があった。改正法では第 1 の妥協点として、「情報提供者に責任を課したにもかかわらず、消費者は、消費者報告機関に苦情を申立て、情報提供者が再調査し、かつ誤りを訂正する機会を与えられた後に限り、消費者は訴える権利を有する。」と規定された。つまり、消費者は調査に関する一定の手続きを経た後でなければ民事責任を問うことができなかった。また、これらに関する行政執行も非常に限定的なものであった。第 2 の妥協点は、情報提供者の責任の負担割合に関係している。当初の法案では以下のように規定されていた。

- ① 情報提供者は、提供する情報のいかなる情報においても、「情報の正確性を最大限確保する」ための相当な手続きに従うこと、
- ② 情報提供者に対し、「不完全あるいは不正確と信ずる相当な理由」

裁判所は、FCRAの第一目的は消費者に対する民事的救済を与えることであることを再確認し、FCRAのもつ特殊な課題、つまり利益の相反する複数当事者間の責任の負担配分についての課題について言及したうえ、「被害を受けた消費者に対し何らかの民事的救済を与えるということは、不正確で不完全な信用報告から消費者を保護することが、FCRAの第一目的であると我々が理解してきたことと一致する。法律は、消費者、信用報告機関、信用情報の提供者、及び信用情報の利用者相互利益のせめぎ合いの中で、それらを反映するように極度に注意深くそれぞれのタグを引き寄せている。議会によって決定された（これら利益が相反する関係者間の）バランスを再構築し、立法府により何等限界が明示されていない訴訟の権利に、限界を定めるのは法廷ではないのである。」このように裁判所は、請求原因について、その範囲の最終的な判断を立法府に委ねた。

[解説]情報提供者の責任を認めるリーディングケースとなった裁判例である。本件ではFCRA第623条だけでなく、正確性について争いのある手続き（FCRA第611条）について、裁判所の詳細にわたる検討が行われている。また、第616条、第617条の民事責任規定について、「このことから議会が消費者に対する請求原因の規定を創設したことは疑うべくもないこと」、その権利は「いかなる消費者に関する、いかなる義務違反に対しても、消費者が訴訟を提起する権利を有するということを意味する」とした意義は大きい。

4. 不利益取扱いに関する通知義務

FCRA第615条におけるこの規定は、信用情報における正確性の確保という点で、FCRA第607条の遵守手続き規定と並んで重要な役割

がある情報を提供することを禁止すること、

③消費者が、情報の不完全性と不正確性について情報提供者に通知した場合は、当該の情報提供者に対して、その情報を他に提供することを禁止すること、

④情報提供者が、そのような情報を消費者報告機関に提供する前に、書面にて消費者にその事実を通知することを、情報提供者に義務付けること、

しかしこれらはいずれも否決され、最終的には「争いのある情報については再調査を義務づける」ということで決着した。

最終法案についての委員会報告には次のように、委員会が強い意図をもって、情報提供者は「責任を有する」と規定したことが述べられている。「委員会は、通常の業務における担当者を通じ…信用情報機関に提供された情報が、完全あるいは正確ではないことを判断し、この判断の結果を当該の消費者報告機関(複数)に伝達できる情報提供者に対し、最低限の手続きを確立するため、積極的な義務を課すことを意図した。」(S. Re. 486, 103d Cong., 1st Sess. § 50 (1993))。

をもつ。本稿の筆者は別稿で検討を行ったが再度考察を行いたい⁷³。

(1) フィスクル事件判決

FISCHL v. General Motors Acceptance Corp., 708F.2d 143(1983)

[合衆国第5巡回控訴裁判所]

[判決]破棄差戻し

このケースは「不利益取扱いを行う場合は、事故情報と利益情報の区別なく、情報を利用した者の規定に従い、開示を行わなければならない」というものである。

[事実の概要]Xは自動車(BMW)を購入するためにY(与信業者)に融資を申し込んだ。Yは融資の申し込みを拒絶するという内容の定型フォームの手紙(a form letter)をXに送付した。それには「Xの信用供与のための資料が十分でないこと、第三者の情報源から取得した情報の利用のため開示できない」という理由が記載されていた⁷⁴。XはYがECOA(信用機会均等法)、レギュレーションB、12C.F.R. §202、FCRAに違反しているとしてルイジアナ州東部地区地方裁判所に訴訟を提起した⁷⁵。

同裁判所は、「不利益情報をもとに不利益取扱いが行われた場合のみ消費者報告の利用者は通知義務を負う」としてY勝訴の判決を下したが、Xはこれを不服として合衆国第5巡回控訴裁判所(以下「控訴裁判所」という。)に控訴した⁷⁶。控訴裁判所は、Yの行為はECOAとFCRAに違反し、YがXに送った手紙の内容には誤った判断があるか、あるいは非常にあいまいな内容であること、YはXの信用報告に含まれる情報に依拠したということ、及びXの質問に対する口頭での回答はFCRAに定められた要件を充たしていないこと、以上の理由により原判決を差し戻した。

[解説]本判決は1996年改正法前のものであるが、消費者保護の視点を積極的に取り入れたように思われる。FCRAの他に信用機会均等法(ECOA)も論じられているが、FCRAを中心に検討していく。コメンタリーでは(144頁)、本件に関連した項目では以下のように言及している⁷⁷。

⁷³ 長谷川和子「消費者信用取引における通知義務」『横浜国際社会科学研究所第8巻第6号』(横浜国際社会科学学会、2004年)53頁。

⁷⁴ 情報不開示の例外規定による。

⁷⁵ レギュレーションBは、信用機会均等法を規制する行政機関規則である。

⁷⁶ 地裁では利益情報の記載もれについて「不利益取扱い」に当たらないとした。

⁷⁷ Fair Credit Reporting Fifth Edition(National Consumer Law Center, 2002)(本論文では「コメンタリー」と略称する)。全米消費者法センター(National Consumer Law Center)については、長谷川・前掲注(21)参照。

「FCRA に関する部分を中心に考察すると、会員である情報利用者が、消費者報告機関が消費者に関するファイルを有していないという理由で不利益な取扱いをした場合、(例えば、消費者に信用履歴がない場合、あるいはファイルが十分な資料とならない場合)、それでお、情報利用者は開示をしなければならない⁷⁸。FCRA が義務付けている通知はファイルが拒絶に結びついた経緯について言及する必要はないが、ECOA (信用機会均等法) が与信者に拒絶の理由を特定することを義務づけている⁷⁹。」ということおよび、「報告は情報利用者の不利益取扱いの唯一の根拠である、若しくは主たる根拠である必要はない。不利益取扱い決定の根拠の一つであることが要件となる (第 615 条(a)項; FTC(連邦取引委員会) 公式注解第 615 条 項目 14)」⁸⁰。

判決文では FCRA の通知義務の基本をなす部分を引用し、情報の利用者 (与信業者、保険会社、若しくは雇用者) が、不利益取扱いを行う場合には通知義務がある、また報告書を作成した消費者信用報告機関の名称および住所も知らせるべきであるとした。なお、本判決では「資料が十分でない」こと、および「情報の性質」について、具体的に例を挙げた表現方法を示しており、解釈をより明快にしている⁸¹。

次に、複数の関連会社で信用情報を共有している場合、通知義務はどこが行うのか、全社に要求されるのか、それとも一社だけでよいのか、もしそうだとすれば、何を基準に義務を負う会社を特定するのが問題となるケースを検討する。

(2) ラズィロフ事件判決(2003年)

Razilov and Lapham v. Nationwide Mutual Insurance Co. a nd

⁷⁸ 判決文の中では—Use of such generic descriptive terms as “insufficient credit references” or “insufficient credit file” are not sanctions by the Federal Trade Commission and the Justice Department absent an explanation by the creditor of the manner in which the credit reference or file was insufficient.連邦取引委員会や司法省の解釈として、このように開示するときは “insufficient bank reference” と開示すべきであり、“insufficient credit reference” は認められないとする。

⁷⁹ ECOA の方がより厳格な規定となっている。

⁸⁰ 連邦取引委員会公式注解第 615 条一項目 14.消費者報告の一部に基づいた不利益取扱い「第 615 条(a)項に規定する通知は、消費者報告の一部のみに基づいた場合でも通知を発送しなければならない。」

⁸¹ 「不十分」の定義については、長谷川・前掲注(47)参照。また、与信業者は申込者に不利益取扱い等について具体的に述べる必要はない。「情報の性質」とは、例えば不利益取扱いの理由が居住年数に関係するときは、その理由として「居住年数が短すぎる」と記述するのではなく、「居住年数の長さ」と明記すればよいとしている。

Allied Group, Inc. 242 F. Supp. 2d 977(2003 年 1 月)

[オレゴン州連邦地方裁判所]

[判決]一部認容一部棄却

[事実の概要] 1999 年から訴訟提起時まで、X1、X2、X3、X4 が、Y1 と Y2、およびその関連会社 A(訴外)に対して、YらがXらに対して不利益取り扱いを行った(具体的には、信用報告にある情報に依拠して自動車保険の手数料の割増しを行ったとしている)にもかかわらず通知を怠ったため、Xらは被害を被った。XらはYらがFCRAの下での通知義務に違反したとして、Yらに対し損害倍賠償、懲罰的損害賠償および弁護士費用を請求する訴訟を提起した。

Yらは、Xらの訴訟の却下を申立てたが、2002年3月Yらの申立ては却下された。同年7月X1は最初のサマリ・ジャッジメントの申立てを行った⁸²。同年8月X1とX2は、X3とX4を原告に加え、Y2を被告に加える修正を行った。Y1はサマリ・ジャッジメントの申立てを取り下げた。まもなく、X2は自発的に請求を取り下げた。同年9月、Yらはサマリ・ジャッジメントの再申立てを行った。Yらが申立ての根拠としたのは以下の3点であった。

- ① Y2は保険引受会社ではなく持株会社なので、FCRAの下での責任がない。従って、法律問題としての「不利益取扱い」を行うことは不可能であった。
- ② X1は、Y1の(保険)証書を有していないこと、およびFCRAに規定する被害をY1に対し公正に追及することはできないので、Y1に対し訴訟を提起することはできない。
- ③ X3及びX4はテキサス州の住民なので、Y1に対し訴訟を提起できる裁判管轄外にある。

Xの主張と、Yらの申立ての内容から争点を簡潔にまとめると次のようになる。①YらがFCRA第615条に規定する不利益な取扱いをした場合、消費者に通知しなければならない業者に該当するかどうか(FCRAに定義される保険会社かどうか)、また②XらがYら各社

⁸² サマリ・ジャッジメント(summary judgment)について、浅香吉幹『アメリカ民事手続き法』(2002年、弘文堂)96頁によると「トライアル前の段階であっても、重要な事実に関する真正の争点(genuine issue of material fact)がない場合には、トライアルでの事実認定を行う必要もなく、当事者の申立に基づき、裁判所が法的判断をするだけで終局判決を下すことができる。これが、サマリ・ジャッジメント(summary judgment)である。(民訴規56)」と解説されている。「略式裁判」の訳語は使用されていない。田中英夫『英米法辞典』にも、「『略式裁判』という訳は、『略式手続』を想起させるなど、summary judgmentと異なるイメージを与えるので、避けたほうがよい」とコメントされているので、本件ではサマリ・ジャッジメントと表記している。

から不利益取扱いの通知を受けなかったことによる損害を証明できるか、③裁判管轄内にあるかの3点が争点になっている。

オレゴン州連邦地方裁判所(以下「裁判所」という。)のブラウン裁判官は、FCRAの条文のみならず、辞書(Marriam-Webster's Collegiate Dictionary 10th ed., 1998)の意味を引用しながら文言の正確な意味を確認し、立法経緯並びに連邦取引委員会のコメントリー等を参照した詳細な検討を行い、判決を下した。

裁判所はまず、第604条(報告の許される目的)を挙げ、同条(a)項(3)号(C)は保険業者に関する規定であることを確認する⁸³。次に、第615条の(a)項及び同条(b)項に規定されている通知義務について述べている。そして、同条項は「同様に、親会社・子会社から提供された情報に基づいて不利益取扱いを行う場合はFCRAの通知義務を負う」との判断を示し、不利益取扱いの定義は、第603条(k)項に規定されていることも併せて述べている。

そこで争点となった3点について詳細な検討がなされているので以下にその概要をまとめる。

一. 裁判所に提出された書面からは、Y2がXらに不利益取扱いを行いFCRAの規定する通知義務を怠ったかどうかと結論を下すことはできない。

(裁判所は、Y2はY3が発行した自動車保険証書を引き受け、消費者信用報告に基づいて保険のスコアを利用したと推定する。「...証拠事実からみて、Y2に関する被告らの再申立ては却下する。」としている。従って、Y2は争点①のFCRAに定義される保険会社ではないというYらの主張は認められなかった⁸⁴。)

二. X1はY1に対し、この訴訟の請求原因を有しない。この点の検討事項として以下の4つが挙げられる。

i FCRAの明快な文言や経緯に従うと、保険に関係する「不利益取扱い(take adverse action)」とは、保険業者が保険の申し込みを拒絶する、取り消す、保険料を増額する、あるいは不利な条件を課す、あるいは保険金額を減額するということである⁸⁵。

⁸³ (a)項 消費者報告機関は、次の各号の規定する場合に限り、(c)項の規定による、消費者報告を提供することができる。

(3) 消費者報告機関が、消費者報告を取得するものは次のいずれかの者であると信じる理由がある場合

(C) 消費者に係る保険契約に関して情報を利用する意図を有する者

⁸⁴ Y2のグループに入っている訴外A(Y1とY2両社の子会社である)が、Xらに対し保険料率を調整したのは争いのない事実であるが、Xは信用報告に含まれる情報に依拠して不利益取扱いを行ったという事実証拠を提供できなかった。

⁸⁵ —takeの辞書的な意味も加味して検討しても、FCRAはあいま

ii 不利益取扱いの行為を行う決定にわずかに参加 (mere participation) するだけでは不十分である。(裁判所は一つの不利益取扱いに関してそれに関わる複数の者が FCRA に規定する通知を消費者にする必要はなく、主な当事者が通知すればよいとの判断を示している。)

iii 連邦取引委員会の FCRA に関する注釈には (本判決に) 反するものがない。

(FCRA の文言はあいまいではないと結論づけたが、考察をさらに完全にするために連邦取引委員会の注釈も確認した結果であるとしている。)

iv FCRA の立法経緯からみても本判決に反するところはない。

(FCRA1996 年改正法は、「『消費者報告利用者の義務』を規定した第 615 条 (a) 項及び同条 (b) 項の改正、さらに第 603 条 (k) 項『不利益取扱い』の定義を追加したところが、最も顕著な改正点であった」と指摘している。)

三. 当裁判所は X3 及び X4 に対し領域管轄権を有する。

このように裁判所は Y らの再申立てに対し、一部を認容、一部を棄却した。

[解説] 本件の最も大きな課題は (1) 親会社・子会社間の情報流通の問題である⁸⁶。消費者からみると、Y らの資本提携関係及びそれぞれの業務がわかりにくいところがあるのではないだろうか。裁判所は「一つの不利益取扱いに関してそれに関わる複数の者が FCRA に規定する通知を消費者にする必要はなく、主な当事者が通知すればよい。」との判断を示しているが、消費者には複数の相手方のどの者が主な当事者か判断が難しい場合もあると思われる。

判決文には「Y2 はウェブ上にホーム・ページ (www.alliedinsurance.com) を有し、“myAlliedPolicy.com” のウェブサイトからは保険加入者がアクセスして自己の現在の情報を確認し、保険料を自動的に支払うことができるようになっている。」ことが明記されている。しかし、「Y2 は持株会社で、オレゴン州では保険取引をする保険会社として公式に認可されていない」のである。

いではないと結論づけることができる。これに関し先例として *Obabueki v. Int'l Business March Corp.*, 145 F.Supp.2d (S.D.N.Y. 2001) を挙げている。このケースは保険ではなく雇用に関する不利益取扱いであるが、不利益取扱いの定義として、第 604 条 (報告の許される目的)、及び第 603 条 (k) 項 (1) 号 (B) (ii) が関係してしてくるとする。

⁸⁶ CCGCCH の解説 (¶ 51,820) の冒頭では「保険会社は FCRA に違反していなかった。直接の関連がないため」(“Insurance Co. did not violate FCRA, No Direct Connection”) という見出しがあるが、判決からそのように単純に断定できるかは疑問が残る。

他方、ネーションワイドはオレゴン州で公式に認められた保険会社であり、保険取引を行いホームページ（www.nationwide.com）を有し、“MyNationwide”のウェブサイトからは保険加入者に対しネット上の様々な取引ができるようになっている」という。両社の詳しい業務分担については省略するが、本件では保険証書を発行しているのが訴外Aとなっているので、より複雑になっている⁸⁷。

(2)次に被害を受けた（現実損害には精神的苦痛も含むとされているが）ことを証明する困難さについてである。裁判所は、Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U.S. 555,560(1992)のケースを引用し、原告は以下の立証責任を負わなければならないとした。すなわち、①原告が被害を受けて苦しんでいること、②原告の損害と被告の行為に相当因果関係があること、③損害が有利な決定（favorable decision）により損害賠償が受けられること、の3つの要件を充たさなければならない。さらに、裁判所は「Yらのサマリ・ジャッジメント申立てに対し、Xは、ただ主張するだけでは弁論を終えることができない。サマリ・ジャッジメントの申立てに対し、真実を証明できるような宣誓供述書の提出、若しくは他の明確な事実証拠に基づいた陳述がなされなければならない。」と結んでいる。FCRAは厳格責任を課していないため、本件の場合、原告らが損害の立証責任を負うことになる⁸⁸。なお、本件に限ったことではないが、原告が受けた損害の立証が困難であることは学説でも指摘されている⁸⁹。

第6節 FCRAにおけるEU諸国との調整—セーフハーバー原則を中心に

これまでは、アメリカ国内における信用情報保護法制の問題を考察してきたが、対外的な調整について若干の検討を行いたい。アメリカは独自に消費者信用報告産業を発展させてきたことは既に述べた通りであるが、この点につき堀部教授は「アメリカにおける議論や考え方は、世界各国に非常に大きな影響を与えることになった。

⁸⁷ 判決文の中に「ネーションワイドは、オレゴン保険部門と共に、アライドによって所有されている会社（ネーションワイド及びAMCOを指すが）に対し、個人の保険料の枠内での割引に対する財務的安定のために、保険料率の変更を提示した。」という記述がある。

⁸⁸ FCRAに厳格責任の規定がないことについては、裁判例（Guimond v. TransUnion CreditInfo. Co., 45 F. 3d at 1333.）でも述べられている。

⁸⁹ 例えば、坂東俊矢「アメリカの消費者信用情報機関とその法規制—情報の正確性に関する注意義務についての裁判例を中心に—」植木＝木村他編『クレジット法の理論と実際』（信山社、199年）394—395頁。

1960年代から多くの議論が交わされるようになったヨーロッパ諸国等では、1970年代に入ると、プライバシー保護やデータ保護を目的とする法律が次から次へと制定されるに至った。」とアメリカのFCRAを発端として1973年にスウェーデン、1977年に西ドイツ、1978年にフランス、オーストラリア等、1984年にイギリスと、ヨーロッパ諸国等においてプライバシー保護法が制定されるようになったことを挙げる⁹⁰。しかし、このことが、「皮肉にも情報産業で圧倒的な優位を占めているアメリカにとっては、大きな脅威となってきた。アメリカには、全地球的な規模の通信ネットワークが存在し、その所有者である企業は、ネットワークを通してヨーロッパの市場を席卷している。」として、これらヨーロッパ諸国等のプライバシー保護法が、多国籍企業の活躍とその通信ネットワークの存在の生み出す利益がアメリカの経済的利益を侵害するおそれが出てきたために、両者の間で利害が対立するようになったことを指摘する。

この利害関係の調整を委ねられたのが経済協力開発機構（OECD）で、1980年に「OECD理事会勧告」（正式名＝プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告）を採択した。その後、1995年にEUデータ保護指令が出され再度、アメリカのデータ保護に関する対外調整が問題となった（この間の詳細な事情については、堀部教授を初め多くの研究者の文献があるので詳細は省略する）。

しかし、以下に述べるようにFCRAについてはセーフハーバー交渉を通じて、当初の懸念が払拭されて一応の決着をみることとなった。

1. セーフハーバー協定の概要

EUのデータ保護指令については、いくつかの論文が発表されており、セーフハーバー原則についても詳細な検討がなされている⁹¹。本節では信用取引、とくに消費者信用情報保護の観点から検討を行う。

まず、全体の概要をみてみよう。EUデータ保護指令は、EU加盟国がEU圏外へ個人データを伝送（transfer）する場合、相手国が「適切（十分と訳してある場合もある）な水準のプライバシー」を保障していることを求めている。アメリカのセーフハーバー交渉につい

⁹⁰ 堀部政男「信用調査」加藤一郎＝竹内昭夫編『消費者法講座第5巻 消費者信用』（日本評論社、1985年）214－216頁。

⁹¹ 藤原静雄「諸外国における個人情報保護法制の動向—2000年12月」ひろば54号（2001年）11頁以下。条文については庄司克宏訳「EUにおける個人データ保護指令—個人データ保護と域外移転規制—」『横浜国際経済法学第7巻第2号』（横浜国際経済法学会、1999年）143頁以下参照。

て藤原教授は、「アメリカへ流通する身元確認情報等(例えば乗客の個人情報)について、アメリカの商務省が作成する Privacy Principles を産業界が遵守していれば、25 条法違反にはならない(『十分な』プライバシー保護を行うとみなされる)という Safe Harbor (安全な港、避難港)をめぐる交渉である」とする。そして、「形式的には指令 25 条 6 項に基づく十分なプライバシー保護の保障の認定作業である。実務的には、アメリカ企業がセーフ・ハーバーに参加することを決定した場合には、商務省に確約書を送付し、商務省は参加リストと確約書を保存し、ウェブ・サイトに載せるという形がとられることとなる。」と解説している。

2. FCRA とセーフハーバー協定

(1) 問題の所在

セーフハーバー協定は、当初幅広い業務を行っているアメリカの消費者信用業界をはじめとして、各企業から強い懸念が示されたのであった⁹²。当時はセーフハーバー協定の存在が、ヨーロッパとの情報の流通の自由を脅かすと考えられ、消費者信用業界のみならず、クレジットカードでの決済が主となる航空業界等にとっても強い脅威となった。そこで、上記に述べたようにアメリカへ流通する身元確認情報等について、商務省が作成する Privacy Principles を産業界が遵守していれば、25 条法違反にはならない…」ということで決着をみたわけである。

また、信用報告との関係で、アメリカにおけるセーフハーバー協定の問題の所在を岡田教授は以下のように指摘している⁹³。「…セーフハーバーというインターフェースを設けたところで、アメリカには公正信用報告法(長谷川注:FCRA)の消費者報告機関(consumer reporting agency)が該当する様々な機関が存在して信用報告を発行している。消費者報告機関は幅の広い概念で、消費者信用情報を扱う機関だけでなく、消費者に関する他の情報を扱う機関も含まれている。」として、消費者報告機関の幅広い活動が EU の懸念につながることを指摘する。さらに、「EU と取引を行う企業のセーフハーバーへの登録は任意であるが、民間企業の自主規制を維持しながら消費者報告機関がプライバシーを侵害しないことを保障するためには、消費者報告機関の活動について一定の法的規制が必要になること、またこの規制はアメリカの法体系の中で行う必要があることから、FCRA がセーフハーバー協定との抵触を完全に払拭できない場

⁹² 具体的な懸念については長谷川修士論文 86-88 頁参照。

⁹³ 岡田安功「セーフハーバー協定と公正信用報告法」『クレジット研究第 29 号』(クレジット研究所、2003 年) 154 頁以下。

合に、EU からアメリカへの個人データの伝送について問題が生ずることを指摘している。

(2) セーフハーバー協定とアメリカ国内法の調整 - FCRA 第 604 条の問題

第 603 条(d)項と第 604 条の関連について若干の補足説明を行う。判例・通説において第 604 条が第 603 条(d)項の補充規定とされているが、第 604 条の規定が交渉の過程で問題となった⁹⁴。岡田教授は、商務省の覚書が FCRA 第 604 条の懸念を払拭するために法的根拠を示した部分を訳出している⁹⁵。覚書ではまず、1996 年の改正法の内容を説明し、FCRA がセーフハーバー原則に抵触しないことを強調した上で、「B 明白な法的根拠」の上で理論を進めている。詳細は岡田教授の論稿に委ねるが、岡田教授が「個人データ保護指令が出されたとき、EU と個人データの保護方式が異なる国はこの指令の第三条項をかなり深刻に受けとめた。」しかし、「この指令の思想的根拠をさかのぼると、1980 年の個人データの保護指令に関する OECD の理事会勧告に行き着く。」とし、「アメリカのプライバシー保護制度も思想的根拠としてこの理事会勧告を EU と共有する。」こと、「個人データの保護水準が異なる国々がそれぞれの国の事情を尊重しながら時間をかけて互いに時間をかけて歩み寄ることがこの勧告の趣旨だった。」として、「セーフハーバー交渉の難航」も FCRA に対する欧州委員会の懸念の表明も「OECD 理事会勧告の実践そのものだった。」として、最終的には当初の懸念が払拭されて決着したことを述べている⁹⁶。

第 7 節 小括

アメリカにおいて信用取引法が最初に制定されたのは、20 世紀初め、良心的な貸金業者が市場に参入させるための小額信用法であった。その後ローン・シャークと呼ばれる暴力金融業者が現れ、長い間消費者は信用供与を受けるのに困難な状況にあった。信用報告産業は 19 世紀半ばくらいから台頭してきたが、売主信用と貸主信用の

⁹⁴ 岡田・前掲 159-161 頁。

⁹⁵ 商務省の覚書(2000 年 7 月 14 日)は、A プライバシー侵害による損害賠償、B 明白な法的根拠、C 合併・吸収から構成されている。

⁹⁶ 岡田教授は adequate の訳語として「適切な」という表現を用いている。adequate が同等以上の水準を要求するのであれば「十分」という訳語の方が望ましいが(指令が出された当初は事態を深刻に受けとめて「十分な」という訳語が使われた)、その後の交渉、とくにセーフハーバー協定の締結等を考慮すると「適切な」という訳語のほうが現状をうまく表現できるとしている。

いずれも貸し倒れリスクを軽減するために信用情報を収集した。初期は消費者のみでなく、中小の商工業者も調査対象としていた。

その後、全国を網羅した効率的な情報システムの必要性から信用報告機関のシステムが作られていった。しかし、信用調査の過程では多くの誤りが含まれていた。情報収集は低コストで行われ精査されることがない、また情報主体の近隣の人々、職場の人々の評判等主観的な情報も報告されたため、与信を拒絶された人のなかには州法の名誉毀損訴訟を提起するものが出てきた。ただし、州の名誉毀損法は厳格責任を課していたため、商業上の必要性から一定の要件の下では相対的免責特権が付与され、免責されるとしていた。

アメリカはイギリスの名誉毀損法を全面的に継受したが、相対的免責特権の付与、特に信用報告機関についてはイギリスとは異なる方向を辿った。イギリスは信用報告機関に相対的免責特権を認めなかったが、アメリカはジョージア州、アイダホ州の二州を除き、ほとんどの州が認めていた。とくに権利行使の濫用と受忍限度の比較考量テストにより、報告機関の免責を広く認めようとするスミスの論文(*Conditional Privilege for Mercantile Agencies*, (1914))が発表された1914年以降は、当時の産業振興策という時代背景もあり、ほとんどの裁判所は信用報告機関に相対的免責特権を付与する判断を示した。

相対的免責特権が認められない場合は、「規定された範囲外に公表した、または特権行使濫用の場合」である(プロッサー『不法行為法第5版』(私的事項に関する私的公表(私的刊行物)に関する相対的免責特権の濫用)として、「私的」という範囲に限定されている)

従って免責要件を充たしているとみなされる場合、プロッサーによれば、裁判所の見解は大きく(1)相当性と(2)誠実性の二つに分けられるとする。(1)相当性はさらに①合理的かつ正当な目的がある場合、②悪意、悪意的あるいは悪意の意思の存在、③故意の動機の存在と3つに細分化されるとする。これらの見解は最終的には第二次不法行為法リステイメント第600条(虚偽の認知あるいは真実に対し不実の可能性を意に介することなく無視した場合)及び第603条(特権の目的)に規定されることとなった。

裁判において、相対的免責特権を無効にするためには、信用報告機関に悪意があったこと、商取引上無関係な第三者に情報を開示したことを消費者が証明することであった。しかし、業者間のトレードシークレット契約のため、消費者は信用報告の開示を請求することができず、誤った報告書のために消費者が救済されることは稀であった。とりわけ、悪意の定義が明確でないために、それを証明しなければならぬ消費者のみならず、判断を下す裁判所も苦渋の選択をしなければならない場合が多くあった。

しかしながら、1960年代後半に消費者信用保護法（CCPA）が制定され、信用報告機関を規制するために公正信用報告法（FCRA）が制定されて消費者救済の道が開かれた。FCRAは、信用報告産業の利益と、プライバシーの侵害及び誤った報告書による被害から消費者を守る、という二つの二律背反する目的に最適な衡量を与えるために作られた法律であるとされている。

FCRA第602条には「金融制度は公正かつ正確な信用報告に依存している。不公正な信用報告方法は、金融制度が継続的に機能することによって不可欠な公衆の信頼を傷つける」と規定される連邦議会の認識が示されている。

民事救済の最も中心的な部分は第607条の遵守義務規定である。情報収集・蓄積・流通いずれの段階においても誤りが生ずることは避けられないため、遵守手続を守っていれば、責任を問われないとされた。ただし、消費者から誤りを指摘された場合は再調査義務を負い（第611条）、調査の結果必要に応じて、訂正、あるいは削除が義務付けられた。

FCRAは立法経緯から、議会と業界の妥協の産物という側面も否定できず（立法化するために、議会が譲歩する形となった）、開示を条件として名誉毀損訴訟、プライバシー侵害又はネグリジェンスに基づく訴訟その他の手続を提起できないとされた（第610条(e)項）。また、FCRA制定時と異なり、情報提供者も1996年の改正で民事責任を問われることとなった。さらに正確性確保のための通知義務（FCRA第615条）の規定は、法的救済を求める消費者にとっては出発点となるものとして捉えられている。なお、与信拒絶理由についての開示は、第4章で記述したフィスクル判決では、情報そのものでなく、「資料が十分でない」、「情報の性質」についての具体的な表現が例示されている。

今後与信業者、情報提供業者の側も企業の吸収合併等により、情報の管理がより煩雑になっていく（例えば企業財産包括譲渡等の問題等）ため、責任の所在も不明確になりやすい。本稿で検討したラズィロフ事件判決で、裁判所は一つの不利益取扱いに関して、それに関わる複数の者がFCRAに規定する通知を消費者に出す必要はなく、主な当事者が通知すればよいとの判断を示した。しかし、「主な会社」に関する具体的な規定がない。

しかし、損害については、連邦最高裁の判例（*Lujan v. Defenders of Wildlife*, 504 U.S. 555, 560 (1992)）準則を適用し、原告の証明が認容されず、請求は棄却された。

学説は消費者保護規定を強めるという点においておおよそ一致した見解をとっており目指す方向に共通性がある。しかし、実務的側面が強い分野であり、純粋な法理論では片付けられないところが、

本論文で検討した裁判所の判断に現れている(例えばネルソン事件判決において示された、利害関係を有する当事者間の利益均衡の問題等)。

1970年に成立したFCRAは、1996年に大改正がおこなわれた。さらに2003年にFCRAの改正法であるFACTA法が成立した。そこで、FCRAの抱えるいくつかの問題点(開示手数料の無料化、通知義務、情報提供者の責任、出訴期限等)は明文化されることにより、一定の解決をみた。とくに出訴期限(FCRA第618条)の起算点について改正前は、下級審において判断が分かれていた。連邦最高裁はアンドリュース事件において、責任発生の日から2年との判断を示していたが、本人の認識しないところで、被害が発生する場合が多いため立法的解決を図ったと思われる。そこで、起算点については二つの規定、つまり責任を知ったときからは2年、責任が発生したときからは5年と、原因別の出訴期限を規定した。

しかし、州によってはFCRAの規定よりもより強い消費者保護規定を設ける場合もあり、FCRAとの優先関係が問題とされる。本章で検討したジョージア州の近年の裁判例(Eddie Lee Johnson III v. CitiMortgage, Inc., 2004)のように、条項によってはコモンローの規定の方が優先されるとの判断が示されることもある。

本章の最後にFCRA制定による意義を簡単にまとめる。すなわち、コモンローの名誉毀損法による救済に比して、FCRA制定による民事救済は、以下の四点で意義あるとされている。

まず、消費者にとっては(i)コモンローの厳格で複雑な、過失(culpable behavior)の要件を緩和し、(信用報告の被害者である)原告の証明負担が軽減されたこと、そのため(ii)被害者救済の可能性が高まったこと、(iii)(社会的によい評価を保つという)情報主体の権利保護が、名誉毀損法より厚くなったこと、そして信用報告業界にとっても、(iv)(憲法上の)商事的言論の自由における限定的な解釈よりも広範な保護を受けられるようになったという四点である。

第5章 総括

第1節 まとめ

本論文では、第1章から第4章まで消費者信用情報保護の比較研究を行ってきた。日本における消費者信用情報保護法制確立の必要性は早くから提唱されていたが、本論文では検証した結果をふまえ、あらためて立法化の必要性を確認した。そこで、立法化の提言に向けて、さらに信用情報取引分野で先行しているアメリカの法制を中心に比較法的観点より考察を行った。

具体的には、まず、第1章において日本における消費者信用情報保護法制を検討し、第2章でアメリカにおける消費者信用情報保護法制を概観した。第3章でアメリカ法であるFCRA制定前の、COMMONローにおける消費者信用情報保護法制の分析、第4章ではFCRAの立法経緯および、FCRAの解説と裁判例の検討を行った。とくにFCRAにおける①開示手続き(第608条・609条・610条・612条)、②遵守手続き(第607条)、③情報の正確性について争いのある場合の手続(第611条)、④消費者信用報告利用者の義務(第615条)、⑤消費者信用報告機関に情報提供する者の責任(第623条)、⑥出訴期限(第618条)等についてである。これらは日本における立法化を検討する過程において参考となった。

それは次節において明らかにした提言、すなわち、1. 情報収集、特に間接収集における通知規定の明文化の必要性、2. 信用情報機関における登録内容及び登録期間の見直し、3. 同意に関する義務規定の明文化[(1)本人からの同意取得の義務付け、(2)約款記載条項に関する説明義務]、4. 開示義務の明文化、5. 情報提供者の責任、6. 消費者の責任の形であらわれている。

いずれも規制を強化せよということではなく、考察の結果として、不明確な準則も含めルールを明らかにし、包括的な消費者信用情報保護法の制定を提言している。公正、透明、理解が容易である法律によって規律されれば、事業者、消費者双方の責任が明確となり、(広義の)取引の円滑化を促し、国民経済社会の発展に結びつくものと考えられる。

第2節 立法化に向けての提言

1. 情報収集、特に間接収集における通知規定明文化の必要性

まず、情報の収集の第一段階で、与信申し込みの際本人から直接情報を収集する場合及び契約成立後、取引事実の記録については、適正な取り扱いが行われていれば、正確性の確保はさほど問題がな

いといえる。

しかし、間接収集、すなわち第三者から得た情報、あるいは官報などによる公的情報の収集(新聞記事からの収集も含む)については、本人に収集内容を通知して確認をとる等厳格な手続きが規定される必要がある。そうすれば大阪地判平成2年5月21日判時1359号88頁のように、破産情報が誤って登録された場合でも早期に被害を防止することも可能であったと思われる。

収集方法の規定についてみると、現在のところは個人情報保護法(以下「保護法」という)17条及び18条1項の規定が該当する。保護法17条は「個人情報取扱い事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」、法18条1項は、「個人情報取扱い事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表しなければならない」とされているが、これらは直接取得に関する規定である。

保護法の規定はいわば「ミニマム・スタンダード」に過ぎず、信用情報の場合はより具体的に規定する必要があると思われる。間接収集の規定は、現在のところ日本工業規格(JIS)の「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」(本論文第1章(注)8)(JIS Q 15001)にあり、本人以外から間接的に収集する場合には原則として本人の同意を得ることを要求している。そして、①その情報の提供者があらかじめ本人から情報提供に関する同意を本人から得ている場合、②情報処理を委託するなどのために個人情報を預託する場合、③本人の保護に値する利益が侵害される恐れのない収集を行う場合、これら3つの例外に当たる場合をのぞき、直接収集の場合とほぼ同様の事項を本人に書面等で通知し、本人の同意を得ることとされている(JIS15001「4.4.2.5」(「旧通産ガイドライン」もJIS15001同様の内容を持ち、原則として本人の同意を取得することを要求していたが、保護法の制定・全面施行に伴って、2005年3月31日に廃止となった)。

そこで、個別法立法化の際にはJIS Q15001を基本に、さらに本論文で検討したFCRA第615条の通知システムを参考に規定した内容を具体化することが適切と思われる。特に、不利益取扱いの通知は必ず義務づけられる必要があると思われる¹。

¹ FCRAに規定されている通知は、①消費者の権利の要約、②不利益な取扱いに関する通知、③ある状況のもとで、消費者報告が要求されようとしていることについての通知、④消費者報告が要求され、あるいは利用されているという通知、⑤再調査の結果消費者のファイルから削除された情報が再び挿入されるという通知、の5類型がある。

FCRA で確立されている通知システム 5 類型のうち、とくに、① 消費者の権利の要約、② 不利益な取扱いに関する通知、⑤ 再調査の結果消費者のファイルから削除された情報が再び挿入されるという通知(この場合は収集した情報の内容について本人と情報保有者との間に争いがある場合)の 3 類型が参考になるのではないかと思われる。なお、この手続きのプロセスについては本論文第 4 章ネルソン事件判決の中で詳しく述べられている。

また、すべての異議申し立てについて対応するのではなく、FCRA 第 611 条 (a) 項(3)号 (A) は「消費者の主張が取るに足らないか又は関連がないと判断をする相当な理由がある場合においては、同号の規定により消費者が争う情報の再調査を終了することができる。」として、その中には争いを調査するための十分な資料が消費者から提供されていない場合も含むとされている。

そこで情報の正確性を確保するための通知システムの順序としては、(ア) 間接収集した情報を本人に通知する、(イ) 本人からの異議申立(情報内容に誤り、あるいはその他の理由で)、(ウ) 確認のための調査を行う、(エ) 訂正または削除、場合によっては情報提供の差し止め²、(オ) 適正な情報であることを本人が確認する、となる。

2. 信用情報機関における登録内容及び登録期間見直しの必要性

日本における信用情報機関は、アメリカの信用報告機関と異なり、情報の売買でなく、会員からの照会に対する回答が主な業務であるため登録内容はある程度限定されている。

そこで、日本における信用情報機関で登録される事故情報をみると、各信用情報機関により多少の相違がある(本論文第 1 章注(52))。全銀協は、「延滞、延滞解消、代位弁済、代位弁済後完済、強制回収、強制解約、第 1 回目不渡り、取引停止処分、保証履行、求償債権完済、強制退会」、シー・アイ・シー及びシー・シー・ビーは異動情報(延滞、延滞解消、延滞後解後解約)のみとなっている。また、全情連は「延滞、延滞解消、債権回収、債務整理、破産申立て、特定調停、民事再生」である。シー・アイ・シーは売主信用供与業者が会

とくに間接収集についてみると、公的情報および第三者から得た情報は誤情報となる場合が多いため、FCRA においては直接取得する情報より厳格な手続が規定されている。例えば、第 615 条[消費者報告利用者の義務]の、(b)項(2)号(C)(ii)で、不利益取扱いの通知は直接取得する事実情報及び消費者報告に対しては免除されているが、主観的な評価も含まれる消費者調査報告は通知の該当事項となっている。

² 差止めの裁判例としては、本論文第 4 章、リテイルクレジット対ラッセル事件(1975 年)参照。

員の中心で異動情報に限定した交流を行っているため、貸主信用供与業者が会員の中心である全情連よりも登録内容が限定されている。

また、登録内容と期間については人権侵害の虞れがあるとする批判がある³。また、事故情報として登録される、延滞、延滞後回収、代位弁済、不渡り、その他行方不明、他人名義利用、示談、法的処理、弁(弁護士)扱い、差押え、破産などは、全与信業者からの拒絶要因となりうる。このことは消費者の経済生活そのものを危うくするものである。以上のことから、登録内容は信用取引類型(売主信用、貸主信用)別に最小限の情報に限定すべきであろう。

とくに、登録内容で紛争が多い「代位弁済」、「代位弁済後完済」については、抗弁事由があつて支払いを留保していた結果代位弁済となったケース(東京地判平成9年9月9日金法1516号54頁)と、延滞後完済したケース(大阪地判平成17年2月3日金判1221号51頁)とでは、抗弁の有無という点で事由が異なる(権利の争いの有無)にもかかわらず、同じ項目で登録されるというのは問題があると思われる。取引履歴の重要性にかんがみ、法的原因別に細分化した登録内容にすべきである⁴と考える。

また、事故情報の登録期間については情報交流が行われていることを考えると、5年7年は長すぎるという見解もあるが、これも事故情報の内容により、1年、3年、5年、7年と細分化し、単なる延滞事故等の情報の登録機関は短くしてもよいものと思う。さらに、次に述べる登録内容と同様、登録期間も事前に消費者に説明することを義務付けることが必要である。

3 同意に関する義務規定の明文化

(1) 登録事項に関する本人の同意

同意について、裁判例では現在のところ黙示の同意も含むとされているが⁵、本人から明示の同意を取得すべきである。登録内容について2ですでに述べたが、本人に十分な説明を行う(2)とも関連す

³ 植田勝博「個人の情報人格権と情報支配権」(判批)判評389号171-178頁。

植田論文は、「官報などに掲載される禁治産、準禁治産情報も、金融業界にオープンにし続けられることは人権侵害につながる虞れも高い。」という。

⁴ 植田前掲論文は、「延滞後完済は、義務を完了しており、示談、法的処理、弁護士扱い、差押えは権利の存在に争いがあるものが多数あり、示談、法的処理、弁護士扱いにより債権消滅の解決がなされていれば事故とすべきではない。個人の裁判を受ける権利を抑圧する虞れが高い。差押えも最終支払不能と認定できるものに限定されるべきである。」とする。

⁵ 大阪地判平成17年2月3日等金判1215号47頁等。

る。事故情報の登録は大きなリスク（「情報交流を通して全情報機関に知れることになり、与信が拒絶される、もしくは金融料が高くなる」）となるため、重要事項の説明として会員規約（約款）を配布するだけでなく、本人の意思を十分に確認する必要がある。前記裁判例（大阪地判平成17年2月3日金判1215号47頁）では「妻に対して、本件印章により銀行取引を含めた生活全般の法律行為等を行う包括的な代理権を授与していた趣旨と解する方が自然である」として表見代理が認められた。しかし、情報主体本人からの明示の同意を取得する必要があるとの理由で、筆者は登録事項に関する同意には代理はなじまないものとする。

（2）約款記載条項に関する説明義務

前記とも関連して約款記載条項同意についての説明義務の必要性について述べたい⁶。情報（この場合は広義の意味で）・交渉力の格差については明らかに消費者よりも事業者の方が有利である。そこで、合意の瑕疵の一類型として「情報提供不全」という考え方があることを本章で示した⁷。

これらは、消費者契約法（第3条、第4条）の「不利益事実の不告知」を禁止している規定とも関連する。また、金融商品販売法第4条、第5条においては、説明義務違反に対する損害賠償責任の規定とも関連する。とくに金融商品販売法の施行にともない、同法にかかる「重要事項の説明」文書が配布され、各種商品の予見可能なリスクが明示的に記載されている（さらに顧客は配布された文書を読んで確認の意味で署名捺印する手続がとられている）。

消費者信用取引においてもこれらの法律を適用、あるいは準用する余地はあるが、より明確に規定する必要があると思われる。

⁶ 説明義務については、信用情報自体での判決は見当たらないが、ダイヤルQ2事件（最判平成13年3月27日民集55-2-434）がある。判旨には、「Xとしては、一般家庭に広く普及していた加入電話から一般的に利用可能な形でダイヤルQ2事業を開始するに当たっては、同サービス内容やその危険性等につき具体的かつ十分な周知を図るとともに、その危険の現実化をできる限り防止するために可能な対策を講じておくべき責務があったというべきである。」として（サービス内容を熟知せずに利用すると法外な料金を請求されるリスクがあることなどの）説明義務があることが認められた。

⁷ この点につきすでに第1章で山本敬三教授による見解について若干の検討を行っている。すなわち、第一は、問題となる人に着目した基礎づけで、当事者間の情報力の格差に着目する。そして、優位に立つものに情報提供義務を課す方が社会的利益があるとする。二つの着目点は情報の量および質において優位に立つほうの情報提供義務があるとする考え方である。

特に生命・財産への損害が及ぶ場合には情報提供者側の責任が大きいといえよう。

さらに、約款については本論文第1章で記述したように消費者契約法では盛り込まれなかった「不明確条項解釈準則」を取り入れることが必要と思われる⁸。

4. 開示義務の明文化

本論文第1章で、最三判平成17年7月19日(金判1221号2頁)が「貸金業者は債務者から取引履歴の開示を求められた場合には特段の事情のない限り信義則上これを開示する義務を負う」と判示したことに言及した。

業界の自主ルールは開示について定めてはいるが、実際上は下級審における裁判例からみても開示義務の有無について判断が分かれているように、自主ルールは必ずしも業界では厳格に遵守されていなかった。最高裁がこの判決で初めて取引履歴についての開示義務を認めたことから、その射程が今後の消費者信用取引にどのように影響を与えるか注目しなければなるまい。

アメリカでは、消費者信用保護法(CCPA)の制定以前は、本論文第3章のウィルソン事件判決(1971年)で述べたようにトレードシークレットの障害があり、原告の開示請求が認められなかった。従って、与信供与が受けられない、そのために精神的な負担が大きくなるなどの被害があった。

本論文第2章で論述したように、アメリカ CCPA は取引内容の開示を第一目的として制定された。FCRA でも開示に関する詳細な規定がおかれている。消費者調査報告に関する開示(第606条)、政府機関に対する開示(第608条)、消費者に対する開示(第609条)、消費者に対する開示の要件および形式(第610条)、開示の手数料(第612条)である⁹。とくに重要な規定は第609条(c)項(1)号で、「消費者報告機関は、この条の規定により書面による開示をするときは、開示と共に、消費者に対し、次に掲げる行為をしなければならない。

(A) この編において規定される消費者の権利について要約した書面を交付すること。

⁸ 上田誠一郎『契約解釈の限界と不明確条項解釈準則』(日本評論社、2003年)2-3頁では以下のような記述がある。「消費者契約法立法過程において、消費者と事業者との間の契約という限定つきではあるが、より一般的な形での契約解釈のルールとして不明確条項解釈準則の採用が提案された。一中略一結局成立した消費者契約法においては不明確条項解釈準則が明文化されることはなかったが、このような経緯は不明確条項解釈準則をどのように理解し、位置づけるかが、契約解釈に関する理論および実務にとって重要な課題であることを浮き彫りにしたものといえよう。」

⁹ 第612条については2003年の改正法で新たに(a)項に無料開示の規定が追加された。

(B) 消費者報告機関が、全国規模で消費者に関するファイルを作成し、これを保有するときは、通常の営業時間において消費者が消費者報告機関の職員と連絡をとることができるようにするため、消費者広告期間の設置する受信人払い電話の番号を教示すること。

一」とされている。このように開示義務が消費者の権利を説明する役割も担っている。

しかし、評価及び情報源(長谷川注:消費者報告機関を除く)に関する部分については全面的に開示義務があるわけではない。すなわち、第 609 条(a)項(1)号、(2)号の規定は以下のようになっている。「消費者報告機関は、消費者からの開示請求を受けたときは、次条(a)項(1)号の規定に従い、次の各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に開示しなければならない。(1) 開示請求を受けた時点における消費者ファイル中のすべての情報。ただし、この号のいかなる規定も、消費者報告機関に対し、消費者のクレジット・スコアその他の信用上の危険度を表す指標又は消費者についての行動予測に関する情報の開示を義務づけるものと解されてはならない。

(2) 情報源。ただし、消費者調査報告の作成に利用する目的で取得し、実際その他の目的では利用されなかった情報の出所は、開示する必要がない。しかし、この編の下で訴訟が提起された場合には、その訴訟の係属する裁判所における適切な開示手続において情報の出所を原告消費者に開示しなければならない。」。FCRA ではこのように規定されている。

このような FCRA の諸規定は、わが国においても導入すべきだと考える。ただし、評価と情報源については消費者の保護という観点から原則として開示を義務づけ、例外として不開示が認められるべきことになるが、不開示の範囲を限定し、不開示の要件も厳しくする必要はある。そして、通常は消費者の求めに応じた開示義務を規定すべきと考える。また、手数料については 2003 年 FCRA 改正法では無料化が規定された。日本でも、将来的には無料化を目指すべきであろう。

5. 情報提供者の責任

情報提供者の責任については、いくつかの論点があるので、論点別にまとめることにする。

(1) 情報提供者の中には信用情報機関も含めること

本論文で検討した以外の日本の裁判例のなかにおいても、消費者と信用情報機関の間に契約関係がないとして、責任を否定されたものが多い。しかし、今まで述べたように、情報機関独自で情報収集を行い、会員からの求めに応じて情報提供を行っている限り、当然情報提供者としての責任を負うものと考えられる。とくに本節の冒頭で

叙述した、間接収集については信用情報機関にも明らかに責任がある。

(2) 免責要件について

情報提供者(与信業者、信用情報機関等)に対し、一定の要件の下で免責を認めることになるだろうが、その場合でも範囲を限定することが必要である。本論文で取り上げた裁判例では、大阪地判平成2年5月21日判時1359号88頁を除き、信用情報機関には責任を認めていない。

アメリカにおける免責要件をみると、FCRA成立前は、信用報告機関に幅広い相対的免責特権が認められていた。そのため、信用報告機関には権利行使の濫用があったことが、立法過程の議会証言でも明らかとなっている(第4章第1節)。

FCRAの遵守規定(第607条)では、「消費者報告を作成するときは、報告に係る個人に関する情報を最大限可能な限り正確に保つための相当な手続に従わなければならない。」とされているが、情報に誤りがあったからただちに責任を負うのではない。「最大限可能な限り正確に保つための相当な手続に従」っていれば免責されうる。しかし、誤りを指摘されても不注意により放置したままにした場合は過失による民事責任(第617条)を問われる。さらに、誤情報を再度ファイルに含めるなどという行為をした場合には、故意による違反の民事責任(第616条)を問われることになる。

情報の収集、蓄積、流通いずれの段階においても、誤情報発生の可能性がある点はアメリカに限らず、わが国でも同様である。小さな事務処理上の誤りにも責任を課すということになると、信用情報の円滑な利用が妨げられ、信用情報機関が機能しなくなるおそれもでてくる。ここで重要なのは、いかにリスクを最小限に抑え信用情報の正確性を確保するかということである。信用情報の適正な手続及び管理が行われ、注意義務を尽くしても誤情報が発生した場合の法的処理として、FCRA第607条、第616条の諸規定が参考になると思われる。

6. 消費者の責任

これまでは、事業者の責任について述べてきたが、2004年に成立した消費者基本法では新たに消費者の責任が規定された。基本理念は第2条に定められ、同条第1項は「消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者

政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。」と規定されている。

また、第7条1項は「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。」、同2項「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。」と規定されている。従って消費者信用情報の分野に関しても、立法化に際しては、公正な取引のもと、十分な説明が消費者になされることが前提で、その上消費者基本法の理念に基づき、消費者の自立という観点からの諸規定を設けることが必要である。現状では消費者の自立を明確に定めた特別法はいまだ存在せず、この点において消費者信用情報保護法に関する特別法はその最初の特別法とならなければならない。

7. 結語

アメリカでは信用報告機関の権利行使の濫用が約一世紀近く続いた。そのために被害の救済を受けられなかった消費者のために、信用報告機関を規律するFCRAが制定されたのは1970年であった。その後、40年近く経た今日も、幾度かの改正を経て消費者信用保護法(CCPA)という一大法律体系の第六編として重要な一翼を担っている。

他方、わが国では現在のところアメリカのFCRAに相当する法律は整備されていない。コンピュータの普及をはじめ急速に発達した情報化社会において、信用情報機関の実際的な機能に対し、貸主信用、売主信用という伝統的な法概念の枠組みでは全体的、包括的な対応が難しくなっている。加えて、業態別に規制する行政法規による規制は、今日の企業の吸収・合併の活発化に対し、整合的に対応する必要も迫られている。また、消費者もよりいっそうの責任を問われることになったが、その際に消費者に対し、十分な情報提供がなされなければならない。

今後わが国は一層のカード社会、クレジット社会になると思われ、消費者信用情報に関する全般的な整備が必要とされるであろう。公正、透明、理解が容易である包括的な消費者信用情報を規律するルール作りにむけて十分な検討が望まれる。本論文では、重要な論点を集約し立法化への提言としてまとめたが、これらをもって今後の法的整備に資することができれば幸いである。

参 考 文 献

- [1] 戒能通孝=伊藤正巳編『プライバシー研究』(日本評論社、1962年)
- [2] 川島武宜『日本人の法意識』(岩波新書、1967年)
- [3] 伊藤正巳編『現代損害賠償法講座 2 名誉・プライバシー』(日本評論社、1972年)
- [4] 淡路剛久「不真正連帯債務概念についての一考察—共同不法行為の場合を中心として—」来栖三郎=加藤一郎編『民法学の現代的課題』(岩波書店、1972年)
- [5] 甲斐道太郎「民法解釈における『利益衡量論』について」法時 46 卷 1 号 (1974 年)
- [6] 奥田昌道「契約法と不法行為法の接点」『於保還歴記念 民法学の基礎的課題 中』
- [7] 堀部政男『アクセス権』(東京大学出版会、1977年)
- [8] 新井正男「先例拘束性と類推の機能」下山瑛二=堀部政男編『現代イギリス法 内田力蔵先生古希記念』(成文堂、1979年)417頁
- [9] 田中英夫『英米法総論(上)(下)』(東京大学出版会、1980年)
- [10] 田中英夫編『英米法の諸相』(東京大学出版会、1980年)
- [11] 西原寛一「金融法」河本一郎他編『法律学全集』(有斐閣、1980年)
- [12] 竹田稔『名誉・プライバシー侵害に関する民事責任の研究』(酒井書店、1982年)
- [13] 菅野剛「個人信用情報とプライバシーの保護」ジュリス 760 号 (有斐閣、1982年)
- [14] 加藤一郎=竹内昭夫編『消費者法講座 第 1 卷 総論』(日本評論社、1984年)
- [15] 淡路剛久『不法行為法における権利保障と損害の評価』(有斐閣、1984年)
- [16] 山下友信「約款による取引」竹内昭夫=瀧田節編『現代企業法講座第 4 卷 企業取引』(東京大学出版会、1985年)
- [17] 山崎敏彦『抗弁権の永久性論』(一粒社、1986年)
- [18] 藤倉皓一郎編『英米法論集』(東京大学出版会、1987年)
- [19] 塚本重頼『英米民事法の研究』(中央大学出版部、1987年)
- [20] 下森定編『安全配慮義務法理の形成と課題』(日本評論社、1988年)
- [21] 堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』(岩波新書、1988年)
- [22] 長尾治助『現代契約法入門』(ぎょうせい、1990年)
- [23] 四宮和夫『不法行為 事務管理・不当利得・不法行為 現代法学全集 10』(青林書院、1990年)
- [24] 森田宏樹「『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論(1)~(3)」NBL482号~484号

(1991年)

- [25] 樋口範雄訳モートン・J. ホーウィッツ『現代アメリカ法の歴史』(弘文堂、1992年)
- [26] 樋口範雄『アメリカ契約法』(弘文堂、1993年)
- [27] 内田力蔵訳 ローデ・デニング『法の修練』(東京大学出版会、1993年)
- [28] 幾代通(徳本補訂)『不法行為法』(有斐閣、1994年)
- [29] 森泉章=池田真朗編『消費者保護の法律問題』(勁草書房、1994年)
- [30] 神作裕之「個人信用情報—契約的構成の可能性と限界—」『クレジット研究 11号』
(クレジット研究所、1994年)
- [31] 梅本吉彦「個人信用情報に関する訴訟・判例についての一考察」
『クレジット研究 11号』(クレジット研究所、1994年)
- [32] 竹内昭夫『消費者保護法の理論』(有斐閣、1995年)
- [33] 大村敦志『公序良俗と契約正義』(有斐閣、1995年)
- [34] 長尾治助「クレジット消費者被害の様相」『被害者学研究 第5号』(1995年)
- [35] 石井紫郎・樋口範雄編『外からみた日本法(Japanese Law in an International
Context)』(東京大学出版会、1995年)
- [36] 広岡隆『法と社会』(ミネルヴァ書房、1995年)
- [37] 遠藤浩編『別冊法学セミナー基本法コンメンタール第四版債権総論』(日本評論社、
1996年)
- [38] 佐藤一雄『現代消費者法』(商事法務研究会、1996年)
- [39] 江夏健一『現代クレジット社会を考える』(IBI 国際ビジネス研究センター、
1996年)
- [40] 「英米判例百選[第三版]」『別冊ジュリスト 139』(有斐閣、1996年)
- [41] 江夏健一監修=小林麻理編『消費者信用ビジネスと消費者保護』(敬文堂、
1996年)
- [42] 鎌田薫=来生新編『現代の法 13 消費生活と法』(岩波書店、1997年)
- [43] 浜田純一編『現代の法 10 情報と法』(岩波書店、1997年)
- [44] 円谷峻『現代契約法の課題—国際取引と民法理論—』(一粒社、1997年)
- [45] 堀部政男『情報公開・プライバシーの比較法』(日本評論社、1997年)
- [46] 山本豊『不当条項規制と自己責任・契約正義』(有斐閣、1997年)
- [47] 谷口安平監修=田邊誠訳『アメリカ民事訴訟法入門』(信山社、1997年)

- [48] 大村敦志『典型契約と性質決定』(有斐閣、1997年)
- [49] 池田裕明他編『法と情報—石村善治先生古希記念論集』(信山社、1997年)
- [50] 『月間消費者信用 '97-6』(金融財政事情研究会、1997年)
- [51] 山田卓生編『新・現代損害賠償講座 第1巻 総論』(日本評論社、1997年)
- [52] 堀部政男「EU保護指令と日本」ジュリ増刊 変革期のメディア (1997年)358頁
- [53] 村千鶴子「個人情報利用取引に関する被害の実情」ジュリ 1114号(1997年)69頁
- [54] 山田卓生=淡路剛久編『新・現代損害賠償講座 第6巻 損害と保険』
(日本評論社、1998年)
- [55] 『クレジット研究 20号<特集> アメリカ信用報告法の全容』
(クレジット研究所、1998年)
- [56] 滝沢昌彦「情報・プライバシーと消費者」ジュリスト 1139号(有斐閣、1998年)
- [57] 「個人信用情報保護・利用のあり方と法的課題」ジュ 1144号(有斐閣、1998年)
- [58] 野村豊弘「情報 総論」ジュリスト 1126号(有斐閣、1998年)
- [59] 松本恒雄 「情報の保護」ジュリスト 1126号(有斐閣、1998年)
- [60] 大村敦志『消費者法』(有斐閣、1998年)
- [61] 園部秀穂=田中敦編「消費者信用取引」『現代裁判法体系』(新日本法規、1998年)
- [62] 福原紀彦「電子商取引法の生成と消費者保護の課題」戸田修三先生古希記念
図書刊行委員会編『現代企業法学の課題と展開』(文眞堂、1998年)
- [63] 池野千白「消費者の財産形成取引における自己責任概念」戸田修三先生古希記念
図書刊行委員会編『現代企業法学の課題と展開』(文眞堂、1998年)
- [64] 樋口範雄『フィデューシャリー [信認] の時代 信託と契約』(有斐閣、1999年)
- [65] 望月礼二郎訳 P. S. アティア『法の迷走・損害賠償』(木鐸社、1999年)
- [66] 浅香吉幹『現代アメリカの司法』(東京大学出版会、1999年)
- [67] 梅本吉彦「個人信用情報の保護と利用の在り方について」『クレジット研究 21号』
(クレジット研究所、1999年)
- [68] 岩村充「ネットワーク時代の社会と個人」『サイバーエコノミー』
(東洋経済新報社、2000年)
- [69] 前田重行「金融機関と情報」『ジュリスト増刊 金融システムと法』(有斐閣、
2001年)
- [70] 船越一幸『情報とプライバシーの権利』(北樹出版、2001年)

- [71] 倉持孝司『イギリスにおける市民的自由の法構造』（日本評論社、2001年）
- [72] 堀内明「公正な論評」竹田稔=堀部政男編『名誉・プライバシー保護関係訴訟法』（青林書院、2001年）
- [73] 吉野夏己「個人信用情報の提供と表現の自由」『クレジット研究 27号』（クレジット研究所、2002年）
- [74] 平井一雄「民法564条にいう『事実ヲ知りタル時』の意義」金判113号(2002年)
- [75] 国民生活センター編『金融商品の多様化と消費者保護—横断的金融市場ルールに向けての提言—』（国民生活センター、2002年）
- [76] 太田勝造監訳・エリック・ポズナー『法と社会規範』（木鐸社、2002年）
- [77] 個人情報保護実務研究会編『個人情報保護管理・運用の実務』（新日本法規、2003年）
- [78] 西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全』（商事法務研究会、2003年）
- [79] 『ジュリスト 1253号 個人情報保護の法整備』（有斐閣、2003年）
- [80] 江夏健一監修・小林麻理編著『ITの進展と個人情報保護』（敬文堂、2003年）
- [81] 竹之内秀行=稲村雄大「ヨーロッパの消費者信用市場」（早稲田大学消費者金融サービス研究所、2003年）
- [82] 『クレジット i』（50号、51号）（全国信用情報センター、2003年）
- [83] 円谷峻『新・契約の成立と責任』（成文堂、2004年）
- [84] 消費者金融連絡会編『消費者金融サービス—規制と消費者保護を考える』（金融財政事情研究会、2004年）
- [85] NTTデータ技術開発本部システム科学研究所
『サイバーセキュリティの法と政策』（NTT出版、2004年）
- [86] 伊藤滋夫=山崎敏彦編『ケースブック要件事実・事実認定(第2版)』（有斐閣、2005年）
- [87] 福田守利『“法の国アメリカ”を学ぶ』（有斐閣、2005年）
- [88] 渡辺惺之他編『アメリカ連邦民事訴訟規則 2004-05Edition』（レクシスネクシス・ジャパン、2005年）
- [89] 江夏健一=坂野友昭『21世紀の消費者信用市場』（東洋経済新報社、2005年）
- [90] John E.Hallen, *Character of Belief Necessary for The Conditional Privilege in Defamation*, 25Illinois Law Review865(1931)

- [91] Fowler V. Harper, *Privileged Defamation*, 22Virginia Law Review642(1936).
- [92] Richard C. Donnelly, *The Law of Defamation: Proposals for Reform*, 33Minnesota Law Review 609(1949)
- [93] William Prosser, *Libel Per Quod*, 46Virginia Law Review839(1960)
- [94] Notes: *Credit Investigations and The Right to Privacy: Quest for a Remedy*, 57The Georgetown Law Journal509(1969)
- [95] Note: *The Fair Credit Reporting Act*, 56Minnesota Law Review819(1972)
- [96] Notes: *Protecting Privacy in Credit Reporting*, 24Stanford Law Review550(1972)
- [97] Joel D. Eaton, *The American Law of Defamation Through Gertz v. Robert Welch, Inc. and Beyond: An Analytical Primer*, 61Virginia Law Review1349(1975)
- [98] Note: *Judicial Construction of the Fair Credit Reporting Act: Scope and Liability*, 76 Columbia Law Review458(1976)
- [99] Lucinda A. Low, *Preemption of State Credit Reporting Legislation: Toward Validation of State Authority*, 24UCLA Law Review83(1976)
- [100] Joanne Colombani, *The Fair Credit Reporting Act*, XIII Suffolk University Law Review63(1979)
- [101] Michael Zander, *The Law - Making Process 2nd ed.* Weidenfeld and Nicolson London
- [102] Roger D. Blair & Virginia Maurer, *Statute Law and Common Law: The Fair Credit Reporting Act*, 49Missouri Law Review289(1984)
- [103] Marc A. Franklin and Daniel J. Bussel, *The Plaintiff's Burden in Defamation: Awareness and Falsity*, 25William and Mary Law Review825(1984)
- [104] Martha F. Davis, *Solving Statute of Limitation Problems Under the Fair Credit Protecting Act*, 18 Indiana Law Review507(1985)
- [105] P.S. Atiyah and Robert S. Summers *Form and Substance in Anglo - American Law*, Clarendon Press Oxford, 1987
- [106] Case Comments: *Houghton v. New Jwesey Manufactures Insurance Co.: A Narrow Interpretation of the Scope Provisions of the Fair Credit Reporting*

- Act Threatens Consumer Protection*, 71Minnesota Law Review1319(1987)
- [107] Ellen Alderman & Caroline Kennedy *The Right to Privacy*,
Random House, 1995
- [108] Mary Kay Kane , *Civil Procedure* 4th Ed., West Publishing Co., (1996)
- [109] E. Allan Farnsworth, *An Introduction to the Legal System of the United States* 3rd. Ed, Oceana Publications, Inc. 1996
- [110] Richard A. Posner, *A theory of Negligence*, The Journal of Legal Studies
- [111] Robert E. Thomas and Virginia G. Maurer, *Database Marketing Practice: Protecting Consumer Privacy*, 16Journal of Public Policy Marketing147(1997)
- [112] Peter Cartwright, *Consumer Protection and the Criminal Law, Theory and Policy in the UK*, Cambridge(1999)
- [113] Ariel Porat and Alex Stein, *Tort Liability Under Uncertainty*, Oxford University Press(2001)
- [114] Richard Kidner MA, BCL, *Casebook on Torts 7th Ed.* , Oxford University Press(2001)